

食品表示基準案（消食表第229号
諮問）に関する審議経過報告書

平成27年3月

消費者委員会食品表示部会

はじめに

平成 26 年 10 月 31 日付けで答申を行った食品表示基準は、平成 27 年 6 月までに施行予定の食品表示法に基づき、内閣府令で新たに定められる基準である。

消費者委員会食品表示部会では、本基準について、平成 25 年 11 月 6 日の第 26 回食品表示部会での議論を皮切りとして、平成 25 年 11 月から平成 26 年 6 月までの間、消費者委員会の「栄養表示に関する調査会」(計 6 回)、「生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会」(計 5 回)、「加工食品の表示に関する調査会」(計 8 回)において、基準の骨格となる方針について議論を行った。

この議論を受けて消費者庁がまとめた食品表示基準案は、平成 26 年 7 月に消費者庁からパブリックコメントに付され、平成 26 年 9 月 19 日付けで内閣総理大臣よりパブリックコメント後の食品表示基準案が当委員会に諮問された。

この諮問案について食品表示部会は、平成 26 年 9 月 24 日、10 月 3 日、10 月 15 日、10 月 31 日の 4 回にわたり、長い時には 4 時間半を超える時間、議論を行った。

本報告書は、その 4 回にわたる食品表示部会における諮問案に対する審議経過を記録としてまとめたものである。

目次

1.	審議の進め方、答申案作成について	4
	(1) 審議の進め方について	4
	○第 31 回、第 32 回部会における審議の流れについて	4
	○第 33 回部会における審議の流れについて	5
	○第 34 回部会における審議の流れについて	5
	(2) 部会長による答申案の作成について	8
	○1 回目の作成について	8
	○2 回目の作成について	8
	(3) 議事運営状況および審議状況 (まとめ)	9
2.	項目ごとの議論について	10
	(1) 項目別審議経過 (概要)	10
	(2) 主な意見 (議論状況)	14
	○栄養表示の対象成分について	14
	○栄養表示の対象成分について (ナトリウム表示) (別紙 3 のパブコメ案からの変更点②)	16
	○栄養表示の対象食品及び対象事業者について (別紙 3 のパブコメ案からの変更点③)	20
	○栄養強調表示等について (別紙 3 のパブコメ案からの変更点④)	28
	○「生鮮食品」と「加工食品」の整理 (製造、加工、調整、選別の定義について)	35
	○「生鮮食品」と「加工食品」の整理 (異種混合食品の定義について)	35
	○加工食品の横断的事項の表示について	37
	○表示責任を有する者等の整理について	43
	○表示責任を有する者等の整理について (製造所固有記号について) (別紙 3 のパブコメ案からの変更点①)	45
	○レイアウト、文字の大きさについて (省略規定を可能とする面積について) (別紙 3 のパブコメ案からの変更点⑤)	67
	○経過措置 (別紙 3 のパブコメ案からの変更点⑥)	71
	○表示を推奨している特定原材料に準ずるものの根拠規定	81
	○酒類へのアレルギー表示	84
	○トランス脂肪酸の表示	87
	○脂質の『含まない旨』の表示について	89
	○複合原材料の表示について	90
	○原材料名の記載方法について (糖類のまとめ書き)	90
	○原材料名の記載方法について (栄養強化目的の添加物)	90
	○原材料名の記載方法について (植物油脂の表示)	91

- 別紙1 調査会報告書記載事項と食品表示基準案との対照一覧からの抜粋
- 別紙2 調査会報告書記載事項と食品表示基準案との対照一覧
- 別紙3 食品表示基準の概要
- 別紙4-1 追加説明用資料（ナトリウムの表示方法について）
- 別紙4-2 追加説明用資料（栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の考え方）
- 別紙4-3 追加説明用資料（ナトリウムに係る低減された旨の表示（25%以上の相対差）の特例を設けることについて）
- 別紙4-4 追加説明用資料（一般用加工食品に係る製造所固有記号に対する意見について）
- 別紙4-5 追加説明用資料（業務用食品について）
- 別紙4-6 追加説明用資料（経過措置の考え方について）
- 別紙5 平成26年10月14日時点での各委員意見
- 別紙6 平成26年10月24日時点での各委員意見
- 別紙7 部会長作成答申案（1回目作成）
- 別紙8 部会長作成答申案（2回目作成）
- 参考 消食表第229号諮問に対する答申書

1. 審議の進め方、答申案作成について

(1) 審議の進め方について

○第 31 回、第 32 回部会における審議の流れについて

第 31 回食品表示部会（9 月 24 日開催）において阿久澤部会長から、諮問された食品表示基準案に関する審議の進め方について以下のとおりの提案がされた。委員の了承を得たことから、この提案に沿って議事が進行された。

- ・基準案は、調査会で時間をかけて一度議論しているのので、議論を、基準案と 6 月にまとめた報告書の取りまとめ意見の間で違いがあるところに絞りたい。
- ・違いを明らかにするため、報告書の取りまとめ意見と基準案の記載が異なっている項目や Q & A の作成など運用面にかかわる意見を出していた項目（計 11 項目）について、事務局が資料（別紙 1）にまとめたので、その資料に沿って議事を進めたい。
- ・消費者庁からパブリックコメント前の基準案と今回諮問された基準案との変更点をまとめた資料（別紙 3）が出されているが、この資料では前述の違いが判らない。このため、事務局資料（別紙 1）に沿って確認を進める中で消費者庁資料（別紙 3）の内容についても議論していきたい。
- ・項目ごとの質疑の後、その項目に関する基準案の内容について、各委員が賛成できるかどうか、1 項目ごとに御意見を確認していきたい。欠席された委員にも議事録を確認いただいた上で、当該部分の基準案についての意見をお聞きし、全委員の意見を勘案して最終的に答申をどうするか考えたい。
- ・資料（別紙 1）に沿って議論するにあたり、議論すべき項目が多いことから、第 31 回部会（9 月 24 日開催）だけでは全ての項目について議論できないため、第 31 回と第 32 回（10 月 3 日開催）の 2 回に議題を分けてご議論いただきたい。
- ・第 31 回では事務局資料（別紙 1）の 1 ページ目について議論し、第 32 回部会では 2 ページ目についてご議論いただく。
- ・議事進行に使用する資料（別紙 1）とは別に、平成 26 年 6 月に公表した報告書やまとめに記載された全ての意見と基準案の対比表（別紙 2）を作成した。この資料には、報告書やまとめに記載されている「委員の個別意見」も載せており、今後の議論にあたって、これらの個別意見の中で、あわせて議論すべきと委員が合意される意見があれば、それらも適宜議論の対象としたい。

※消費者委員会事務局作成資料は、本報告書に別紙 1、別紙 2 として添付している。

※消費者庁作成資料（第 31 回部会に提出されたもの）は、本報告書に別紙 3 として添付している。

第 31 回部会における消費者庁のパブリックコメントで変更となった点に関する説明に対し、委員から多くの疑義が出され、項目ごとの意見確認においては、不賛成とする委員と意

見表明を留保する委員が多数であった。これを受けて、消費者庁から部会長に対し、第 33 回部会（10 月 15 日）で追加説明を行いたいとの申し出がなされ、第 32 回部会冒頭で、部会長から委員に消費者庁から追加説明を受けることについて諮り、了承されたことから、第 32 回部会で疑義が出された点も含め、第 33 回部会で追加説明を受けることとなった。

また、報告書やまとめに記載されている「委員の個別意見」（別紙 2）のうち、今回の審議であわせて議論すべき点（以下、「その他の項目」とする。）については、第 32 回部会で委員に提案を求めたところ、2 委員から 6 項目の提案があった。これらを議題として取り上げるか否かの議論は第 33 回部会で行う予定であったが、審議時間の都合により、第 34 回部会で行われた。

○第 33 回部会における審議の流れについて

第 33 回部会では、第 31 回及び第 32 回部会で諮問案に対する不賛成が多かった項目及び意見を保留する委員が多かった項目、計 5 項目について、消費者庁から追加説明（一部追加提案を含む）が行われた。その後、追加説明を受けての議論が行われた。

第 33 回部会には、第 32 回部会までの意見状況に基づき部会長が作成した答申案原案（別紙 7）が提示されており、その内容に関する議論も行う予定であったが、第 33 回部会を欠席された委員にも、消費者庁の追加説明を聞いていただいた上で各項目に対する意見を確認し直し、全委員の意見状況をもって答申案の内容を検討すべきとの意見が委員より出されたため、答申案の議論は第 34 回部会（10 月 31 日）で行うこととなった。

これに伴い、第 34 回で議論対象とする答申案として、部会長一任にて第 33 回部会後の意見状況を反映した版を作成することとなった。

また、その他の項目に関する議論は、第 34 回部会で議論することとなった。

※追加説明用資料は、本報告書に別紙 4 として添付している。

○第 34 回部会における審議の流れについて

第 34 回部会は、その他の項目（6 項目）を議題とするか否かの審議から開始された。提案を行った 2 委員から修正意見について説明があった後、6 項目について議論が行われた。その後、各項目を議題とするか否かの意見確認が行われた。意見確認にあたり部会長から、「修正意見の提案であるため、議題とすることが提案された修正意見に賛成するという結論になるので、賛成する委員が多かった場合には、答申案で修正意見を付すことを前提に意見確認を進めたい」と提案がされた。これに対し委員より、「今回の答申案に修正を入れることを前提に議題にするか否かと別に、答申案に入れなくても今後の検討課題とするという考え方があるので、答申案に入れないと否決された場合には、継続して検討すべき課題とするか否かという点についても確認すべき」との提案があり、①議題として取り上げ、答申案に修正意見を付すか否か②議題として取り上げないが継続して検討すべき課題とするか否か、の 2 段階での意見確認を行うことで合意がなされた。

意見確認の結果は以下のとおりとなった。

- ・表示を推奨している特定原材料に準ずるものの根拠規定・・・①否 ②継続課題とする
- ・酒類へのアレルギー表示・・・①否 ②継続課題とする
- ・トランス脂肪酸の表示・・・①否 ②継続課題とする
- ・脂質の『含まない旨』の表示について・・・①否 ②継続課題としない
- ・複合原材料の表示について・・・①否 ②継続課題としない
- ・原材料名の記載方法について（糖類のまとめ書き）・・・①否 ②継続課題としない
- ・原材料名の記載方法について（栄養強化目的の添加物）・・・①否 ②継続課題としない
- ・原材料名の記載方法について（植物油脂の表示）・・・①否 ②継続課題としない

続いて、答申案の内容について審議が行われた。審議対象の答申案（別紙8）は、第33回部会後の全委員の意見状況を踏まえ部会長が作成した案である。答申案（別紙8）は、「栄養成分表示に係るナトリウムおよび食塩相当量の表示」を除き、諮問された基準案のとおりとすることが適当であるとの内容であった。

答申案（別紙8）に対し委員から、第33回部会に提出された答申案原案（別紙7）と内容が大幅に変わっている理由が判らないという意見や、委員として議論対象とした項目に対する賛成・不賛成といった採択を迫られたが、この方法で答申案を作成することはコンセンサスを得た部会運営であったのかといった意見があった。また、第33回の答申案原案（別紙7）と比べ結論だけが簡潔に書かれていて違和感がある、決定がなされた経緯に関する記述がなく、長期間にわたり議論してきた状況が判らない、答申書に経緯も記述すべきといった意見が出された。

これに対し部会長及び消費者委員会事務局より、以下の説明がなされた。

- ・答申案の内容が大幅に変わっている理由

第33回部会で消費者庁から追加提案・説明があり、それを受けての議論の結果、不賛成もしくは意見留保としていた委員の多くが賛成意見となったため、その状況を受けて答申案の内容を変更した。

- ・項目ごとに委員の意見確認をする方法で作成した答申案で、部会のコンセンサスが得られたと言えるかという疑義への回答

答申書は部会としてコンセンサスを得たものでなくてはならないという点については同意見。項目ごとの意見状況をまとめた表は、答申案作成のため各委員の意見状況を確認したものに過ぎない。よって、部会を欠席された委員の意見も掲載されている。提示した答申案を変更すべきとのご意見がある場合は、論点や変更点を明確に、改めてご意見をおっしゃっていただければ良いと考える。

- ・答申案に経緯を記述していないこと理由・提案

経緯については議事録を読んでいただければ判るため、記述していない。

答申とは別に議事の流れを判りやすくまとめた資料を事務局で作成させていただき、委員に確認いただくことでいかがか。

(答申案に経過報告を入れるべきとの意見に対し) 答申というものは、諮問されたものについてどういう答えを返すか、修正すべき点がどこであるのかということを端的に書かないと、答申の機能を果たさないと考える。議論の経過がどういう流れでこの答申に至ったかについては、報告書で明らかにすることで目的は達せられる。

前述のような議論のなか、答申案の議決方法について、答申案の内容について意見が分かれており、時間が切迫している状況で答申案の内容を審議できるのか、採決方法としては、答申するかしないかという判断しかないのではないかとの意見が出された。

また、答申案への修正意見として、製造所固有記号を答申の対象から除外することと、経過措置期間の修正を答申に盛り込むことが委員から提案された。

これに対し消費者委員会事務局から、部会が答申内容を議決した場合は、委員長の同意を得て委員会の答申とすることができるとの定めであるため、部会として答申しないこととなった場合は、消費者委員会本会議で答申について議論することになると説明がされた。

委員から、本会議で答申について議論する場合は、今まで重ねてきた議論の成果が反映されない可能性もあるのかという質問があり、事務局から、議論の状況と、なぜ答申案を議決しないことに至ったかの経緯を本会議に報告することとなると回答がなされた。

その後、答申案を部会で議決するか否かについて議決が行われた。部会では答申に関する議決を行わないことに賛成する委員が2名、不賛成が9名だった。結果、部会として答申案を議決することとなった。

次に、経過措置(※1)に対する修正意見を、答申案に盛り込むか否かの議決が行われた。修正意見に賛成する委員が4名、不賛成が7名だった。結果、修正意見は答申案に盛り込まれないこととなった。

※1：経過措置に関する修正提案

加工食品を2年、添加物を1年とする。生鮮食品は、一部例外的な卵や胚芽精米といった現行の加工食品と同じ栄養表示を行っているものについては、加工食品と同じ経過措置を設ける。それ以外の生鮮食品は経過措置なし。特殊な缶詰の業界については特例措置を認める。

続いて、製造所固有記号に関し答申案から除外するという修正を、答申案に盛り込むか否かの確認が行われた。修正に賛成する委員が4名、不賛成が7名だった。結果、修正は答申案に盛り込まれないこととなった。

最後に、部会長提案の答申案(別紙8)に賛成するか否かの議決が行われた。部会長作成の答申案(別紙8)に賛成する委員が8名、不賛成が3名だった。結果、部会長作成の答申案(別紙8)が議決された。

※議決の賛否状況には、部会長を含まず。

(2) 部会長による答申案の作成について

○1回目の作成について

第33回部会で消費者庁の追加説明が行われることになったが、当初の説明に対する議論は第32回の部会までに終了しており、委員の意見が確認できる状況であった。このため、意見状況と議論の流れを踏まえ、第33回部会における議論のたたき台とするための答申案原案を、部会長一任で作成し、第33回部会に提出することとなった。

作成にあたっては、次の提案に対する了解を第32回部会で得た。

- ・9月24日と10月3日の議論を踏まえ、次回(10月15日)部会までの間に、議決に係る消費者委員会委員長への報告書案と答申案の原案を作成する。
- ・当部会での議決を消費者委員会の議決とするためには、部会の審議内容を消費者委員会委員長に報告し、部会の議決に対して同意を得ることが必要。この同意を得るために必要な報告書案と、消費者委員会として発出することとなる答申案の準備を始める。
- ・報告書案、答申案の原案作成は部会長一任とし、次回部会で消費者庁の追加説明を聞いた上で、原案の内容について審議する。
- ・作成する報告書案や答申案原案のイメージとしては、基準案全体が全て問題ということはないので、第31回と第32回の審議で議論の対象になった部分のうち、賛成できないとの意見が多かった部分について、不賛成である旨を明記し、できれば対案を示す形でまとめる。
- ・別紙1の項目に沿って議論と意見確認を行うスタイルで議事を進めているので、委員が基準案に賛成できない部分があればはっきりとわかる。賛成できない理由も発言内容で確認できる。このため、答申案原案を作成することができる。
- ・第31回部会を欠席した委員と意見を留保された委員には、第32回部会で議論を予定している項目の審議が終わったところで一旦意見を伺う。欠席の委員の意見は、議事録を確認いただいた後に事務局を通じて確認し、原案の検討に生かす。
- ・意見を留保した委員が次回部会の消費者庁の説明後に行う最終的な意見確認まで、引き続き意見を留保される場合は、それでも結構。今回留保される場合も同様。
- ・もし意見留保の委員が多い項目が意見確認の後に残った場合は、最終的に不賛成が多くなった場合に備え、委員が留保している理由を踏まえて対案などの原案を作成する。
- ・その上で、次回部会での消費者庁の追加説明で基準案に賛成できる委員が増えた場合には、報告書案、答申案の決定に当たって、その部分を修正する方法をとる。

※第32回部会後の委員の意見分布状況・・・別紙5として本報告書に添付

※答申案原案(1回目作成)・・・別紙7として本報告書に添付

○2回目の作成について

第33回部会に提出された部会長作成の答申案原案(別紙7)は、消費者庁の追加説明後、出席委員の意見分布状況を確認のうえ、議論される予定であったが、第33回部会を欠席した委員にも消費者庁の追加説明を聞いていただいた上で各項目に対する意見を確認し直し、

全委員の意見状況をもって答申案の内容を検討すべきとの意見が委員より出され、答申案の議論は第 34 回部会で行うこととなった。これに伴い、第 33 回部会終了時点での全委員の意見状況を勘案した答申案を、部会長が改めて作成し、第 34 回部会に提出することとなった。

※第 33 回部会後の委員の意見分布状況・・・別紙 6 として本報告書に添付

※答申案(2 回目作成)・・・別紙 8 として本報告書に添付

(3) 議事運営状況および審議状況 (まとめ)

部会 (開催日)	議事運営状況 (★) 及び 審議状況 (○)
第 31 回 (H26.9.24)	<p>★部会長より審議の進め方を提案 ⇒委員了承</p> <p>○了承された進め方に従い 5 項目 (11 項目) の審議を実施し、項目ごとに意見を確認 ⇒説明に納得できず、不賛成もしくは意見を留保する委員が多かった</p>
第 32 回 (H26.10.3)	<p>★消費者庁から追加説明の申し出が合った旨を委員に伝達 ⇒第 33 回部会で追加質問を行うことを委員了承</p> <p>★次回部会で答申案の議論を行うため、第 32 回部会までの意見状況を踏まえて、たたき台となる答申案を部会長が作成することを提案 ⇒委員了承</p> <p>○第 31 回部会で審議できなかった 6 項目 (11 項目) の審議を実施</p> <p>○その他で議論の対象としたい項目 (その他の項目) を確認 ⇒6 項目の提案あり (議論未実施)</p>
第 33 回 (H26.10.15)	<p>★部会長作成の答申案原案 (1 回目作成) (別紙 7) を提出</p> <p>★欠席委員に消費者庁の追加説明内容を伝えて意見を再確認し、全委員の意見状況を確認したうえで、次回部会において答申案の議論を行うこととなった</p> <p>★全委員の意見を踏まえた答申案を部会長が作成することを提案 ⇒委員了承</p> <p>○消費者庁が 5 項目に関し追加説明・提案を実施 ⇒再度議論し、追加提案を含め、諮問案に賛成とする委員が増えた</p>
第 34 回 (H26.10.31)	<p>★部会長作成の答申案 (2 回目作成) (別紙 8) を提出</p> <p>○その他の項目 (6 項目中、最終項目が 3 分割され、計 8 項目として整理) について議論を実施 ⇒答申案に盛り込まないが、検討を継続すべき課題と位置づけられた項目が 3 つあった</p> <p>○答申案について審議を実施 ⇒答申の議決を部会で行うか否か、また、答申案に対する修正意見 2 件、及び部会長作成の答申案 (別紙 8) についてそれぞれ採決した</p>

(続き)	⇒部会で答申を議決することとなり、部会長作成の答申案（別紙8）が議決された
------	---------------------------------------

2. 項目ごとの議論について

本報告書添付の別紙1に沿って議事が進められた。11項目にわたって議論を行い、消費者庁が別紙3に基づき説明を行った6項目のうち5項目については、追加提案・説明がされた。

また、委員の個別意見のうち、答申案の修正提案として提案された8項目（当初6項目。最終項目が3分割されたため8項目として整理）についても議論が行われた。

(1) 項目別審議経過（概要）

	項目	審議経過（概要）	主な意見 掲載箇所
調査会とりまとめ意見と諮問された基準案の間で差が残っている部分	栄養表示の対象成分について	調査会とりまとめと区分文言に差があるため内容の確認を行った	14 ページ
	栄養表示の対象成分について（ナトリウム表示）	諮問案で、ナトリウム表示を任意で行いたい場合はナトリウム量（食塩相当量）の形で記述するとされたことに対し議論を行った ⇒不賛成とする委員が多かった ⇒消費者庁から、ナトリウム塩を添加していない食品にのみナトリウム量（食塩相当量）の表示を認めるという追加提案があった ⇒追加提案の内容を含めるのであれば諮問案に賛成できるという委員が増加	16 ページ
	栄養表示の対象食品及び対象事業者について（小規模事業者の考え方）	消費税法第9条（小規模事業者に係る納税義務の免除）に該当する場合、表示を省略可能とするとしていたところ、諮問案では、当分の間、「消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者が販売するもの」については、栄養成分表示を省略可能とされたことに対し議論を行った	20 ページ

(続き)	⇒意見を留保される委員が多かった ⇒消費者庁から変更理由について、データを用いて追加説明を行った ⇒議論の結果、賛成できるという委員が増加	
栄養強調表示等について	ナトリウムの含有量を 25%以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合、相対差の特例を認めるとされたことに対し議論を行った ⇒不賛成とする委員が多かった ⇒消費者庁から、パブリックコメントにおいて意見のあった伝統的手法で製造されるみそ、しょうゆに限定して検討との追加説明があった ⇒伝統的食品であるみそ、しょうゆに限って認めるのであれば賛成できるという委員が増加	28 ページ
「生鮮食品」と「加工食品」の整理 (製造、加工、調整、選別の定義について)	製造、加工、調整、選別の定義を明確にし、「製造」「加工」に当てはまるものは加工食品、「調整」「選別」に当てはまるものは生鮮食品に整理。製造、加工、調整、選別の定義については通知や Q&A 等で記載予定ということを確認	35 ページ
「生鮮食品」と「加工食品」の整理 (異種混合食品の定義について)	異種混合の食品については現行通り加工食品に分類されることについて議論を行った	35 ページ
加工食品の横断的事項の表示について	①原材料名と添加物の事項名を別に表示し、それぞれ重量順に記載する、②原材料名欄に原材料名と添加物を明確に区分して、それぞれ重量順に記載する、のいずれかで表示とされたことについて議論を行った	37 ページ
表示責任を有する者等の整理について	「製造者」「加工者」の定義については通知や Q&A 等で記載予定とされていることについて確認を行った	43 ページ

<p>表示責任を有する者等の整理について（製造所固有記号について）</p>	<p>製造所固有記号は、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合に使用可とし、使用する場合は以下のいずれかを表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 ・製造所所在地等を記載した HP アドレス等 ・当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号 <p>また、業務用食品は対象としないこととされたことについて議論を行った。 ⇒留保とする委員が多かった ⇒消費者庁から追加説明を実施 ⇒追加説明後の議論を経て、賛成する委員が増加</p>	<p>45 ページ</p>
<p>レイアウト、文字の大きさについて（省略規定を可能とする面積について）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『表示可能面積が 30 平方センチメートル以下の食品にも「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」を省略不可とする <p>表示責任者を表示しなくてもよい場合には、製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入者にあっては、輸入業者の氏名又は名称）を省略不可とする</p> <p>省略可能な場合として、「表示可能面積がおおむね 30 平方センチメートル以下」と規定とされたことについて議論を行った ⇒賛成する委員が多かった</p>	<p>67 ページ</p>
<p>経過措置</p>	<p>経過措置期間は、加工食品及び添加物の全ての表示について5年、生鮮食品の表示に1年6ヶ月とされたことについて議論を行った ⇒留保する委員が多かった ⇒消費者庁から経過措置期間を長くした理由について追加説明を行った</p>	<p>71 ページ</p>

	(続き)	⇒追加説明後の議論を経て、賛成する委員が増加	
委員個別意見からの追加提案	※意見確認を2段階で実施 ①答申案を修正するか ②継続的検討課題とするか		
	表示を推奨している特定原材料に準ずるものの根拠規定	提案内容：アレルギー表示は通知ではなく、基準に入れるべき ⇒意見確認結果 ① 否 ② 継続課題とする	81 ページ
	酒類へのアレルギー表示	提案内容：酒類もアレルギー表示の義務の中に入れるべき ⇒意見確認結果 ① 否 ② 継続課題とする	84 ページ
	トランス脂肪酸の表示	提案内容：トランス脂肪酸を表示対象とすべき ⇒意見確認結果 ① 否 ② 継続課題とする	87 ページ
	脂質の『含まない旨』の表示について	提案内容：例外規定を作るべきでない ⇒意見確認結果 ① 否 ② 継続課題とせず	89 ページ
	複合原材料の表示について	提案内容：複合原材料を使用する場合は原材料の分割表示を認めるべきでない ⇒意見確認結果 ① 否 ② 継続課題とせず	90 ページ
	原材料名の記載方法について(糖類のまとめ書き)	提案内容：例外規定を作るべきでない ⇒意見確認結果 ① 否 ② 継続課題とせず	90 ページ
	原材料名の記載方法について(栄養強化目的の添加物)	提案内容：例外規定を作るべきでない ⇒意見確認結果 ② 否 ② 継続課題とせず	90 ページ
原材料名の記載方法について(植物油脂の表示)	提案内容：例外規定を作るべきでない ⇒意見確認結果 ③ 否 ② 継続課題とせず	91 ページ	

(2) 主な意見（議論状況）

○栄養表示の対象成分について

<別紙1に関する消費者委員会事務局説明>

- ・表示について「義務」「任意（推奨）」「任意（その他）」の3段階とするという調査会取りまとめが、パブリックコメントでは、「義務表示」「推奨表示」「任意表示」とに分けられているということで、若干違いがあるのではないかと記載した。ただし、この項目については、法令上義務と書かなければ任意であるというのは自明なので、ほとんど違いはないと考えている。

<消費者庁説明>

- ・調査会の取りまとめ意見は、義務というものがまず1つ。それから、任意でも推奨とその他ということで、いずれにしても3段階にすべきという御意見だったと思う。我々の案も3段階という点で一緒であり、義務はあくまでも義務、それ以外は任意の整理ということで、推奨表示、任意表示としているが、先ほど事務局から説明があったとおり、取りまとめ意見の趣旨は全く変えていない。

<委員意見>

- ・この件については調査会で、「推奨という表現が使われると事業者にとっては実質義務と同じ対応をせざるを得ない。できる限りこの表現については和らいだものにしていただきたい。消費者庁の趣旨、同じ任意の中でも優先順位の高いものがあり、それは義務の一步手前であり、そういったものについて何らかの意思を示していきたいという趣旨は理解するが、表現を「推奨」と明確に書かれると、事業者にとっては義務と同じ対応をせざるを得ないので、柔らかな表現をしていただきたい」と繰り返しお願いしてきた。
- ・今回の説明で実質は調査会のまとめと同じということだが、我々から見ると、さらに義務と推奨と任意という形で、3つを同じ高さで並べられてしまうと、推奨はあくまで任意ということだが、任意という箱と推奨という箱が別のものであるということになり、調査会での議論よりさらに推奨の意味合いが強くなってしまう。表現の仕方をもう一度考え直していただきたい。具体的な方法としては、あくまで表示基準としては義務と任意の2つにし、この推奨という内容については、任意の下に書いていただく。あるいは、この基準の中に書くのではなく、例えばアレルギーの推奨表示のように、別途通知によってそういった内容を示していただく、要するに積極的に表示することが望ましい栄養成分ということで、その該当成分を通知によって示していただくというやり方もたいへん良いのではないかと思う。そうでないと、アレルギーの推奨の表示と比較して、非常にバランスが悪いのではないかと思う。そういったやり方であっても、調査会で消費者庁が説明された目的が十分に達成できるのではないかと思う。ぜひそういった形にさせていただきたい。

- ・今の御意見について一言申し上げたい。「推奨」という言葉が強いのではないかという御意見だが、栄養政策上の問題になろうかと思うが、消費者に対してこれが重要であるということを表示制度の中できちんと伝えていくということが非常に重要なことだと思っている。ぜひ事業者の方にはそういう形で対応していただくように、今回の表示案について全面的に賛成するものである。
- ・栄養成分の3分類については調査会でも多分何度か議論になったと思う。調査会で私はオブザーバーだったが、今回発言させてもらう。先ほど他の委員から意見があり、推奨というのは、ある程度義務表示の次に我々国民が摂取する上で重要な情報として食物繊維と飽和脂肪酸という栄養素があるというのは理解できる。そのやり方として、消費者庁から表示基準案の文書自体に推奨表示というのと任意と推奨というのが言葉の説明では意図は変わらないと説明されても新食品表示の文面では、その点は、同じものではないという感想をもっている。
- ・海外でも今回提案されている3段階(義務、推奨、任意)はないということであれば、むしろ推奨項目を、栄養成分の義務化がある程度成熟して、5年先の先、現時点で時期はわからないが、加工食品における栄養表示の義務項目が成熟して、ほとんど全部のものに表示された後に義務となる項目であること、現在の義務表示項目の次に義務となるのが推奨表示であって、期限的にたとえばその後2年で検討といったことをイメージする方が、そういう計画を明確にしてもらったほうがいいような気がする。あえて曖昧な義務と任意という表現を法律の条文で使うということについては慎重であるべきだと考える。
- ・推奨表示というのは確かに中途半端な状況ではあるが、将来の義務化に向けての中間的な意味合いとしては、意味があると思う。義務表示だけは行政処分の対象になり、処分に違反すれば刑罰の対象になり非常に重たいが、推奨はあくまで任意表示ということであれば、厳然とルールとして違っているので、推奨表示を記載しないからといって行政処分の対象になることはない。全く明確に区別されるので、そこは余り気にする必要はないと思う。
- ・アレルギー表示のように推奨表示は通知でという意見が出ていたが、義務表示、推奨表示、任意表示は表示基準の中に入っているが、アレルギーの推奨表示は通知のレベルであって、ある意味では第4段階目ぐらいの話。アレルギーの表示でありながら表示基準の中にも入っていないということで非常に弱い4段階目の表示なので、そこにこの「推奨表示」を落とすということは、任意表示もさらに落とすようなレベルの話になりかねない。よって、現行の3つの表示で基準の中に入れておくということでもいいと思う。
- ・片一方で文言の統一という話をしてきた中で、アレルギー表示の推奨と今回の推奨では意味合いが違う。このことについては疑問に思う。趣旨については多分皆さんも同じように順番にしなければならないと思っていらっしゃると思うので、例えば先ほど意見があったような、通知によるやり方もひとつではないかと思う。もう一度そこは検討いただくような考えはないか。
- ・栄養表示を消費者側から見たとき、やはり今回の義務化というのは大きな一歩だと考えている。問題になっている推奨表示は、本日資料として提出されたパブコメの意見をざっと見たところ、推奨項目に対してはかなり希望が多いと書かれている。また、猶予期間が5

年あるということを考えると、現状、加工食品がふえている中で栄養表示の重要性ということを考えても、推奨という形で国民に対して注意喚起をしていくことは、私は納得できる。

- ・アレルギー表示と同じ推奨まで落としていただきたいという意見がでたが、アレルギー表示の推奨というのは、それから見ると落ちた推奨の位置づけになるのか。
- ・表示基準は内閣府令でつくるが、通知自体には府令のような法律の根拠はない。だから、推奨表示を通知でやるということは基準に基づくものではないので、法規制としては一段落低いと見ざるを得ない。実態上は推奨表示と言われているアレルギー表示も基準の中に入れてはどうかという意見を以前に私も言ったと思うが、そういう意味で言うと、今のアレルギーの推奨表示の位置づけが通知では問題で、やはり基準の中に盛り込むべきではないのか。そうすれば、推奨表示に関して先ほど委員がおっしゃっていたようなバランスの悪さというのがむしろ解消されると思う。
- ・アレルギーがそのレベルで考えられていたとは思っていなかった。ちゃんと基準の位置づけの中に入れていただきたい。ここでの議論ではないので、別な機会に、ぜひこのことについて御検討いただきたい。

<消費者庁回答>

- ・義務表示、推奨表示、任意表示の3つに分けているのを直したほうがいいのかという御指摘だが、委員の意見にもあったとおり、普通の任意よりも推奨項目はより位置づけが高いとの認識であり、それをストレートにより社会にわかりやすい形で規定しているものなので、特段これを見直す必要性はないと考えている。

<委員意見>

- ・変える余地がないということは理解したが、例えば義務と任意と推奨の3つのカテゴリーの定義をQ&Aか何かで1つは出してほしい。
- ・推奨は飽和脂肪酸と食物繊維だが、飽和脂肪酸は取り過ぎが懸念され、食物繊維は摂取が少ないことが懸念されるという、異なる理由で、日本の国民に対して必要となった情報である。なぜ飽和脂肪酸と食物繊維がこういう推奨に挙がってきたかということについて、きちんと説明するような資料も別途用意したほうが良いと思う。推奨表示が格上げになるというか、将来的に栄養素として義務表示になるということなので、この2つの栄養素についてどうして表示が必要であるかを説明できる資料の検討をお願いする。
- ・栄養表示はできないと言っている事業者が海外では表示している。今回は飽和脂肪酸と食物繊維が推奨になったが、やはりトランス脂肪酸、コレステロール、糖類も絶対推奨にいれるべきだろう。
- ・「義務」「推奨」「任意」と分けることは枠組みなので仕方ないと思う。日本は遅れているわけだから、まずは「推奨」はやむを得ない処置である。

○栄養表示の対象成分について（ナトリウム表示）（別紙3のパブコメ案からの変更点②）

<別紙3「パブコメ案からの変更点②」に関する消費者庁説明>

- ・ナトリウムの量について食塩相当量で義務表示をするという点に変更はないが、任意にナトリウムの量を表示する場合については、ナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で併記するといった形にしたい。
- ・基本的には食塩相当量というのが消費者にとってもわかりやすい、理解しやすいということは理解している。一方で、食塩を添加していない食品等に食塩相当量という事項名を表示することは、事後的に食塩が添加されたような、そういう加工がされているのではないかといった誤認を生じる可能性があるため、ナトリウムを先に書いて食塩相当量を括弧書きで併記するといったような形を認めたい。
- ・現に、この形の商品は市場に広く流通しており、食塩相当量という情報を伝えるという意味においては劣後するものではないと考えている。

<委員意見>

- ・食塩を実際使用していないにもかかわらずナトリウムが含有されているものについて、ナトリウムの次に括弧書きで食塩相当量を併記するという表示を認めるのだとすると、認める場合の要件を明確にする必要がある。

<消費者庁回答>

- ・食塩を添加していないものにのみ今回の規定を設けるつもりはない。現行広く流通しているものも有効活用するという観点から今回こういう規定にした。消費者にとっては表示が必要ということで、新たに食塩相当量がすべからく表示されるので、括弧の中にあるかないか、この違いはあるが、新たに食塩相当量という情報は広く伝達されるということにおいては、調査会での議論の方向性を踏まえたものと認識している。

<委員意見>

- ・現行の包材にこだわるということであれば、現行包材の場合にはナトリウムが中に入っていて欄外に食塩相当量が括弧書きで書かれているというものもある。義務表示としては、義務表示事項は同一のところに書かれていることが必要だと思われるので、欄外表示を認めるということではないと解釈してよろしいか。

<消費者庁回答>

- ・括弧が中に入っている、外にあるということでは、特段情報として伝わり方に相違はないと思っているので、そういうことも踏まえた上で運用として規定していきたい。

<委員意見>

- ・例えば、ナトリウムが栄養表示の括弧の中に入っていて、外側に食塩相当量が書いてあるという表記の仕方は、現行、流通・販売しているから引き続き認めるということの理解でいいか。

<消費者庁回答>

- ・食塩相当量を記載した括弧を欄の中に入れる、入れないについては、わかりやすければ特段問題ないのではという考えもある。運用の話になってくるので、改めてお示ししたい。

<委員意見>

- ・栄養成分表示を受ける国民からすると、運用で食塩相当量が義務表示の枠から出る可能性があるということを受け入れがたい。これまでの栄養調査会の議論においても、日本では、

やはりわかりやすいように食塩相当量にしようと議論した。あの議論はぜひ生かしていただきたい。

- ・現行の包材をそのまま利用することになれば、食塩相当量が枠外に出てしまう可能性がある。ずっと現行のままでいってしまうということに対しては非常に残念。

<消費者庁回答>

- ・5成分が枠に囲まれて書かれていた場合、ナトリウムは枠の中の一番下の項目になるかと思う。そのナトリウムのすぐ下に、枠から外れて括弧して例えば食塩相当量とあった場合は、見た目にはそれほど問題はないと思う。
- ・ナトリウムの後にビタミンやミネラルなどがたくさん書き込まれた場合など、途中にたくさんの成分を挟むような場合は、違う考え方をしなくてはいけない。基本、ナトリウムと食塩相当量の情報はセットという表示が望ましいと考えている。

<委員意見>

- ・食塩相当量がメインであるためには、枠内に食塩相当量が書かれるということが大事。
- ・枠内にあって、食塩相当量という言葉が目飛び込むかどうかによっても消費者の意識は違う。よく調べてみたら確かに食塩相当量も載っていたというような感じでは、余り教育上影響がない。
- ・ルールはなるべくシンプルにしていきたい。いろいろな例外規定が設けられれば、消費者が混乱してしまう。
- ・栄養表示専門調査会や表示部会の中では、食事指導といった場面などで食塩という言葉が国民にとってなじみがあるので、食塩相当量という表記が合意を得たと理解している。EUの場合は「ソルト」ということで食塩に一本化されており、原料由来のものについては、ただし書きができる。ただし書きのほうがわかりやすい。
- ・パブコメ案からの新たな変更点ということで提示された案は非常に良いと思う。食塩相当量という語句は消費者に既になじみがあり、ナトリウム量に2.54の掛け算をして食塩相当量を計算するという負担の軽減からも食塩相当量を食品に表示することは非常に重要であると理解する。食塩相当量の本質はナトリウムなので、先にナトリウムを書いて括弧して食塩相当量を付けるということで正しく消費者に伝えられると思う。併記は表示スペースの問題から言うと非常に厳しいが、この食塩相当量の必要性を理解した上ではこの形でよい。
- ・食塩相当量を枠外、枠内のいずれに記載するかというところについては、消費者庁の説明ではナトリウムの直近に括弧して食塩相当量をつけるということであるので、ナトリウムと食塩相当量の間には線が入るかどうかが大差が生じるとは考えられない。
- ・かなりの商品については、食塩相当量は欄外の一歩下に入っているものが多い。5年後に今ある包材をそのまま使うかどうかというのは、まずあり得ない話。さまざまな表示方法が改正されていく中で、包材を5年間全く変えないということはある程度あり得ない。包材がいっぱい出ているから現状のものを使えるようにという根拠はあり得ない。
- ・食塩相当量とナトリウムは絶対離れてはいけない。運用上の問題であっても、これは離れるべきではない。そこの部分が担保されない限り賛成はできない。

<消費者庁回答>

- ・諮問した食品表示基準案の別記様式3に、ナトリウムと食塩相当量を両方書きたい場合の記載方法がある。ナトリウムのすぐ下に食塩相当量の記載があり、これが基本である。仮に枠として書く場合には、枠の中に両方書き込まれていることになっている。

<委員意見>

- ・表示なので、わかりやすく、誤解・誤認されないというのが肝心。ナトリウムの次に括弧書きで食塩相当量を表示する方法をとるのなら、何らかの制約、あるいはQ&Aで説明するといった、何らかの制約をつけるべき。
- ・食塩相当量で表示すると調査会で議論のうえ決めたのだから、ナトリウムを書きたいのなら、食塩相当量が先に来て、次にナトリウムとすべき。どうしてもナトリウムを先に書きたいのであれば、理由が必要。
- ・食品表示のルール以前に日本語の感覚として、主な単語があって、それを説明するために括弧をつけて、括弧の中はその単語を補ったり、同様の説明をしたりするというのが日本語のルールではないか。ナトリウム、それから食塩相当量というのは、食塩相当量が主体となっているはずなのに日本語としても違和感を覚える。

<消費者庁の追加説明（補足資料（別紙4-1の説明））>

- ・食塩相当量のみ書いていただくことを基本とすることは変わらない。ただし、ナトリウム塩を添加していない食品については、ナトリウムの次に食塩相当量を括弧書き等で併記する方法でも食塩相当量の情報伝達は可能ではないかと考えている。

<委員意見>

- ・任意でナトリウムを表示したい場合というのは、ナトリウム塩を添加していない食品のみについて認めることになるのか。

<消費者庁回答>

- ・ナトリウム塩を添加していない食品のみ認めることを考えている。

<委員意見>

- ・前回の部会で、基本ルールと任意のルールが入り乱れるというのは望ましくないということで、唯一理解できるのは、ナトリウム塩を添加していない食品に限ってこういう形というか、「ナトリウム（食塩相当量）」であれば理解できる場所だと申し上げた記憶がある。表示の仕方がよろしいのではないかと思うが、あわせて再度、食塩相当量でナトリウム塩を添加している食品についてはナトリウムの表示はしない。（ナトリウム）の表示は認められないということによろしいか。

<消費者庁回答>

- ・その通りである。

<委員意見>

- ・消費者委員会と消費者庁の合意できているところは、原則は食塩相当量をきちんとまず書くというのが原則。ナトリウムを添加していないという点についてももう少し詳しく聞きたい。例えば食品添加物でナトリウム塩というものがある。グルタミン酸やクエン酸なり、そういうもの（食品添加物のナトリウム塩）も含まれるのか。それとも食塩だけの問題か。

<消費者庁回答>

- ・食塩、NaCl 以外のナトリウム塩についても今回対象である。

<委員意見>

- ・例えば海藻の類のように原材料に含まれている場合は、これにはかかわらないということ
でよろしいか。

<消費者庁回答>

- ・食塩相当量のみで記載していただくというのが基本。ただ、ナトリウム塩を添加していない食品についてはナトリウム併記も認めるというものなので、あくまでも添加の有無によってナトリウムと食塩相当量の併記がありうると思整理いただければと思う。

<委員意見>

- ・消費者にとって必要な表示として食塩相当量というものを決めたわけだから、「食塩相当量（ナトリウム）」でいいではないか。例外的にナトリウム併記をしたいというのであれば、本当に例外のきちんとしたルールを決めてやらないと、ますます混乱してしまう。

<消費者庁回答>

- ・あくまでもナトリウム併記は例外措置ということで今回提示している。今回のナトリウム表示も含めて一連その表示が今後はこうなるということ、消費者庁としても広く消費者の方々に普及啓発していきたい。

<委員意見>

- ・事業者、消費者ともにわかりやすい表示という観点では啓蒙が必要。
- ・食塩相当量が基本的に書かれるべきであって、ナトリウムを書く場合は括弧書きか、EUのように説明を欄外にしたほうが良いと思う。表示は食塩相当量表示 1 本でもいいのではないか。
- ・前回より大分整理された提案だと思うが、ナトリウム塩を添加していない食品においても食塩相当量を書いていただいて、そして何らかの注意書きで、これは添加したものではないという形にさせていただくことが、消費者にとって非常にわかりやすい表示になると思う。添加しているかないかということより、この食品を摂取したときにどれだけ塩分相当量をとることになるかがわかることが重要かと感じる。
- ・強調表示の基準をクリアしていなければいけないが、ナトリウム塩を添加していない、つまり、「ナトリウム（食塩相当量）」という表示をした場合には、強調表示の基準とイコールということになってくれば、それは事業者の意図で食塩無添加という表示はできる。原材料由来であるという表示もできると考えてよろしいか。

<消費者庁回答>

- ・現在いろいろ売られている食品を見ても、事業者の任意で原材料由来といった記載はされていると思う。引き続き任意でお書きいただくことは自由である。

○栄養表示の対象食品及び対象事業者について（別紙3のパブコメ案からの変更点③）

<別紙3「パブコメ案からの変更点③」に関する消費者庁説明>

- ・パブリックコメントにおいて和菓子の製造事業者から、売上高 1,000 万というのは、製造原価、諸経費を差し引くと、いわゆる粗利が 200 万円程度になり、法人の事業としてはほぼなり立たない規模になる。事実上そういう事業者は存在しないので、こういう基準については考慮してほしいという意見が挙げられた。
- ・また、売上高については、毎年変動するものなので、基準の取り方としてはなかなか適当ではないのではないかと。食品製造業における従業員規模別の実態を踏まえれば、19 人以下の事業者の製造品出荷額が全体の 7% で、逆説的に考えると、およそ 93% の商品については、こういった事業者を省略可能としても義務表示されるということで、義務化のスタートとしては十分なものではないかと、カバー率として十分なものではないかという意見があった。
- ・いわゆる農業者の方が 6 次産業化に取り組まれるような場合や、小規模な農家の方が集まって法人をつくる、農業生産法人をつくるような場合もあるが、こういった方々についても、ある程度の農家の方であれば売上高 1,000 万というのは軽く超えていくということで、そうした方々にいわゆるプロの食品事業者と同じ、さまざまな義務を直ちにかけていくというのはなかなか難しい面もあると消費者庁として考えた。
- ・当分の間であるが、中小企業基本法に規定する小規模企業者、おおむね常時使用する従業員の数は 20 人、商業、サービス業に属する事業を主な事業とするものについては 5 人ということで、食品表示の省略を認めたい。

<委員意見>

- ・「当分の間」というのは法施行までの 5 年間のほかに、それ以降、当分の間ということになるのか。また、それに関して見直し等の規定をどういうふうにつけるのか。その辺を明確にしてほしい。

<消費者庁回答>

- ・「当分の間」が意味する具体的期間については、現時点で言及することは少し困難。食品表示基準が完全に施行された後に消費者の栄養成分表示の活用状況や、表示義務が免除されているような事業者で任意表示がどのくらい行われているのかといったような状況等を踏まえて、必要な検討を行っていきたいと考えている。

<委員意見>

- ・資料に書いてある主なパブコメ意見では、こういった和菓子製造事業者は現実的には存在しないというふうに書かれている。こういう意見があったので変えるというだけだと、本当に存在しないのかどうか、どういうデータがあってこういうふうな意見が出されているのか、根拠がわからない。納得できるデータを出していただきたい。本当に存在しないのかどうかを確認したい。
- ・大前提として小規模事業者に配慮することは必要だと思っているが、説明資料に書かれているパブコメの意見はロジックが不明である。そもそも出荷額等が全体の 7% を、商品数量に読みかえて 93% の商品に表示されるという、この意味合いがよくわからない。金額と商品数がどうリンクするのか説明してほしい。
- ・諮問案の中小企業基本法による 20 人以下を免除対象にするという部分は、このパブコメ

の意見が正しいという前提にたった上で、別の食品製造業における従業員規模別の企業数製造品出荷額等という統計から数字を置きかえて20人以下を免除対象とし、結果、おおよそ90%の食品に栄養成分が表示されることとなると説明されている。どういうロジックでここに行き着いたのかよくわからない。理由とパブコメの意見に書かれている数字と単位の根拠が非常に曖昧。はっきりわかるように示してほしい。

<消費者庁回答>

- ・個別の業界ごとの具体的な細かいデータを一つ一つ点検はしていない。消費者庁としては、どの業種、例えばここに和菓子とあるが、例えば和菓子だったら外すとか、どの業種だったら外すとか、業種別に分けるということは考えていないので、今後も業種ごとの点検は困難と思っている。今回の規定を設けた理由は、パブリックコメントでのご意見を総合的に踏まえた結果である。

<委員意見>

- ・小規模事業者に対する配慮は必要だと思うが、諮問案を20人で持ってきた理由、それが本当に妥当なものなのかどうかというところはきちんと検証していかなければいけない。説明資料に書かれている意見がパブコメで出てきた唯一の意見なのかと思っていたが、それ以外のものがいっぱい3,000万、5,000万、5人という意見も出ている。その実態から見ると20人というのは大きいのではないか。5人規模とか3,000万規模でいいのではないかという意見も出ている中で、一番大きな数字を持つてくる必要が本当にあるのかわかが疑問。
- ・そもそも栄養成分表示については、中小企業の方々にも表示できるように、分析までせずに計算でもいいという方法が提案されたはず。免除対象を広げるのであれば、計算でもいいという方法を見直していただくということもありえる。
- ・今回、栄養表示は義務化ということで法律が変わる。このことについて、WTO通報したかどうか、もしWTO通報した場合に、どういうふうな回答が来たかをお尋ねしたい。

<消費者庁回答>

- ・WTO通報をしているかどうかということだが、通報している。ただし、現時点で特段の意見が寄せられているかは承知していない。

<委員意見>

- ・法律の条文は文章でしかないので、具体的なことを書かないと、どういう事業者が対象であるかということがわからないのではないか。

<消費者庁回答>

- ・消費者庁の案としては、おおむね常時使用する従業員が20人というところを既にも書いている。

<委員意見>

- ・事業者とは、OEMなどを考えた場合、販売者と製造者と輸入者とか、食品関連事業者は何種類かあるがどれで考えるのか。

<消費者庁回答>

- ・その食品の表示の責任者が何に該当するかということで考えてほしい。

<委員意見>

- ・輸入業者だと非常に従業員が少なくても済むわけだから、実際には九十何%よりかなり少なくなってしまうのではないかという気がするが、いかがか。

<消費者庁回答>

- ・90%が何パーセントになるかというのは、今説明できないが、実態というか、普通に考えて、そこが大幅に変わるということは、そんなにはないのではないかと考えている。

<委員意見>

- ・ある程度の数字、根拠のある数字を見せずに「普通に考えると」と言われても、それで議論するのはとても難しい。

<消費者庁回答>

- ・消費者庁は表示責任者が具体的に製造者なのか販売者なのかというところを細かく捉えていないので、先ほどの具体的に何パーセントになるかというところについては、なかなか回答が難しい。

<委員意見>

- ・当分の間は、この条件ということで、まずはこれでスタートしていただく、立ち上げていただくことが非常に重要だと思う。早急に、環境整備のうち、データベース、計算ソフトの整備をどんどん進めてもらい、たとえば家族経営のような零細な事業者であっても、正しい栄養成分が小さな作業負担で安心して表示できるようにしていただく。そうすればこういった表示義務を免除された事業者であっても、これならできるということであれば、実際には、表示をどんどんしていくことになる。
- ・「当分の間」というのが、将来的に私たちが期待しているように、いろいろな商品にきちんとした栄養成分表示が義務化されることにつながるのかが、非常に曖昧。
- ・目指すものが全ての事業者が表示できるようにしていくということの経過措置ということで、当初のパブコメ案をベースとしつつ、当分の間、これで進めていくという、二重の書きぶりのような形である。
- ・諮問案の「20人」というところの数字が正しいかどうかというところをもう一回検討すると同時に、この「当分の間」というところのスケジュールをもう少し明確に書いておくことが必要ではないか。ベースは「消費税法第9条に規定する小規模事業者（課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者）」だが、当分の間、「中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者）」についても、栄養成分表示の省略を認める。」としていく。そして、あわせて例えば完全施行後3年以内に改善していくような期間を明記していくとか、その辺のところの確実な見直しのスケジュールというものがどこかに書き込まれていかないと、そのまま継続していつてしまう。形骸化していくことにつながるのではないかというところを恐れている。

<消費者庁回答>

- ・基本的には売り上げが1,000万であれば、それが収入なので、そこから諸経費を引いてしまうと、いわゆる粗利しか残らない。パブコメ意見だと、粗利は200万ということ。これでは普通に考えて、従業員1人を雇うこともできない。よって、1人で営業されてい

るようなレベルの事業体なのだろうと思う。仮に1億円であっても粗利が2,000万。そこから租税などを引かれていけば、かなり小規模な事業者になるのだろうと思っている。

- ・20名のところをとった理由は、精緻に数学的に組み立てたわけではないが、基本的には表示を行うことができるための条件整備として「推計値による計算」は認められたとして、計算をするための条件が十分に整っているか、市中の誰でも今、電卓をたたけば自社の商品について計算できるかと問われれば、なかなかそういう状況にはなっていないのだろうと思ったためである。そういう状況が整わない中で原則の1,000万でいくと、5年後にそれができなければ直ちに表示違反になるということになる。

そういう状況になっているかどうかは、なかなか見通せないということで、この点について配慮が必要なだろうと考えた。「例外」について、一定の拡大をする必要があるのではないかということが大前提である。この考え方も多分、委員と余り変わっていないと思っている。

- ・そういう考えのときに規模をどうするかという話で、ここはいわゆる政策的な判断になるが、どの程度の方を除外にしておけば5年後にたちまち表示違反が連発するようなことにならないかどうかという、いわば安全のマーゲンを見て実現可能性を考えたときに先ほど提案した、20人というところに線を引いておけば、そういう事態は施行の時点で生じないのではないかと考えた。
- ・その後どうなるのかという話については、まさに「当分の間」であるので、何年間という約束を今、するわけではないし、それが未来永劫変わらないということでもない。繰り返しになるが、義務の範囲を確定して、それが完全施行されるときに、本当にそれでフィージビリティ（実現可能性）があるかどうか。フィージビリティのないところまで義務をかけて、もしできないということになれば表示違反ということになるので、そういう事態は避けなければいけないのではないかという意味で、スタートの時点ではこれでスタートをして、随時ローリングをしていくことが、消費者庁の行政の立場としては表示ということに対して、もしできなければ違反をとられるという意味において、現実的な対応だということを考えて、この数字を出したところである。確かに調査会のご議論の経緯からすると緩め過ぎではないかという指摘はあると思うが、今、申し上げたような考え方で御提案しているところ。

<委員意見>

- ・市場に流通する約9割の加工食品に栄養成分表示がなされるということを担保できるという説明だと理解した。が、その根拠が今、もう一步曖昧だと先ほどから申し上げている。

<消費者庁回答>

- ・必ず93%なのかとか、1%も上下しないのかと問われれば、それはおよそ日本中に流通する商品の価格と流通量を全部把握しないと、そういう積み上げの計算はできない。ただ、マスで考えると大体これぐらいになるのではないかという説明としては確かである。

<委員意見>

- ・90%程度捕捉できるだろうという前提で提案されたというのであれば、当分の間ということで様子を見て、どうもこれでは市場の流れは70%ぐらいしかないという話であれば、見直しをするということが必要。

- ・自己認証というか、自社は免除対象に当たるから表示をしなくていいと、企業が自主的に決めてしまっていていいのか。自社は表示義務を免除できる事業者なのということでは届出しておいて、それで確認してという形でやるべきか。表示されているものとされていないものが流通している場合に、問題ないかどうかを行政側が一々チェックしていくというのは、行政側のコストとしても迂遠なので、届出ぐらいは要るのではないかと思う。そのあたりの細かい制度設計を詰めたほうがいいのではないか。

<消費者庁回答>

- ・農林水産省の出先機関、自治体の保健所といったところが定期的に事業者のところに検査に行くことになっている。20人で切るということになれば、現実的なのは商品をチェックして、仮に表示がなければ従業員名簿等を確認して、この除外要件に合致しているか否かを確認するというような法執行になると思う。

<委員意見>

- ・農水、厚労、それぞれの出先機関になるので、ここの部分との調整の上で、実効性のある監視指導体制がとれるのかどうかがかが問題ではないか。その辺の調整は非常に難しいのではないか。現実問題として行政コストの問題と実効性ある体制がとれるかどうかということを考えれば、先ほどの届出制度のような形で、一括管理できるほうが望ましいのではないかと思う。

<消費者庁回答>

- ・一品一品全部見ていくということではなくて、通常のいわゆる監視活動という中で、そういった事項もチェック項目の1つに入ってくるということだと思う。
執行体制の関係だが、現在、関係省庁と調整を進めているところなので、そういう意味でこれまでの監視活動の枠を何か飛び出るようなことには特段ならないのだろうと思っている。
- ・届出制ということをご提案いただいたが、何十万、何百万という事業者から届出をいただいて、届出ということであれば実質上の審査はできないので、紙を受理してぼんと判を押すだけということになる。そういう意味でも行政コストがかかるし、そのことによって本当に真正な運用ができるかどうかという問題が生じると思う。

<委員意見>

- ・意見表明を留保する理由を1点述べる。完全施行後に随時見直しをかけるということを附則等の中にきちんと書き込まれるということであれば賛成するが、現状ではその点が明確でないので、今のところは意見を留保する。
- ・事業者間の公平性の観点からも消費者利益からみても、いたずらに除外対象を広げることは望ましくない。除外対象を広げることは消費者が必要とする情報が提供されず、消費者の知る権利が侵されることにつながる。海外での表示実態を考えたとき、事業者の実行可能性ばかりを前面に出した「出来ないコール」は、わが国の食品事業者のレベルの低さを証明してしまうように思える。
- ・カナダやアメリカは食品表示項目が多いから、一定小規模については免除規定があるが、ほかの国はほとんどない。食品は命と健康を扱うということ。諮問された案は輸入品にもはね返ってくるが、輸入業者の多くは5人以下でやっている。香港で確認したが、ほとん

どの輸入事業者は小さい規模でやっていて、その人たちは全部表示責任者になって売っている。免除対象を広げた場合、栄養成分表示もされない商品、こういった健康に害のあるようなものが輸入品として入ってきても日本人はわからないということになる。本当にそれでいいのかを考えた上で判断していかなければならない。

<消費者庁の追加説明（補足資料（別紙4-2の説明））>

- ・税制調査会の参考資料によると、全事業者数（食品関連事業者以外も含む）に占める免除事業者の割合は約6割である。※免除事業者：（消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除されている小規模事業者（売上高1,000万円以下の事業者））
- ・食品関連事業者について「経済産業省・工業統計調査」を用いて推計すると、製造品出荷額が1,000万円以下の事業者の割合は0.6%と小さい。この状況のため、食品関連の課税事業者に対し、直ちに栄養成分表示を義務化することは困難と考える。
- ・省略規定を恒久的なものではなく「当分の間」とした理由は、栄養成分表示を義務化する以上、表示の省略を認める事業者の範囲はできる限り小さいほうが望ましいということから、将来的にはこれらの事業者の範囲について見直しする必要があると考えたため。
- ・「当分の間」の考え方、スケジュールを明らかにすべきという委員のご指摘については、経過措置期間終了から一定の期間をおいた後、免除対象事業者間における栄養成分表示の普及の程度、環境整備の状況などを調査するといった見直しスケジュールを考えている。経過措置期間においても、新基準に基づく表示の推進を積極的に行っていきたい。
- ・90%の商品に栄養成分表示がされることについて担保されるのかといったご指摘があったが、栄養成分表示が付される食品のカバー率については、あいにく詳細なデータを見つけることができなかった。ただし、「経済産業省・工業統計調査」を用いて推計すると、食品関連事業者に限った場合の出荷額ベースとしては、20人以上の企業の出荷額は全体の91.6%となっており、片や20人未満の出荷額は8.4%という数字になっている。

<委員意見>

- ・食品表示法第3条の基本理念の中に免除規定が入っている。これまでの議論では、栄養表示は全ての流通・販売される食品に記されることが目標であって、それまでの道筋として経過的な免除規定は必要だろうという話だと認識しているが、食品表示法の基本理念に免除規定が残っている限り、最終的に小規模事業者も全部対象になる場合は、法律自体を変えなければならないのか。法律の理念規定は変えなくても、小規模事業者が義務になるということは運用上あるという理解で良いのか。

<消費者庁回答>

- ・小規模事業者の方を取り巻く状況が変わっていけば、栄養表示について全ての事業者に義務表示をしていただくことも当然あり得る話であり、その時点においてこの理念規定を改正しなければいけないかと問われれば、必ずしもその必要はない。

<委員意見>

- ・最小限の枠の中におさめるというのが消費者行政として当たり前のことではないか。本当は10割に課されるべき。なぜ9割で許されるのか。等しく全員が食品に関する情報

を提供されることが消費者にとっては必要であり、そのことを免除することは極力可能な限り少なくするというのが当然の姿勢だと思う。

- ・「当分の間」というところが曖昧過ぎて、その見直しの期間を明確にしてくれれば賛成すると意見を申し上げた。その一定期間というものがあるのが3年という形で例示がされている。見直しの条件としては、栄養成分表示、小規模企業者、20人というのは小規模企業者という定義だと思うが、栄養成分表示の実施状況等を踏まえという形になっているが、そこには、その間の環境整備や消費者の動向とか、そういうものを加えていただいて、さらに活用の状況等もつけ加えていただきたい。単に実施状況をベースにして調べるということではなくて、この等のところをもう少し詳しく書き込んでいただいた上で、この「当分の間」を明確にさせていただくということであれば了解できる。
- ・全ての方に将来、義務化をしていくという話であるわけだから、そのスケジュールの置き方だけ。極力早くいろいろな方が取り組みをできるスケジュールをどう置くかだけの話だと思うので、その範囲をどうするかということについては、スケジュールがきちんと明確にできていけばいいのではないかと思う。
- ・免除というのは、ある一定期間、ある一定の条件、要件を決めて必要だと思う。ただ、今後、栄養表示が経過措置を経て徐々に日本の中で食品に浸透していくと、消費者は当然のことながら選択の基準として栄養表示がしっかりされているものを選ぶということを、事業者の皆さんに理解してもらいたい。事業規模によらず、消費者の選択の重要なファクターに栄養表示があるということ。ですから事業者の皆さんも規模で免除されているからということで努力をしないということではなく、今後に向けてしっかりと消費者志向ということを考えて、努力していただきたい。
- ・事業者間の公平性の観点からも消費者利益からみても、いたずらに除外対象を広げることは望ましくなく、さらに、表示責任者となる輸入事業者においてもこの要件に該当した場合、日本語による栄養成分表示義務は免除されることとなる。このことは消費者が必要とする情報が提供されず、消費者の知る権利が侵されることにつながる。前回の部会において、免除規定が輸入事業者にまで及ぶ問題についてはどう考えるかの明確な回答がなかったもので、あらためて考え方を聞きたい。

<消費者庁回答>

- ・輸入業者であるなし関係なく、今度の栄養表示の考え方としては全事業者に表示を行っていただきたい。これが大原則である。ただし、いろいろな事情があると思うので、このような事業者については免除しようといった考え方である。実際問題、小規模事業者に該当するような輸入品というのは本当にわずかなものではないかと考えている。従って、ゼロでないと思うが、消費者の知る権利が大幅に侵されるという実態までには至らないものではないかと考えている。

<委員意見>

- ・本来は、小規模だからと免除されるものではない。等しく知る権利として提供される情報を、こういった小さい規模についてはある程度免除しているといえれば、拡大解釈したおかげで、1,000万円という消費税のところまで切ってしまうとこんなことは起こらないにもかかわらず、今回のような切り方をすると、そういう可能性があるとして申し上げている。

- ・小規模事業者の規模をどこでラインを引くかについては、法施行後に見直しの期間を設定した上で、きちんと調査して見直しをするという意見を消費者庁から提案していただいているので、そういう見直しの中にきちんと盛り込んでいただくことが必要じゃないかと思う。
- ・今後、日本に入ってくる加工食品等については、栄養表示は原則は輸入品も対象だから、新しい日本の食品基準に沿った形できちんと行われるよう、WTO 通報の中身が割と簡略化していたので、海外から来る食品輸入事業者なり大使館を通じて、EU なりアメリカなり、大きな国からの輸入があるだろうから、そういうところときちんとコンタクトをとって、積極的に情報を提供して、日本のルールを守らせるということが重要だと思う。

○栄養強調表示等について（別紙3のパブコメ案からの変更点④）

<別紙3「パブコメ案からの変更点④」に関する消費者庁説明>

- ・みそは塩分を20%以上カットしてしまうと正常な発酵ができない。つまり、製品としてのみそをつくるということにそもそも支障が出てくるという意見を頂戴した。
- ・しょうゆも、これも発酵過程を経る食品であるが、食塩というのは醸造微生物を制御するために必須のものである。微生物のコントロールをするという観点からは、やはり食塩の低減には限界があるのだということで、25%以上に引き上げるということについてはなかなか難しい面があるという御指摘があった。
- ・食品の保存性と品質を保つ観点から、25%以上ナトリウムの量をカットするということが困難な食品については、相対差についての特例を認めるというルールを作りたい。
- ・保存性や品質といった点がネックとなり、事業者がこれまで表示できていたことが表示できない。逆にいうと、消費者の方にも情報が伝わらなくなるといったことについては、企業の創意工夫のある活動ということについて、なるべく制約を設けないということも一案ではないか。

<委員意見>

- ・具体的に商品の特例として定めていくのか。どういう商品を想定されているのか。また、この表現が特例の拡大につながらないのかというところを伺いたい。

<消費者庁回答>

- ・食品の保存性及び品質を保つ観点からという言葉の説明資料に入れているが、この意味するところは、例えば25%ということで微生物の繁殖が懸念されて、それで安全性の問題が生じるような場合とか、あとは25%にすることによって食品の賞味期限が極端に短くなってしまうといったような食品もあるかもしれないということで、この言葉を入れさせていただいている。現段階では、まだどの食品を除外するということを決めているわけではなく、今後適宜ヒアリングを行い、消費者庁としてしっかり整理した上で、もし外すべき食品があるということであれば除外していくということで今のところ考えている。

<委員意見>

- ・従前の特例でいうと、みそ、しょうゆになるわけだが、それ以外のものについても特例が広がっていく可能性があるということか。

<消費者庁回答>

- ・この条件に合致するというのが考えられる食品については、しっかり見極めた上で、もし該当するというのであれば除外としたい。

<委員意見>

- ・保存性に関しては、かなり新しい技術等が使われており、封入する段階であるとか、その前の殺菌の段階であるとか、厳重な管理がされていく中で保存性についてはそれほど大きな問題は現実にはもう起こっていないのではないか。つまり、流通している減塩食品の大多数が、例えば減塩しょうゆであれば 50%以上カットしているものが中心である。そういう中でこの 20%とか 25%を割ってもいいという形で減塩という言葉を書き込めるのだとすれば、それこそ消費者を惑わせることにつながるのではないか。減塩商品への取り組みが非常に進んでいる中で、減塩が十分されていないものについてまで、そういう減塩という表示を何パーセントカットという表示を認めるということ自体は、その技術の進歩を逆におくらせる方向に進んでいくのではないかとということも懸念する。
- ・説明資料のなかで「事業者の自由な経済活動を阻害するものであるため、特例を設けることが適当である。」と述べられ、事業者に配慮した表現となっているが、今後、事業者が日本独特の本醸造醤油の減塩されたものを、減塩と表示して世界市場に展開することは、現在のコーデックス規格の下では、不可能である。今回、栄養強調表示に関して、コーデックス規格を基本としながら提案を行うのであれば、コーデックス表示部会 CCFL やコーデックスアジア調整部会 CCASIA において、現行の規格であるナトリウムをマイクロ栄養素 (micronutrients) に含めることや醤油を例外とすること等、国際的な規格基準の修正を強く求めていくべきである。
- ・みそとしょうゆにおいては、食品の保存性及び品質を保つ観点から特例にしたいという理由が書いているが、ナトリウムを食塩相当量表示することとなったように、公衆衛生上、食塩の摂取量というのは非常に重要なファクターである。みそとしょうゆは、現在の実態を反映してこういう提案になったと思うが、食品の性質上、25%以上カットすることができないなら、そもそも強調表示をしないで量そのものが問題だと示すべき。
- ・商品にとって味や風味を譲ってまで減塩という表示をするよりは、食塩量表示を前面に押し出して、消費者がその表示に従ってしょうゆ、みそも使っていくという方向にならないか。あくまでも視点を変えるという意味だが、みそ、しょうゆの業界の主張を見ていると、本当に品質とか保存性を譲ってまで 25%の数字にこだわる必要があるのだろうか。もっと別の観点から、つまり量を少なくしていくという表示の仕方もあると思う。
- ・納得できる理由があれば例外をどうしてもだめだとは思わないが、みそとしょうゆに関して言えば使用量の視点、または国際基準として 25%に合わない食品もあるんだということを示していただくなど、納得いく理由がほしい。
- ・特例になるものがおみそ、しょうゆ以外にも出てくるかもしれない。そこが見えてこない、「特例」という言葉は消費者にとってみると不安な言葉だと思う。
- ・保存性と品質というのは一体として考えなければいけないと思う。多分 50%とか、かな

り高い減塩されたものもあるが、味の面とか、売るほうはそちらも考えているかと思うし、特に仮にみそ、しょうゆに限定しても地域的な食品で、かつその製品を毎日利用しているという方も多いと思う。だから審査されるときにおいしさを犠牲にしてまで、本当にそういう高塩とかそういう方用のものということではなくて、日常的に使っている方の事情も十分考慮して審査していただけたらと思う。特に、高塩分食品については数パーセントでも先ほど言った絶対量の話のように、一般の食品以上にかなり影響力が大きいので、そういう面では25%というところに固執する必要もないのではないかと思う。

- ・50%低減の商品も現実的にあるという話だが、特別な技術であったり、特別な製造工程、製造方法を用いて実現しているところも多いと思う。そういった特別なものにこだわるのではなく、一般的な伝統的な製造方法において、どこまでが実際に保存性、品質と低減の両立ができるのかといったところで判断をしていかないといけないと思う。
- ・塩味控え目という言葉はこれとはかかわりなく残る。減塩のみその場合は結局、最終的に舌が食塩の濃度を決めてしまうので、入れる量を多くして、結局、減塩みそを使っても最終的に飲むみそ汁の塩分は同じという話にもなってしまう。だから、減塩とか低塩という言葉で絶対的なナトリウムを表示したいということにこだわるのだったら、それなりのルールに従っていただき、塩分を控えてつくったとしても違反にならないのだから、塩味控え目という表示は可能なのではないか。消費者の方々が少しでも薄味のものを選びたいということなら、選べるのではないか。

<消費者庁回答>

- ・委員からご指摘があったように、基本的には栄養成分表示の100グラム当たりの食塩相当量をチェックして調味料を使うというのが理想的だろうと思う。しかし一方で、我々が買い物をするときには、20%とか25%とか従来品に比べてどれだけカットしてあるかということが訴求ポイントでもあるので、これは両々考え方があろうと思うが、具体的な数字があったほうがどれだけカットされているかが直感的にわかるということで、商品選択をする上で、情報が多くなると考えている。

<委員意見>

- ・事業者によって一部でも保存性や品質を保つという観点から困難であるということが意見表明されれば、それは認めざるを得ない可能性も出てくる。本当にそれがごく1カ所であっても、特例という形にもなりかねない。そういう意味合いから、基本的にこれは25%国際基準を満たす形でいくという方向で議論をしたわけなので、その数値を表に出していった上で本当に20%しかできないのだったら、何%減塩という表示はしないでいただきたい。
- ・減塩という強調表示をするのであれば、きちんとノルマを果たしていただくような方向で、みそ・しょうゆについても、もちろん品質的においしさという観点からは違うかもしれないが、既に減塩が進められているわけだから、困難とか保存性という問題ではないと思う。このあたりが本当に困難だということなら、実際に、なぜ困難なのかというところをきちんと説明いただきたい。

<消費者庁回答>

- ・例えば、みそ・しょうゆで既に25%減とか50%減といった商品は確かに存在する。ただ

し、それらは保存性に難点が生じるため、例えばアルコールを添加するといったテクニックが用いられており、しょうゆ・みそ本体として減塩しても保存に問題ないということにあたるのか。その本体としての保存性、品質について自力ではなくて、そういうものの助けを借りて、そういう商品が成立しているという面もある。そういった点については、仮にこの要件が設定できるのであれば、考慮する必要があるかと思っている。

<委員意見>

- ・ どういう手順で特例を認めるかをきちんと決めておかないといけないと思う。
- ・ 消費者庁と事業者団体とのやりとりの中だけで裁量行政という形でいろいろなことが決まってくると、これからもどういう形で基本的なものが歪められていくかわからなくなってくる。だから、そういうことを避けるような形で原則はなるべく統一することが必要なのではないか。

<消費者庁回答>

- ・ 基本的に消費者庁が発出する施行通知等で限定をかけることになる。

<委員意見>

- ・ 3年に一度、見直しの機会があるということなので、そういうものが出てきたときに検討するというのではだめなのか。事業者が意見を言っているのだろうが、いわゆる専門家の方というか、基準案を検討したときにそういうことが想定されなかったようなものを今、特例としてわざわざ書く理由はないように思う。

<消費者庁回答>

- ・ 現時点で想定される状況に対応できるようにするというので、今回、修正を加えた。おっしゃられるように、施行してみて誰もできない人はいなかった、こういう食品はなかったということがフォローアップで明らかになれば、逆にこの例外規定を外し、原則一本にしていくと思う。

<委員意見>

- ・ 伝統的食品ということで日本がこれからも主張していきたいし、国際規格にもこう入れるというなら、それなりのコンセンサスを得られると思うが、先に発言したように食塩の減塩、低塩と言わなくても塩味控え目でも消費者は選ぶことができるので、きちんと範囲を制限していただくような形の特例でなければ、意味がないと思う。
- ・ 特例を認めるにしても、中立、客観的な判断の体制といいますか、そういう形でやってほしい。
- ・ 伝統的調味料に関して、なぜ減塩という表現で表現しなければならないのか。伝統的な調味料だからこそ、そのおいしさというもの、別の魅力があってしかるべきで、減塩という1つの成分値を減少させているというところで差別化を図っていく。こういうことをするのだとすれば、ほかの減塩の食品と競合していきたいという意図が見えていくのではないか。だから、あるべき姿が伝統的食材、調味料については目指していくものが違っていいのではないか。その辺はきちんと消費者側は選択していると思うので、選択に資するような形で基準は基準どおりにしていただくほうが、特例を設けないほうがいいのではないかと思う。
- ・ しょうゆの中でも、いわゆる発酵している本醸造しょうゆ(発酵食品)は塩分コントロール

が困難である一方、たんぱく加水分解物等を加えたいいわゆるアミノ酸しょうゆは、基本的には 25%以上のコントロールができて、減塩と表示できると思う。私は本醸造と言う、いわゆるそこを伝統的と言っているのだが、要するに発酵期間が長い食品。このような発酵食品については、考える余地があるのではないか。

- ・栄養表示の対象となる「熱量」、「脂質」、「飽和脂肪酸」、「コレステロール」、「糖類」などに対してもそれぞれ「低減された旨」は一律で定めた方がわかりやすく、特定の食品だけに例外を認めることは、消費者からみてわかりにくくなるだけ。栄養成分を横断する一律の基準を設ける方が、消費者の利益に適うものと考えます。
- ・栄養強調表示についてのルールを改善を一律やるべき。とにかく例外ルールは認めない。国際水準に合わせて仕事をされているメーカーは多いわけだから、コーデックス基準と合わせて、ドレッシングもそうだが、例外規定は全部なくしていくということをお願いしたい。

<消費者庁の追加説明（補足資料（別紙4-3の説明））>

- ・この特例の対象となる食品は、あくまでもパブリックコメントで意見があった、みそ、しょうゆの2つに限定して検討することにしたい
- ・この件については、農林水産省から別紙の資料提供を受けたところ。今後、ナトリウムを25%低減した場合のみそ、しょうゆの保存性や品質の保持について、農林水産省及び関係業界からさらに情報を得た上で、本特例の適用の可否について検討したい。

<委員意見>

- ・伝統食品、しょうゆとみそに限りということであれば、それについてはまだ考える余地はあるような気はしています。
- ・ナトリウムの摂取量の制限が国際的には課題になっていることもわかるし、日本でそういう摂取量を減らすというのが、食塩相当量の議論でも十分できたと思う。一方で、このような伝統的食品についてはある程度考慮するようなどころもあっていいと考える。
- ・今回の農林水産省の資料においてそういう項目であったとすれば、今後コーデックスアジア調整部会なりコーデックスの表示部会なりで、日本の伝統的食品の表示と栄養に関する強調表示のところについても、意見を言っていく道としてはまだ残されているような気がする。この2つについては、除く規定というか、日本の政策として少しは考えて、逆に言えばアミノ酸しょうゆとか、そういうものと一方で対峙しなければいけないということがあるのだとしたら、それは農林水産省なり事業者から説明を受けて、そこも含めて考える余地はまだあるように思う。
- ・実際に本当に困るものであって、必要であるということであれば伝統的ということでも当然考えていいと思うが、日本の技術というのは非常に進んでいるにもかかわらず、こういう古いデータでもって反論するという自体の姿勢に疑問を感じる。

<消費者庁回答>

- ・今回、農林水産省から情報提供があった、その情報のみをもって検討に入るというわけではなく、さらに必要な情報を得た上で精査していきたい。

- ・製造方法についてのお尋ねがあったが、これは基本的には微生物を使う、まさに発酵という自然の工程を使うので、工業工程のように時代の進展とともに必ず進化をするというものではない。そういう意味で伝統的な技術でつくっている食品ということで、ご理解をいただきたい。

<委員意見>

- ・前回の部会で提案された内容については不賛成と表明させていただいた。理由は、対象食品が非常に幅広くなる可能性を憂いたからである。そういう中で、伝統的な食材に限って、みそとしょうゆに限定して検討するというならば、そこから先は本当に科学的に考えて現在の製造方法の中でどうなのか。保存方法等も変わってきているので、その辺を深く精査した上で検討していくという案でよろしいと思う。
- ・今は消費者にとってわかりやすい、一律同じ考え方でやりましょうというのがこの食品表示基準、食品表示法の根本的なところである。必要な情報が提供されるとか、選択の情報も含めて、そういったところをきちんとやり直そうという中で、特別ルールというのは一切認めるべきではない。こういうみそ、しょうゆだけ声大きい、困るということに対してわかったというような、そういう姿勢は示すべきではない。

<消費者庁回答>

- ・発酵というプロセスを経る食品なので、一定程度限界があるということを説明させていただいた。消費者の方にお伝えをできる、つまりラベルにきちんと数字を書いて、商品をとるときに目に入ってくる。それはほかのものが25%になったときでも、しょうゆについて例えば20%できちんと塩分がカットされていると伝わること自体は消費者の方にプラスだと思っているので、そういうところも考慮いただければと思う。

<委員意見>

- ・いわゆる減塩の割合というのは、実際に栄養成分表示の中でされるわけではない。何グラム使っているかということ、栄養成分表示を消費者が見ればわかる。この企業は努力をしているのかどうかという面で強調表示をするということについては、何らかの販売促進行為ということで、それは一律にされるべき。実際に努力された分というのは、きちんと数字でカウントされて、それが栄養成分表示に載るといこと。掲載されるわけだから、それでわかるではないか。

<消費者庁回答>

- ・基本的には業界の標準品に対してどれぐらいカットされているかということが伝わるものなので、強調表示で目に入ってくるというのが一番買いやすい。商品を裏返して表示を見て判断するというのは、消費者の方にとって1つの作業を挟むわけなので、強調表示でわかりやすく表示するというのは、消費者の方に情報が伝わりやすいと思っている。

<委員意見>

- ・特例ということについては管理をするということが大切だろうと思う。管理をされたものが特例として認められるということについては、それでいいと思う。
- ・最終的には技術的な問題という形で判断するというので、その技術的な問題という話になると客観性なり科学性がないと判断できない。いろいろなご意見があったが、出された意見等によっての判断は難しく、消費者庁のほうでそれを踏まえて対応するかどうかと

いう判断になると思うので、私は今回の消費者庁の考え方でいいと思う。

- ・特例がしょうゆ、みそに限られたことは非常にいいことだと思うが、そのときには 25% に達していなくても減塩だとかいう強調表示ができることになるわけである。25%減塩しているようなものと、それ以下の 20%とか、そういう場合に強調表示の仕方に差がつけなければいけないとか、つけなさいとか、そういうことはあるのだろうか。差がついたほうがわかりやすいのではないか。

<消費者庁回答>

- ・相対強調表示の場合はその基準を満たしているということ、数的な基準を満たしていることというだけではなくて、何パーセント低減しているか、何割低減しているかという数字をつけるといったことがあるので、その数字の多い少ないなどを参考に消費者の方々にお選びいただくということになる。

<委員意見>

- ・みそ、しょうゆといった伝統的な食品においては、伝統的であるがゆえに日本全国に伝統的なつくり方にこだわっている事業者の方がたくさんおられる。そういった全国の各ブランドの具体的な 20%の減塩の商品に対して、消費者の強い支持があり、実際に市場から受け入れられている。それは要するに消費者のニーズが高いということだと思う。コーデックスは 25%一律ということではあるが、そういった状況を考えたときに、日本全体の消費者、国民にとって、そこに特段の特例を設けておくということが日本国民にとっての大きなメリットになると思う。
- ・コーデックス等の国際ルールについて、ナトリウムが **macronutrients** から **micronutrients** に戻るような提案をしていけばいいわけで、もしくは伝統的な食品としてこういうものがあるということで、幾つか戦略的には国際会議でも言っていける場があると思うので、一方でそういう努力をしていただくということは、国内ルールをかえることだけではなく国際ルールについても同じような規制を目指していくべきであると思うので、そういう点もぜひ今後は検討していただきたい。
- ・前回、不明確であった特例がみそ、しょうゆに明確に限定されたということで、わかりやすくなったと思う。一方、以前の議論にも出たように、風味とか味とか製品特性、そもそも安全性などを犠牲にして 25%低減ということで、どうしても低減表示をしなければならぬのかというところは疑問が残るところ。
- ・みそ、しょうゆは本当に日常的に日本で使うもの、どの家庭でも使うものであるし、かつ、ここに塩分コントロールということで消費者にとってみると非常に重要な食材であるが、説明資料にある「今後、ナトリウムを 25%低減した場合の「みそ」及び「しょうゆ」の保存性や品質の保持について、農林水産省及び関係業界から更に情報を得た上で、本特例の適用の可否について検討」というのは、答申後に特例の適用の可否について、消費者庁で検討されるということによろしいか。

<消費者庁回答>

- ・現在の審議には農林水産省で調べた資料を提出している。それについて我々としてヒアリング等を行って精査をしたという段階ではないので、特例規定について基準の中に盛り込んでいただけるのであれば、具体的にみそ、しょうゆが該当するかどうかといったこと

については、これから我々、農林水産省、業界に実態を聞きしながら適用するかどうかを考えていきたい。

○「生鮮食品」と「加工食品」の整理（製造、加工、調整、選別の定義について）

＜別紙1に関する消費者委員会事務局説明＞

- ・生鮮食品と加工食品の整理については、とりまとめ意見では製造、加工、調整、選別の定義を明確にするためQ&Aで説明をすべきということになっている。したがって、基準案には反映されておらず、予定どおりということかと思うが、念のためQ&Aの措置をされるということを確認する必要があるということで記載している。

＜消費者庁説明＞

- ・参考配布されている生鮮食品の調査会の報告書をご覧いただきたい。4ページに生鮮食品と加工食品の整理ということが載っている。その中で2-1として生鮮食品と加工食品の区分が書かれている。今回の食品表示法の基準は、従前から説明しているとおり、生鮮食品と加工食品に分けて構成されている。この加工食品と生鮮食品の概念は、JAS法の品質表示基準の別表、現行の基準であるが、その別表に沿って整理すると調査会で説明した。生鮮食品と加工食品について、調査会の報告書のほうでもQ&A等で消費者庁のほうで整理してほしいということで方向性が取りまとめられているので、消費者庁としては、Q&Aで取りまとめるということで作業中である。Q&Aについてはこの基準が施行されると同時に、Q&Aもお示ししたいということで鋭意作業を進めている。

＜委員意見＞

- ・いわゆる製造、加工、調整、選別の定義は何なのだということと、同じ法律の中は、1本で行くべきだということ。ダブルスタンダードにしているということはおかしい。整理が足りなかったということである。それで押し切ろう、Q&Aでやろうということは、おかしい状態が続くということ。きちっとやり直すべきである。もしQ&Aで示すならば、示した上で判断させてもらいたい。

○「生鮮食品」と「加工食品」の整理（異種混合食品の定義について）

＜別紙1に関する消費者委員会事務局説明＞

- ・調査会で議論したが報告書作成時まで結論がでず、さらに検討が必要とまとめられている。消費者庁のほうは従来どおり、現行どおりの扱いをされている。

＜消費者庁説明＞

- ・生鮮食品の調査会の報告書の5ページにある、2-2異種混合の食品の取り扱いについて

だが、異種混合とは何かという話になってくると思う。現行の JAS 法においては複数の種類が異なる生鮮食品を混ぜ合わせたもの、これを異種混合と言っている。それを加工食品という形で整理している。調査会でこのあたりについていろいろな御審議をいただいた。しかし、最終的に報告書の 6 ページにあるように、異種混合の食品の取り扱いについては、食品を摂取する際の安全性の観点及び事業者の実行可能性を踏まえ、さらなる商品実態や消費者が選択する際の食品表示に関する意識も調査した上で検討が必要とされたという形でまとめられている。消費者庁から幾つか調査会で提案を行ったが、結果として、生鮮食品の調査会の中では結論を得られていない状況。今後の検討課題という取り扱いで持ち越されたという認識で消費者庁としては受けとめ、そのため、現行ルールを変えないということにした。よって、パブコメで出した食品表示基準案は、生鮮食品の対象については、特段、現行のルールから変更を行っていない。

<委員意見>

- ・現行どおりということは、きちんと調査をしてからまた線引きをその次に考えるということか。今のルールのままにしばらく置いておいて、その後に調査をして、最終的に仕分けを変えるかもしれないと考えてよろしいか。

<消費者庁回答>

- ・異種混合の考え方については、何らか今後調査をした上で検討が必要というふうに消費者庁としては考えている。また、製造や加工などについて現行基準の Q & A の中で整理されているが、そこも再度見直して、新基準に沿った Q & A というものを用意しようと考えている。

<委員意見>

- ・盛り合わせや組み合わせなどは生鮮として、混ぜたものは加工食品にするという考え方も今のところはないということか。刺身の場合には盛り合わせが現行どおりになるということか。現行どおりという、刺身の盛り合わせは加工食品になっているが。

<消費者庁回答>

- ・現行、刺身盛り合わせについては、生鮮食品の品質表示基準の別表において刺身盛り合わせを除くということが括弧書きで入っている。今回のパブコメの基準でも、その括弧書きはそのまま残すとしているので、生鮮食品ではなく刺身盛り合わせは加工食品の扱いとしての表示となる。

<委員意見>

- ・部会としてもこの件に関しては調査した上で検討が必要であるとまとめられた。これについては今後、この部会でも検討していく内容かと思う。
- ・今の JAS 法の生鮮と加工の別表は変わらない。新表示になってもそのままということで、この半年ぐらい議論した生鮮加工のいろいろな議論についてはペンディングになったということで話を進めるということでもいいか。

<消費者庁回答>

- ・基本そうである。

<委員意見>

- ・加工食品ということで原産地表示を書かないという、逃げ道にしているような今の実態を見ると、異種混合食品を加工食品でいくなら原産地表示をきちっと表示するということをやらないとおかしい。

○加工食品の横断的事項の表示について

<別紙1に関する消費者委員会事務局説明>

- ・横断的事項の表示については、食品添加物が原材料に含まれるのか、そうではないのかという概念上の整理の問題、それが別記様式1にどのように反映されているかという問題だった。調査会の取りまとめでは、JAS法の食品添加物以外の原材料という表現を使った取りまとめをしているところだが、6月25日の部会において、消費者庁のほうから、食品表示法においては添加物と原材料が別概念になっているという説明があり、委員からこれについて御意見をいただいたという経緯である。

<消費者庁説明>

- ・調査会の取りまとめの方向性は、基本的には使用した原材料を食品添加物以外の原材料及び食品添加物の区分により原材料に占める重量の割合の多いものから順に表記する。つまり、従来から国内の表示のルールとしている食品添加物以外の原材料と添加物は分けて書くことについては今後も引き続きその方向性で行きましょうということで、調査会で取りまとめられた。
- ・調査会でどのような様式が示されたのかは、加工食品の調査会の報告書の21ページに記載されている。調査会では様式1と様式2を例示という形でお示ししている。そのときに様式1だが、原材料名の中に括弧して添加物、アレルゲン、遺伝子組換えと書いてあるが、パブリックコメントを出す前に基準案というものを部会で説明したときに、基準案の様式については表示の方法として、名称、原材料名のほかに添加物という事項名を載せたものをお示ししている。
- ・なぜ添加物の事項名がついたかは、技術的な話になってしまうが、今回の食品表示法の中では原材料と添加物を分けている。あくまでそれぞれ表示事項、表示すべき事項ということなので、こちらとしては様式の中に原材料のほかに添加物という事項を入れさせていただいた。ただし、パブリックコメント時の基準案では、添加物の事項名については省略できるということも書いてある。添加物を分けて書くことについて、後ほどQ&A等でお示しするということを御了解いただいていると理解している。

<委員意見>

- ・今の様式1だと原材料の中に添加物が含まれると括弧書きがされている。今回の提案では原材料と添加物を分けるということなので、例えば様式1の中に原材料名、その次に添加物の事項名を書くことも可能ということか。

<消費者庁回答>

・その通りである。

<委員意見>

・概念のところで、今の説明でよくわからなかったので確認させてほしいのだが、結果、添加物は原材料に含まれない、と考えるということか。

<消費者庁回答>

・従来、JAS法では添加物を原材料の中に入れて考えていた。一方、食品衛生法では添加物を表示事項としてとらえている。今回、2つの基準を統合するに当たり、表示事項として添加物がある以上、先ほど説明したように、技術的に添加物という事項を表示の方式のところから落とすわけにはいかなかったということである。

<委員意見>

・技術的という言葉の意味がよくわからない。要するに概念として、添加物は原材料には含まれない、原材料と添加物は別のものであるという整理を、今回の食品表示法と食品表示基準においてはする、ということか。ここをきっちりと説明してほしい。

<消費者庁回答>

・はっきり言えば、分けて考えるというか、区別するということになる。

<委員意見>

・わかった。では、これから日本の少なくとも食品表示法の体系においては、原材料と添加物は明確に別のものである。概念として添加物は原材料には含まれないという整理をしてしまうということによろしいか。

<消費者庁回答>

・表示事項としては、別の事柄ということに食品表示法上なっている。一般的な用語としてJAS法の概念を引いて原材料に入っているのかいないのかといったようなことと、表示事項としての法律の規定の問題について若干混同されていると思うが、そこは分けて考える必要がある。あくまでも、表示事項としては別の法律をくっつけたわけなので、分かれてきている。その限りにおいて先ほど申し上げたように、別の概念として食品表示法の中では位置づけられているということ。委員が言われているのは、これまでの法律を離れてその食品に何が入っているのか、オールで捉えたときにそこに添加物が入っているのかいないのかといったようなことから質問されているような印象を受ける。

<委員意見>

・それは違う。表示としての話をさせてもらっている。表示のルールとしてどういう概念の整理をされたのか。食品表示法は、当然、表示に関するルールだから、その範囲において、どういう整理をされたのかということを確認させていただいている。

<消費者庁回答>

・JAS法と食品衛生法をくっつけたので、双方の表示事項が食品表示法の中で書き切られていることになっている。

<委員意見>

・そうであれば、何点か意見を述べさせていただきたい。まず、国際基準を見たときに、あくまで表示のルールとして、コーデックスや主要国、例えば米国、EU、オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国など、主要な国においては、全て添加物は表示する上で原

材料に含まれると明確に定義している。表示の方法についても原材料という項目名で原材料リストを表示すると、これも明確に規定している。そういった状況の中で日本だけが添加物が原材料に含まない、添加物と原材料は別なものであるという定義をすることは、やはり相当の理由が必要になると思う。今回、この基準を整理するに当たっては、国際基準との整合性を十分に踏まえるという大きな方針がある中で、あえて逆のことをやるわけだし、今後、海外と調整していく上で大変な重荷になっていくのではないかということをととても心配する。このため確認させていただくが、先ほど、食品表示法の中ではそういう整理をされたということだが、そうするに当たって、もっと積極的な理由というか、現在こういったことが具体的に困っているのを、それを解決するために原材料の定義を変更というか、原材料と添加物を表示の上では明確に分けようという必要性みたいなものがあったのだろうか。

<消費者庁回答>

- ・原材料と添加物は、従来から分けて書いている。調査会の中でも最初に、原材料及び食品添加物は区分して、重量の多いものから書いていくというルールを、今後もコーデックスとは別ルールということを説明している。確かに日本独自のルールかもしれないが、まず消費者がわかりやすくするために原材料と添加物は分けて書くという方向性は変えないということでした。そうすると、あとは書き方ということになってくる。

<委員意見>

- ・具体的な書き方については、もちろんそのとおりでと思う。今は概念の話させていたが、JAS 法にはただいま説明があったように、表現としては「添加物以外の原材料」という言葉がある。ということは、それは、添加物は原材料に入っているからこそ、そういう表現ができるということで、JAS 法の世界においては少なくとも原材料という言葉の中に添加物は明らかに入るという整理を、それは誰が見ても明らかに、している。概念としての話。だから、今回、食品表示法という 1 つにまとめたときには、それを変えるということだと思ふ。それは明らかに変わっていると思う。JAS 法から見ると大きく変わるわけで、そこに積極的な何か理由はあるかということを確認させていただいている。

<消費者庁回答>

- ・確かに JAS 法から見ると変わることはなる。ただし、違う整理をしていた食品衛生法と JAS 法の考え方をどうやって一本化するかと考えたときに、食品衛生法で表示事項となっていた添加物について、これをある意味で消し去って JAS 法のほうに統一するというのでは、表示として後退することになると思うので、表示事項としては 2 法にまたがって存在していたが、それを一本化する際にはそのまま引き継いだという形になっている。確かに JAS 法から見ると変わったということになると思うが、2 法を合わせたときにどうなるかという観点からは、こういう整理をするのが妥当だろうと考えている。

<委員意見>

- ・今回、3 法を 1 つにすることによって発生する齟齬というか、用語の意味の整理という話だが、調査会で用語の整理という大きな題目があつて、そこで議論したわけだから、その議論の中にぜひ入れていただければありがたかったかと思う。
- ・日本としてというか、政府としてそういう判断をされたということだが、そのときに国際

的な整合性みたいなところの配慮みたいなのは考えられなかったのか。こうするに当たっては、海外にきっちり説明しないといけないと思うが、そのときにどういった説明をする、どういった理由だというふうにするのか、そのあたりをちょっと教えていただきたい。今回、WTO 通報というものを当然やらなければいけないが、その中はどういうふうな内容でされようとしているのか。もしされたのだったら、こういうふうにされたということ、ぜひ教えていただきたい。

<消費者庁回答>

- ・WTO 通報については、日本のルールとしては原材料と添加物は既に分けて書いており、そこについては今回変更するものではないため、あえて通報で触れていない。

<委員意見>

- ・やはり表示基準改定の持っていく方が中途半端なような感じがする。もし様式1で仮に日本の中で今回の方針として食品衛生法を慮って、原材料と添加物を書き分けてということであるならば、書き分け方がQ&Aではなくて、その提案自体に賛成するものではないが、原材料名の下に添加物名と書いて、そこに書き分けないということも可能。それは本当に日本が新しい食品表示基準の策定の中で、国際ルールと違う方向独自の記載方法であるということが、海外やWTO加盟国にわからないのではないか。そういう書き方がいいということではないが、様式の中に名称の次の原材料名、添加物名、原料原産地というように、区分した形で項目として挙げないといけないと思う。
- ・消費者庁の説明ではWTO 通報については、私のコメントペーパーにつけているが、実際に今回、事項の変更ということになるとやはり書き分けて、添加物と原材料名の間に関して何らかのわかるような措置をするということであれば、そのことはWTOに通報しないと、これは海外からきっと後で問題になると私は思っている。

<消費者庁回答>

- ・WTO 通報は基本的に相手国にとって大きな非関税障壁になるようなものについて、主要なものについて慣例として通報するという事になっている。関心が寄せられた国に対しては個別に政府として、消費者庁として説明をする。在京の大使館が主に相手になるが、そういう形をとっているので、そういった点では漏れのない対応をこれからしていく。

<委員意見>

- ・WTO 通報した中身は、原文で2ページか3ページ見たが、その資料の説明と日本の国内で食品衛生法が今回、新しく変わるという中身の説明は、余りにも乖離があるように受けとめた。WTO 通報に関して、私は新しい食品表示法について全部のことを大使館を通じて海外に説明していることを知らないで、私の認識が間違えであればそれは正していただきたいが、WTO のホームページで見ると、必ず各国が影響を及ぼすような変更にかかわるものについては、必ずWTO 通報しなさいと記載されている。その際にはフォーマットもWTO のフォーマットがあるので、それに従いなさいと。それから、WTO に通報する場合には必ず連絡先も入れなさいという事項になっていた。

消費者庁は、日本の場合、パブリックコメントを求める場合はフォーマットに基づいて連絡先等も入れるようになっているが、今回、日本政府がWTO 通報した中身は残念ながらそういうフォーマットにもなっていなかったし、連絡先も入っていない。それは海外にと

って是不親切ではないか。大使館を通じて説明するにしても、余りにも日本における表示基準改定の内容と違い過ぎると私は理解したが、この点についていかがか。

<消費者庁回答>

- ・連絡先等についてはきちんと明記した上で、フォーマットにのっとして通報している。そこは認識の違いがある。

<委員意見>

- ・今の議論、今からもう一度戻せというのであれば、全部コーデックス基準でやればいいと思うが、そもそも我が国は食品衛生法上、添加物については義務表示としてずっとやってきている。だからインスタ加工については原材料を書かなくていい。そうすると原材料も含めて全部を書くということになれば、全部やり直さなければいけない。やり直すということをやるといふなら私も国際基準にあわせるべきという意見には大賛成する。しかし、基本的にそこまでの議論にならなかった。もし変えるとなると、加工食品の4つの品目だけが、原材料と添加物を分けずに重量順に記載され、違っていたわけである。それをわかりやすくするために一本化しようという中でやってきているわけだから、これは個別ルールとして WTO に通報すればいい。今までやってきていることだろう。何も問題ない。それを今さらここでそういう議論をすること自体、理解できない。
- ・委員のコメントペーパー（第32回食品表示部会参考資料5）の3ページから4ページにまたがるところが、今回の原材料リストに関する WTO 通報の原文か。これを読んでみると、ingredient という言葉があって、その下に food ingredients と food additives が構成されているということになっているのではないか。ということは、これは原材料の構成として、food ingredients というのはどう訳すのかはわからないが、仮に食品原材料と呼ぶとすると、あくまで原材料があって、その中が食品原材料と添加物になっているということになっているのではないか。そうだとしたら、これは food ingredients という新しい言葉ではあるが、ingredient という言葉は、今まで原材料と訳してきていると思うのだけれども、これまでどおり、あくまで原材料というものがあって、その下に food ingredients、今までの JAS 法で言うところの「添加物以外の原材料と添加物」がある、そういうことに、この WTO 通報はなっているのではないか。そうだとしたら、今回の新しい原材料の定義を書いていないということになると思う。

<消費者庁回答>

- ・直接英訳をしていないので詳細をお答えできないが、基本的には外務省等とも文案については調整し、各国に趣旨が伝わるようにということでこういう通報になっている。法律上の考え方は先ほど申し上げたとおりで、そこについて通報で考え方を書いたということはない。

<委員意見>

- ・基準案の例えば150ページより以前に、個別の品質表示基準の様式が載っていて、その中には原材料名と添加物が分けてあるものと、原材料名だけになっていて添加物は別に載っていない様式の両方がある。ということは、今までも品質表示基準の個別の品質表示基準で決まってくるときには、個々の表示基準によって既に添加物の欄が出てきていると読みとれる。個別の品質表示基準についてはほとんど議論していないので前のままだと

思うが、そうすると個別の品質表示基準のときにも当然、パブリックコメントあるいは WTO の通報などはされるわけだが、そのときに議論がされなかったのか、通報の中に入れられなかったのかよくわからない。事実が先行しているところがあって、今回、食品の素材と添加物が分けて書かれるところとつながっているような気がする。添加物が出てきたとき、個別の品質表示基準の原材料名だけが載っていて、添加物については特段、様式の中に入っていないものがどうなるのか、説明してほしい。

<消費者庁回答>

- ・別表では確かに品目によって原材料と添加物を分けて書いてあるものと、どちらかないものがあるが、今回は基準の中で、まず横断ルールを定めることとしている。個別の品目で従来あったルールが横断ルールと同じものについては、別表のところから添加物がなくなって、原材料のところだけ書かれているという意味合いになっている。逆に原材料を書いておらず添加物の項だけあるというのは、個別の品目の中で添加物の書き方だけが横断ルールと少し違うということが残っているということである。

<委員意見>

- ・例えば 150 ページに 20-18 のところに豆乳類がある。名称で大豆固形分があって、原材料名があって添加物があるという項立てになっている。この場合はこれから決まる提案のルールと同じになっていると思う。

例えば 148 ページのチルドハンバーグの場合には、原材料名があって添加物という項目は出てこない。個別基準のルールが違っても原材料名の中にいわゆる食品素材と添加物の両方存在する場合には、同じような並び方になる。ただし、添加物が省略できるので、豆乳類にしてもチルドハンバーグにしても、同じように見えるのかどうか知りたかった。既に個別の品質表示基準では添加物という名前が様式に出てきているので、横断的ルールとして議論をするならば、もともとやり直さなければいけないという思いがあり、既に見切り発車というか、進んでいる事柄について掘り返して議論する意味があるのかどうか考えたいので御質問させていただいた。

- ・WTO 通報の原文を読むと、この内容だとこれは国内に向けて説明しているのと海外に向けての説明は明らかに違うと思う。

<消費者庁回答>

- ・先ほど申し上げたが、あくまで相手国にとって非関税障壁となる規則がどう変わるかという観点で通報させていただいているので、そういう意味でそういう御指摘を受けることについては甘受するというか、そういう国際機関に対することと国内での説明ということに若干差があるというのは、御指摘を受ければそのとおりと云わざるをえないと思う。ただし、繰り返しになるが、相手国にとってどんな非関税障壁が加わるのかということについて通報するのが WTO への通報であるので、そういう趣旨になっている。

<委員意見>

- ・そのような考え方に基づいて通報することもあるかもしれないが、2003 年の食品衛生法が改正になった後のポジティブリスト制というのは結構大きな法律の改正で、そのときにはかなり厚生労働省が海外に対しての WTO の通報の中身についても詳細な説明をしていたと記憶している。今回の食品表示法改正は、日本国内だけの大きな改正だけではな

く、海外にとっても非常に大きな関心があるテーマだと思う。理由は、大きく日本の法律の表示法について変えるということになると、輸入食品に対してはかなり影響力があるからである。海外にとって WTO 加盟国が 180 カ国もしくは、何カ国あるか知らないが、多分その国の表示制度について詳細なことを全て食品表示法のことについて把握しているわけではないから、むしろ日本の政府として今回表示を変える中身はこうですということ丁寧で説明したうえで、相手国からの反応がわかることであり、事前に食品表示改訂に対して、加盟国がその影響力がないかという点を理解することは不可能ではないだろうか。今回の措置について影響力が及ばないのは主要国かもしれないし、中でも欧米だけかもしれない。しかし、WTO 通報の意味は、国の法律というのは国際間で違っていることがあって、私が今回懸念しているのは、食品表示に係る国際ルールがあって、今回国内ルールを大きく変えようという中身については、従前に詳しい説明をしておかないと、逆に言えば日本だけのルールについて海外から非関税障壁と言われるのではないかと懸念して申し上げている。

<消費者庁回答>

- ・実態として申し上げますと、外国の企業がこの食品表示法の法文の条文、それから、表示基準案の法文の条文を読んで、自力で食品を輸出するというのはなかなか難しいことだと思う。通例だと日本の輸入商社等が間に入って、それで食品が入ってくるという事実があると思う。必要なラベルの貼りかえ等をするのは当然輸入業者になるので、そういう意味で繰り返しになるが、相手国にとって大きな非関税障壁となり得るというルールの変更について、淡々と通報をするということをしているので、それで関心をお持ちになって当方に連絡をいただいた国には個別に説明をさせていただくということをしているところである。

<委員意見>

- ・消費者庁の説明の仕方についてだが、この部会が 2～3 ヶ月開催されていないのは、パブリックコメントを求めたからだと思う。いろいろな貴重な御意見を出していただいているわけだから、それを踏まえた説明をしてほしい。そうしないと、何のためにパブリックコメントを求めたかわからない。パブリックコメントで意見がなければいいが、先ほどから話を聞いていると、ここの部分についてのパブリックコメントがどうだという話もなかったので、これ以降の説明は、そういうことは頭に置いてやってほしい。
- ・そういった意味も踏まえ説明が足りなかったと感じられたところについては、次回、補足で説明いただけるということでよろしいか。そういうことで先に進めさせていただきたい。

○表示責任を有する者等の整理について

<別紙 1 に関する消費者委員会事務局説明>

- ・調査会の取りまとめとパブリックコメント前の案はほぼ同じだが、Q & A や通知で記載をされるということで、御確認いただく必要があると判断し、項目として挙げている。

<消費者庁説明>

・表示責任者については製造者、加工者、販売者、輸入者と従来どおり書くことにすると、調査会で取りまとめられた。議論の中で製造者と加工者の区別がわかりづらいという御意見があり、今後Q&A等で取りまとめていくことが報告書に書かれている。消費者庁としても、今後、製造者、加工者、現行法では食品衛生法に係る部分になるが、書き方と区別について、Q&Aで整理していく。今回の基準の施行に合わせてQ&Aを出せるような形で今、鋭意取りまとめているところである。

<委員意見>

・製造と加工の概念がきちんと整理されていない中で、製造者、加工者ということについては、製造と加工の概念と全く離れて決めていくとしか聞こえない。それでもいいのかもしれないが、これは製造に当たるのか加工に当たるのか、単なる小分けだけが製造に当たるのか、加工に当たるのかの判断が違っているものもあるし、温度帯変更をどうするのかとか、そういった個別のことに対して製造、加工の概念から切り離して、製造者とは、加工者とは、といった定義を決めると理解していいか。製造と加工というのは本来であれば、1つの定義の上で製造という概念に基づいて製造者となるのだろうけれど、実態はそうではない。食品衛生法とJAS法との狭間の中でさまざまな矛盾があつて、なかなかそれは調整できない。調整できないからやむなくQ&Aをやりますよという理解しか私には思えない。

<消費者庁回答>

・製造と加工の概念、前回の部会での検討では生鮮と加工の概念をきちんと線引きするというのは、今も制度は動いているのでなかなか難しい。今回、1つの基準にまとめることになるので、こちらとしてはできるだけ事業者や消費者にわかりやすいような形で例示とともにQ&Aでお示ししたいということである。確かに現在、はっきり定義を基準の中に書けていないところはあるが、消費者庁としてはできるだけわかりやすいQ&Aを出すことに努めるということしか、今のところはなかなか言えない。

<委員意見>

・責任の範囲というか、基本的な情報として誰がこの食品に対して責任を持っているのかという中で加工者、製造者ということで隠れてしまう情報というのは避けるべきだと思う。書きたくない人は書きたくないという中でなかなか出てこない。だからつくった人は誰かというのが見えないことにならないように、きちんとケース・バイ・ケース、はっきり明確にした上でQ&Aをつくっていただきたい。本来であれば、製造、加工からもう一回やり直してやってもらいたいぐらいだが、そんなことはできないだろうから、最低でも細かくケース・バイ・ケースできちんと誰もが判断に迷わない、保健所によって判断が違ふというようなことがないようにしていただきたい。

・先ほどからQ&Aの話が出ているので確認だが、Q&Aもある程度できた段階でこの部会等でお示しいただくということによろしいか。

<消費者庁回答>

- ・これまで基準を改正し、Q&Aを変えるというときには、通例だと報告という形で部会ではお示ししている。Q&Aを最初から審議していただくということではなく、報告という形でお示ししている。
- ・Q&Aだが、以前にほかの審議会で、Q&Aに審議会で議論されていないことが盛り込まれてしまったことがあった。それで実際のところ不安があり、この前の部会で留保させていただいた。Q&Aも一般的に、私たちがわかっていて特に問題のない部分はいいのだが、意見が分かれている部分についてだけでもお示しいただかないと、自分が思っていたものと全く違うQ&Aが出ていくこともあり得るのかなど不安になっている。ここでの加工者と製造者が先の加工と製造にきちんと分かれて、筋が通るようにしていただくことは担保していただけたらと考えてよろしいか。それだけは確認させていただきたい。

<消費者庁回答>

- ・製造と加工の概念は皆さんいろいろお持ちだろうと思う。その概念を踏まえた上で製造者、加工者をわかりやすいようにきちんと線引きしていく。Q&Aの中でそのずれがなるべく生じないような形で整理したいとは考えている。ただし、現状を踏まえたときに、その線引きによって今のルールが変わってしまうことも考えられるので、そこはケース・バイ・ケースでということ今回、Q&Aで落とすということを考えている。何らか確約はできないが、委員がおっしゃるように余り概念と逸れたものにならないようにするとは申し上げられるが、場合によってはそのケースから外れる場合があり得るということをお理解いただきたい。

<委員意見>

- ・新しいことをやろうとするといずれにしても痛みを伴うが、あくまでも消費者目線でやってもらいたい。事業者ばかり優先して、事業者の顔ばかり見て、そちらの改革をしていくというか、そういうQ&Aをつくっていくのではなしに、やはり消費者にとってわかりやすい情報開示をしていくという中で、隠されたものを暴き出していくのだという姿勢を消費者庁は持つべきだと思う。そういった中で特に判断に迷うようなことがあったら、ぜひもう一度この場で議論させてもらいたいと思う。

〇表示責任を有する者等の整理について（製造所固有記号について）（別紙3のパブコメ案からの変更点①）

<別紙3「パブコメ案からの変更点①」に関する消費者庁説明>

（パブリックコメントに付した基準案について）

- ・昨年の食品表示法の附帯決議において衆参両院から、製造情報を知りたいという消費者の要望に応えられるような制度として検討せよとの指摘があった。
- ・基本的に包材の共用化という事業者側のメリットは維持したい。
- ・消費者が製造者等の情報を知り得るように、原則としては製造所等情報を直接商品に表示してもらおうが、固有記号を使う場合には、事業者に問い合わせに対する回答義務を課す。具体的には書いていないが、電話等の問い合わせ対応や、会社のホームページへの情報掲

載、容器包装の一部に記号と対応する工場の住所等を全て印刷するといった手法を選択いただくことを考えている。

- ・消費者庁の製造所固有記号に関するデータベースにも欠陥があるので、データベースを一新する。その上で、固有記号について車の免許のように、届出事項に変更があれば、それも届出いただく。届出は一定期間経過した後に無効となるので、再度届出を行う必要があるといった改善を加えることを提案している。

(パブリックコメントの実施方法及び結果について)

- ・消費者庁の基準案に、調査会の議論において示された6つの代替案を併せてパブリックコメントに付した。
- ・パブリックコメントに寄せられた意見を大まかに言うと、「そもそも固有記号制度の廃止をすべきではないか」といったような意見が約50件。「消費者庁の基準案でいい」という意見が30件、「消費者庁の基準案に反対」という意見が約800件あった。その反対意見については、「調査会で示された代替案6つのどれかに賛成するので基準案に反対」といった意見でなく、「基本的には消費者庁のデータベースを改善すれば、消費者の方は製造者等の情報にたどり着くのではないか。ないしは問い合わせがあったときに答えることを事業者がやれば足りるのではないか。つまり、現状の固有記号の利用形態というのはそのまま、事業者が答えるか、消費者庁がデータベースを開放して検索できるようにすればいいのではないか」といったような趣旨に基づき、消費者庁の基準案に反対という意見が、約800件程度あった。
- ・消費者庁の基本的な考え方は、消費者の方が製造者等の情報にきちんとたどり着くことができるようにすることと、事業者に対しては包材の共用化というメリットは維持するという、双方のバランスをとることである。
- ・パブリックコメントのご意見も確認した結果、両者のバランスを図る上で、消費者庁が今、提示している案が最善のものではないかと考えている。

(パブリックコメント後に行った基準案の修正について)

- ・今回、業務用食品について対象としないということで一部修正を加えている。これは、業務用食品が用いられるのは「B（事業者）to B（事業者）」の世界なので、「B（事業者）to C（消費者）」の関係になる商品ではない。業務用食品から消費者がその商品について直接製造所等情報を取得するタイミングはないということ。業務用食品に関する業者間取引については企画書等により情報伝達管理がなされるといった商慣行があるので、事業者間において製造者等の情報が伝達されない（業務用食品を購入した事業者が製造所等の情報を把握できない）という事態は生じないのではないかとということで、今回、修正を加えている。

<委員意見>

- ・製造所固有記号は事業者の利便性を図るだけのもの。消費者には何の利益にもならない仕組みである。委員の意見書（第32回食品表示部会参考資料3）の指摘に対してどう答えていくのか。事業者の立場に立てば絶対にこれは要るが、消費者から見ればこんなものは必要ない。止めることができるにもかかわらず、やめたくないというのが実態だということ

とをまず理解してもらいたい。今回の製造所固有記号に関する問題というのは、包材の共有化のメリットと消費者の知る権利とのどちらを取るかを天秤にかけるといえるくらい、重たいものだと思っている。事業者の立場で言えば絶対に廃止には反対だが、消費者委員会の委員として断腸の思いで消費者庁案に反対する。この反対というのは、製造所固有記号制度そのものの存続について反対ということ。全廃は、やろうと思えばできる。

- 何のためにパブリックコメントをとったのか。固有記号は廃止すべきという 50 件の意見をどこまで重たくとるか。消費者庁案に反対（記号は今のままで良い、運用だけ変えれば良い）という意見が 800 件というのは、1 万件の見直しの反対が来てもおかしくない。ほとんどの製造事業者は見直しに反対。固有記号をなくすのは困るから事業者は反対する。困ることであっても、消費者の権利を守るためにここで大きく変える、この新しい法律のときに変えていかなければ消費者の権利は守れない。固有記号制度自体が破綻している制度をいつまで守っていかうという、そういうしがみついたことであれば、何のための新しい法律だったのかということ。これまでの議論を含めてパブリックコメントをとった意味とその後の経過が理解できない。
- この部分は丁寧な議論をしていただきたいと従来から言ってきたが、先ほどのパブリックコメントの回答については、非常に不親切な回答だと思う。もう一度、そこはきちんとヒアリングをしていただきたい。
- 例えば、地域にたくさんある土産物店。そこにはたくさん販売者名を記した製造者固有記号が使われている。土産としての価値を高めるために多分使われているのだろうと思っている。それは、ぜひとも土産物店についてもきちんとヒアリングをしていただきたいし、そのこととパブリックコメントとどういう関係があったのかということを確認してほしい。
- 銘店業界、百貨店業界については、これは百貨店の銘店を見ると判るが、3分の1は自社で製造されていて、3分の1は製造者名を付した固有記号。3分の1は販売者名を使った固有記号。事業者は「のれん」という信頼を持って商売をしている。そういう形で販売者名というものが非常に大切なわけだから、もう一度そういったところも確認してほしい。
- 商品の形態あるいは場所によってそれぞれ使われる用途が違う。かつ、今までたくさんこういった販売者名の記号が使われる。そのことについて確認をした中で、もう一度その方たちが納得できる説明をしていただきたい。
- みやげ物屋の話があったが、海外旅行に行って買ってこられた商品に **made in China** と書いてある商品がよくあると思う。そして「あれ？」と思う。その土地の商品だと思って買って見たら、実は **made in China** と書かれている。これはやはり書かれているからわかる。書かれていないことは消費者を裏切っているということではないか。そうでないなら堂々と書けばいい。製造者も書いて、書いた上で選んでいただく。製造者を出すというのは食品衛生法の原則である。委員の論調に対して文書でぜひ反論していただきたい。丁寧な議論というか、新しい法律が来年施行されるわけだから、結論を出さなければいけない。だから固有記号をやめるんだという結論を出した上で、5年間の経過措置なり10年でも構わないかもしれないけれども、そういう動きをとるべきだと思う。私はこの件については徹底的に反対する。固有記号について守る必要はどこにもない。

- ・そもそも、なぜ議論が起こったかという点、冷凍調理食品での問題があったから。事故情報データベースで誰でも検索できるが、それを見ると消費者が多分製造者がわからなくて後から食べたというふうなものも散見されている。このことを考えると、少なくとも製造者名はわかる必要があると思っている。
- ・製造所名まで本当に必要かどうかは人によると思うが、問題が起こったときの被害拡大防止というためには、製造者名はわかるようにしていただくべきだろうと思う。複数工場の場合に製造所固有記号だけでいいとなってしまうと、自分が購入したものが事故品と同じ銘柄なのかどうかはわからない場合が出てくると思う。
- ・検索や問い合わせなどが可能になると聞いているので、製造所固有記号を全廃しなければいけないとまではこだわっていないが、製造者名だけはわかるようにしていただくことを、ぜひお考えいただきたい。
- ・この項目は、調査会で結論が出ず、委員の意見をそのまま併記する形でパブリックコメントをするという、非常に特別な対応をした部分である。このため、このパブリックコメントの結果というのは、これを議論していく上で非常に重要だと思う。
- ・パブリックコメントの概数を説明いただいたが、合計は、先ほどのお話だと 880 件、そのうち 30 件は消費者庁の提案を支持されている。50 件と 800 件は違う内容を支持しているが、要は消費者庁の御提案には反対である。要は 850 件の反対意見がある。この規模感というのは、どんな感じなのか。規模感というのは、パブリックコメントをかけたときの反対の意見の多さという意味でだが。

<消費者庁回答>

- ・総数については、ステークホルダーの関心が高いということを現していると思っている。消費者庁としては、当方の示した案に対して、更にこちらのほうが良いという案が出てくるかどうかという点で意見を確認させていただいた。そういう意味で、パブリックコメントに寄せられた意見数という結果だけを見て、それが良いのか悪いのかといったことを考えるというのは、少し違っていると思う。

<委員意見>

- ・もちろん、意見の内容が重要なのは言うまでもない。ただし、この件は、消費者庁の案が真ん中だとすると、その両端に大きく意見が分かれている。しかも、その数が規模としては非常に多いと思う。消費者庁の意見に対して違う意見を持つ国民が結果として多かったということ。消費者庁としては、書かれている中身については、消費者庁の提案を変えられるような中身はなかったというが、パブリックコメントに意見を出した側も、消費者庁の案に納得し切れていないということだと思う。そういう状態に対して、我々はどういうふうに臨んでいくのか。反対の意見は、かなりの規模だと思うので、提示した案を明快にひっくり返すような内容がなかったからというだけで、このまま、その事実を置いてしまっているのかどうか。そのあたりはどのように考えるか。

<消費者庁回答>

- ・この制度について見直しをせよと指摘をされたのは、昨年の食品表示法成立時の附帯決議においてである。言うまでもないが、国会という最高機関から、行政庁に対して中身を見直ささいということ突きつけられたということ。以前にも、消費者庁にとっては一番

重たい宿題だということを申し上げたと思うが、そういう意味で、見直しの案を提示している。

- ・考える要素としては、消費者が製造者等のことを知りたいというときに、確実にそこに到達すること。他方で、実際に固有記号が利用されていて、包材の共有化という最大のメリットが生じているので、それをゼロにする、なくしてしまうということは、事業者にとって過大な負担になるのだろうと消費者庁としては考えている。そういう意味で、両者のバランスをとって、間をとってということになるだろうが、現実的な案としてお示しをしたつもりである。
- ・そういう観点でみると、今回いただいた反対意見の中に消費者庁の案よりも更によい、消費者庁として更によいと思えるような案はなかったため、基本的な考え方を変更していないということである。

<委員意見>

- ・まさに、これは国会の附帯決議でやりなさいということ、要は国民からやりなさいと言われているテーマで、非常に重たい、それはそのとおりだと思う。その重いテーマに対しての我々の答えを出すプロセスを考えたとき、そのテーマの重さに対してきっちりと我々はやり切れているのだろうかという懸念がある。

<消費者庁回答>

- ・この論点の問題点は極めてクリアかつシンプル。現状、固有記号をみた消費者が、その製造者が誰であるかということに、必ずしも到達し得るわけでないということが1点。もう一つは、消費者庁の運用が若干曖昧だったということがあるが、原則と例外の運用が曖昧になっており、ほとんどその原則、例外が機能していなかったことがあり、この2点を改める。その中で、事業者が現状、享受している包材の共用化、そのメリットについては維持するというを組み合わせると、消費者庁の案になる。
- ・これ以上のことについて、議論や論点が整理されていないといった意見が出されたが、それが具体的に何なのかということは、いまだに何も示されていないので、消費者庁としては、クリアな案を提示させていただいたつもりでいる。

<委員意見>

- ・今の発言は非常におかしい。もともと食品衛生法では、製造者所在地及び製造者の氏名を書くというのは原則論。このことを書かれている中で、例外的に、もともと例外的な措置がこの固有記号制度で、これが膨らんでいって破綻するぐらい暴走し始めたという状況。だから、今回三つの法律を一つの法律にするときに、もう一度原点に帰りましょうと申し上げている。もう一回ここでこの原点に立ち返って、食品衛生法の製造者所在地と、製造者の氏名を書くという原則に立ち返ればそれで済むはずである。
- ・パブリックコメントとそれについての解釈をどうするのかということが重要。先ほど説明があったように、論点として、固有記号から製造所にきちんとたどり着ける制度にするという、これが消費者にとっては一番大事なことでないか。つまり、製造所の直接的な名称、所在地等が何列も書かれることよりも、記号から確実に製造所にたどり着けるという、ここを担保していくことが非常に大事なことでないか。そのために新しい仕組みにつくり変えていただくと、ここが重要なポイントになってくるのではないか。

そこが担保されれば、製造所をあえて書く必要は直接的にはないのではないか。そこで、その仕組みをきちんと早く作っていただくところを、改めて説明いただければありがたい。

- ・製造所の住所などの情報を表示した場合、例えば製造所が変わったときは、その都度、包材を全部つくりかえるという話になる。それがコストに反映されてくるということになると、単価の問題からしても消費者がそれを受け入れるべきなのかどうかと、その辺も考えていかなければいけないことだろう。
- ・調査会での意見は、基本的に割れていた。全然意見が収束できなかった。全廃するべきだという意見もずっと言われ続けていた中でパブリックコメントをとっただけのこと。意見が収束された上でパブリックコメントをとったわけではないし、時間切れだっただけのこと。パブリックコメントでは当然のごとく、固有記号制度を守りたい人たちはどんどん意見を出してくる。ところが、一般の消費者はこのことを知らない。多くの方は知らない。固有記号の問題というのはほとんどの方は知らない。この悪い制度をそのまま残すということ、消費者委員会食品表示部会委員としてどうしても納得できない。これはもう一回議論を徹底的にやるべきだと思う。時間がかかってもいいではないか。
- ・従前に加工調査会で打ち切りとなって、いろいろ附帯意見をつけてパブリックコメントに出したということで、議論を繰り返すことはしたくない。
- ・この議論の中で1つ重要と思っているのは、食品衛生法なりの読み方・解釈の仕方である。従前、消費者から説明があったが、食品表示に製造所を記載することは、そもそも乳等省令なり明治の時代から始まっている法律にさかのぼって製造所を書くということが始まったと認識している。ただし、その例外規定ということが、このことがいい悪いは別として固有記号制度という形になって、リコールする際に迅速に対応できるということで、厚生労働省の時代には有効に機能していたのだと思う。そういう判断の中で、まず法律的にどのように解釈するかについては、法律家の委員の意見もあるだろうが、法律のなかにおける食品衛生法なり食品表示法の解釈としてどのような経過で設定されて、今回の食品表示法でどのように落とし込むかについての意見を伺いたい。
- ・7月上旬に、食品表示を考える市民ネットワークが固有記号問題についていろいろな調査をされた結果が日本消費経済新聞に取り上げられていた。この報告を見る限り、全く問い合わせに答えない実態だとか、隠そうとする実態だとか、問題点が明らかにされている。そういうことをこの場で説明してもらうなどしてから、判断したらどうか。
- ・消費者庁が説明した論点整理について、消費者が製造所情報に到達できないことがある、例外の内容を確認するというところまでは、委員も納得されたと思う。その論点への到達方法として、パブリックコメントで、例えば6項目についてパブリックコメントを出したわけだから、それについてはきちんと丁寧に回答いただきたい。

<消費者庁回答>

- ・先ほど委員からご指摘があったとおり、本来であれば製造所情報等を表示する、例外として固有記号を使うという制度である。そのルールをまず明確にする。表示に対する説明責任は一義的には表示責任者にあるものなので、表示について消費者庁のデータベースを整理すればそれでいいのだということであれば、極論すれば、食品表

示は全部、例えば QR コードか何かにして、消費者庁に全部データがあればいいというような話にもなるのだと思う。しかし、やはりそれは違うだろうとも思う。現に表示される部分について改善措置を講ずるとというのが原則で、それからは固有記号に関するデータを持っている消費者庁のデータベースを改善するというのがセットで、これが車の両輪になって、わかりやすくなると考えている。そういう意味で、情報を知りたいというご要望が確実にゴールに到達することと、事業者の包材の共用化というメリットを維持するというので、消費者庁が提示した案よりもバランスがよりよいものはパブリックコメントの中にはなかったということで、同じものを提案させていただいている。

- ・論点のところで幾つか話したい。大きくは、今回のこの食品表示基準案を作成するに当たって、まさに附帯決議で我々に示されている消費者のニーズ、利活用の実態、国際基準との整合性、事業者の実行の可能性、まず大きくこの3軸があるということ。それと、リコールの仕組みとの関連、それをきっちり整理することの、大きく4つだと思う。消費者のニーズについては、委員の間にもいろいろな意見があり、みんなの共通の認識に立てるようなデータというのは、やはり結局お示しいたげていないと思う。2つ目の国際基準との整合というところにおいては、今のこの議論のスタートが、原則はそうだ、所番地がそうだということから始まっているが、国際基準との整合で見たときに、その原則をとっている国というのは主要国ではどうもなさそうで、CODEX もそうだし、EU、アメリカにおいても、要するに製造所の情報を表示として書きなさいというルールを持っているところはない。だから、我々の今の、食品衛生法で持っている原則、所番地を書かねばならないところから、本来であればきっちり見直すべきだと思う。そういった視点での議論が不足しているのではないかと思う。3つ目は事業者の実行の可能性。実際、事業者に対するインパクトみたいなどころもしっかりと考慮して決めていこうという考え方は、食品表示法にきっちり示されているわけだから、やはりそういった軸をきっちり立てた上で、それぞれがどうなのだというのを整理して国民に示さないと、幾らパブリックコメントをとっても意見が分かれたままで、いつまでたってもこれは収束しないのではないか。やはりそういった軸で、きちんと目にわかる形にさせていただいて議論をする、これは非常に大切なことで、それが今まで我々の議論の中では大きく欠落していると思う。
- ・実際にいろいろなものを購入しなければいけない消費者からすれば、リコールのときに自分の買ってきた商品、冷蔵庫なりどこかに置いてあるものがそれに当たるのかどうか、リコールの対象かどうかが判断つかない。だから、製造所名までは必要かどうかはわからないけれども、少なくとも製造者名はあったほうがいいだろうと思っている。
- ・土産の話だが、販売している場所と製造場所が異なっていることがわかっても、それでも買うときは買うという判断が消費者にはある。だから、隠しだてをして、消費者に間違っただよに思わせて購入させるのは、別の話だと思う。
- ・大手企業の場合、複数工場で生産することは可能なので、そのような商品については製造者名も載らないままで固有記号だけが出ていくということで、本当に問題がないのかという心配をしている。
- ・さまざまな御意見があって、この議論はいつまで続けても収束しないのだろうというのが正直な感想。調査会で熱心に議論いただいても、なおかつ①～⑥をつけなければならな

ったという状況の中で、委員に考えいただきたいのは、法律が決まって4月1日から施行される、それまでにやはりこの表示基準をつくらなければいけないという中で、どこに合意ができるかというところについて考えていただきたい。例えば、原則義務という法律の解釈について、それを変えるなどということになったら、これはもともと全く別途のところでも大きな議論が必要かと思うので、今ここでできる話ではない。そういう中で、消費者庁がいうように、原則は原則である。今ここに出ているパブリックコメントに付した案は、例外規定をこのようにしましたというものであって、今までの原則と例外の運用実態が非常に混乱していたということは消費者庁自身も認めていて、これからそれを是正していくといっているわけである。これがベストではないかもしれないが、これまでの委員の議論の経過を見ると、やはりどこかに収束をさせていただいて、法律が施行されるまでに基準をつくり上げていただきたいと思う。パブリックコメント後の変更点で、更に業務用食品を対象としないとしていることについては、余り意見が出されていないが、そこについてもう少し意見をいただきたいと思う。私は、外す必要はないと考えている。

- ・先ほどの委員が土産は製造場所の情報を隠しているという言い方をされたが、そういう話ではない。例えば、風光明媚なところに工場をつくることができない。結果、そういったところでは外部に委託をしなければならない。そういう問題。あるいは、全国的には産業として縮小しているもの。例えば、ラムネ製造というのは非常に産業としてはどんどん小さくなっている産業、ある一定のところしかできなくなっている、その工場を維持するのが難しいところで需要を集約している。そういう産業の中で産地としては、あるいは観光地としては表示をしているのであって、隠していると決めつけられるのは、全く意に反している。テーマパークなどがそうだが、夢を売っているということ。
- ・企業のコンプライアンスについては透明性があるということで判断しているので、正直に書いていただいたほうが、隠しだてされるよりは、それをわかった上で選びたいと思う。いろいろな方がいらっしゃるので、そういう夢を大事にしたいという方もいらっしゃるだろうと思うが、そういうことも後から嘘だったとわかるほうがよほど気分的には嫌だと思う。
- ・情報を得るといことは消費者にとって非常に重要な事だと思っている。消費者側は事業者の方に比べると非常に情報が少ないので、食品情報を適切に公開してもらうということは、これからしっかりとした選択を消費者が行うという意味で重要だと思っている。この項目はさきほど発言があったように、部会で合意が得られなかった、議論が分かれた、時間も足りなかった、それから、判断の根拠も乏しかったと思う。その状況でパブリックコメントの中で一定の方向性が示されるであろうと、パブリックコメントの結果に期待していたところであった。消費者側もいろいろな意見があり、ぜひとも知りたいということから、余り気にしていないということまで、本当にいろいろな度合いで情報に対して考えているというところは事実。

今回、このパブリックコメントがあったということで、広く国民、それから関係者の意見や実情を集めることで、より実効性のある制度になる、そのようにしなければいけないと、この委員会はそのためにしっかりとやっていかなければいけないと考えてきた。

パブリックコメントは今回、4,000件という、多分ほかでは例のない数が来た。そのこと

を、消費者庁は大変だったと思うが、もう少し精緻に分析して、私たちがここで正しくというか、適正に判断できるようなデータ、資料を出していただければ、今日、調査会の議論がここで再びされるようなことにはならなかったと思う。先ほど披露いただいた1,000件を超える関係者の方の意見だが、数は判断には直接関係ないと思うが、その内容をやはり私たちは適切に反映すべきだと思うし、そういったものをしっかりと斟酌して基準に反映するのが私たちのミッションだと思っている。ただし、今、なかなか判断のもとになる、しっかりとした資料がないので判断に迷っているけれども、今後の方向性のことを考えつつ、消費者にとって情報を得ること、つまり情報に行き着く手段が確実に保証されることが、製造所情報等を実際にかくことであるのか、そのほかであるのかということは、固有記号で確実に情報を得る手段が担保されるという確信が得られれば、できればなるべくこの場で合意をとるべきではないかと考えている。ちなみに、B to Bのところでは今回唯一の修正部分として出されたこと（業務用食品を対象外とすること）についても、納得のいく根拠がよくわからない。もう少し説明をいただきたい。

- ・製造所固有記号の問題にはいろいろな意見があって、それぞれもつともだと思うところがあり、私の答えはこれですとなかなか言えないところがある。ただ、やはり情報をきちんと入手できる、原則は原則、例外は例外でしかないということをきっちりしていただくことが大事、消費者が望むことと思う。そういう中で、業務用食品は対象としないということは、どういうことになるのか。
- ・風光明媚なところに工場が造れない、あるいはテーマパークのようなところには夢を買いに来る、そこに製造所情報の表示が必要かという発言があったが、やはりそれは消費者がきちんと現実を認識した上で選択するため必要。夢を売りたいのは事業者側で、真実を知って、それを購入すべきなのは消費者であると思うので、やはり事実は単なる事実として書いていくべきである。

<消費者庁回答>

- ・いわゆるB to Bの話だが、議論の始まりというか、ご指摘は、消費者が手にとった商品に固有記号が付されていると、そのときに誰が作ったのかが判らないという、そこである。そこからいくと、B to Bの商品については、それが直接消費者の目に触れる、手にとられることはないということになる。もし、業務用食品でそういうことがあるのであれば、B to Cの商品として、当然、ルールに則ってやっていただくことになる。消費者が商店で手にとられるものについて、確実に誰が作ったのかということについてたどり着けるよう担保するという制度を設計したつもりである。そういう意味で、B to Bのところはまだルールの見直しというか、規制の強化というか、そこまで製造所情報等の表示を義務化する必要がないのではないかとということで修正をさせていただいた。

<委員意見>

- ・今の説明に対して尋ねるのだが、パブリックコメントへの意見にある「業務用については、規格、製法、製造場所などの業務上の機密を保護する必要があるが、製造所固有記号を使用できないと業者間取引において不利益が生じるため」ということについては、この意見をどのように受け取ったのか。現状では、業者間取引で情報が開示されないことがある。ということは、情報がもらえず、消費者に聞かれても答え切れない。業者間取引という枠

の中でそういうことが横行している。また、業者間取引こそ優越的地位の濫用というか、強い立場で来られる。強いところは圧倒的に。文句があるなら買わなくていいよという姿勢の中でやっているということ。ということは、正しい情報など消費者に行きっこない。そもそも業務用食品と一般小売食品というのは垣根がない。本当にきちんと消費者庁が取り締まるといふのであれば、それは可能かもしれないが、現実的には幾らでも業務用食品が消費者に売られている。そのことをきちんと取り締まって、これから一切売れないのだと、売ったらペナルティを課すなり、そこまでやるのだったら別だが。

<消費者庁回答>

- ・制度設計するにあたっては、消費者が手にとられた商品情報を確実に入手できるようにすることが最大の眼目である。そういった意味においては、先ほど申し上げたように、B to Bのところについては直接消費者の方が購入することはないので、提示したような見直し案でご審議いただいている。取り締まりの話だが、仮にこの基準が施行されるということになれば、当然新しい基準に基づいて執行業務をやっていくことになる。委員指摘のような事態があれば、それは取り締まりの対象になるということ。実態については業務用スーパーを見たことがあるので、よくわかっている。

<委員意見>

- ・業務用食品を対象としないという変更は、今の説明からすると、パブリックコメントにかける案の段階で業務用の食品を外すという形で示すべきであったという本来的なところの修正点なのか、パブリックコメントを受けての修正点なのか。基本的なスタンスとして業務用食品というのは対象外、B to Bだったらそうだろうと思うが、もともとの提案のところで反映が漏れていた部分をここであえて修正をかけているのか、パブリックコメントをベースにして修正をかけたのか。

<消費者庁回答>

- ・消費者の方が確実に知り得るような制度にせよというミッションなので、そういう意味では、本来その制度をつくる、最初の案を提示するときに気づいていなければいけなかったことなのかもしれないが、パブリックコメントで意見をもらい、今回のことに気がついたというところ。本来、制度設計の段階で網をかける必要はなかったと思っている。

<委員意見>

- ・原則としては、製造者、製造所所在地をきちんと開示するという、書くということが食品衛生法の原則であって、小売側がそのことについて果たしていこうとするときに、業務用食品ということで情報が来ない。製造者、製造所を書いたときに、製造地も明らかにしたくないということに現実には使われている。原則に対して例外措置をつくったものを拡大していく、業務用だけはいいなどということはありません。情報が伝わらないのだから、答えられないという我々の実態をどう答えるか。このことは、それができないということ容認してしまう。それについてどうしても納得できない。
- ・B to Bであっても流れてきた下のほうが上のほうに質問できない、あるいは隠すことができるということはあるのか。

<消費者庁回答>

- ・調査会等でも議論あったと思うが、仮にそういった事業者の方がいるのであれば、それは

取引先の方が取引先を選び直すことで市場から淘汰されていくということが原則だと思っている。

<委員意見>

- ・非常に消極的な対応に聞こえてしまう。そうではなくて、もし業者間取引で情報が流れないということがあったとしたら、それは是正を、例えば本来それは流すべきだ、上流から下流まで一つの情報がきっちり流れるべきだと、消費者庁のほうの介入というか指導とか、そういうことはないのか。

<消費者庁回答>

- ・義務のかかかっていないところに指導せよという趣旨か。

<委員意見>

- ・この対象外という扱いがなければ情報が伝わるはずのものに対して、この例外規定というか、わざわざ対象としないみたいなものが出てきたら、業者間取引で情報の断絶が現実起こると心配されている委員がいるので、本来あるべき流れを作っていくために、どんな尽力をしていただけるのかという質問をしている。

<消費者庁回答>

- ・基本的には、消費者が商品を手にとったときに正確に表示がなされていなければならない。それを担保するために、上流にさかのぼって義務をかけていくということが基本的な考え方である。そういう意味において、BtoCのところとBtoBのところの情報量が違うのではないかという指摘だと思うが、そういう場面で、表示の力によらないところでは、やはり事業者の方々が正しいラベルを付すための情報を得られる事業者ときちんと取引していただくということが、事業者の姿勢として基本になると思っている。何でもどこでも全部義務をかけてしまえばいいというような考え方もあると思うが、基本的には表示というのは事業者に対する規制なので、必要などころに必要なものをかけていくことになる。当然それは、事業者が事業を展開していく姿勢とかそういったものとセットになって正しいものが消費者のもとに届くという考え方で表示制度はできていると考えている。

<委員意見>

- ・今の意見は非常におかしい。例えば調味料メーカーがいて情報を出さないといっても、小売側はそこから買うしかない。固有記号という名前でも、実は業務用食品も流れてくる。そうした場合に固有記号で書かれて、実際に製造場所はわからない。ましてインスタ加工などは情報伝達についてはJAS法の適用外。義務になっていないから、食品衛生法上の情報は、本来流れるべきものが、固有記号でもって流れてこないということがある。だから、業務用取引について固有記号など無くせばいいと言っている。包材も大きいのだから、書けるスペースはいっぱいある。事業者は時代が変わってきたということを認識すべき。消費者から問われたときに答えられるという、そういう真摯な姿勢で事業をやりたいと思っている。
- ・加工食品をつくるにあたって、当然、原材料を購入する。その原材料に関し、加工したり、表示するために必要な情報を原材料メーカーから入手できない場合、入手できないにもかかわらず、その原材料をそのまま使用するということは、自分の知っている範囲では聞

いたことがない。それだけでなく、情報は必ずもらった上で、その情報が正しいかどうかを相手にきっちり確認することを、自分の知っている範囲では、全ての事業者が非常に多大な努力をして実際にやっている。今、問題になっているのは、その工数が余りにも大き過ぎるので、もっと共通のやり方などをつくって、もうちょっとその辺の負担を軽減できないかみたいな話を中心になっているぐらいである。仮に、委員ご存じの範囲でそういうことが本当にあるのであれば、それは大変なことではないか。要するに、正しい情報を持っていないのに自分たちの必要な表示をしている、ということを行っているのであれば、それは逆にものすごく大変なことを言われているのではないかと思ったりする。

- ・反論するがそれは違う。必要な情報というのは、例えば原材料情報というのは義務化になっていないわけだから、出さなくていい。この原材料はどこで生産されたとか、それを教えない。だから、わからないなら、わかりませんと言うしかない。この原材料の産地はどこか、どこでつくられたのかということ聞いても教えてくれない。そういうことは実際にある。
- ・業務用食品を対象とするか否かというところだが、一般消費者が製造所固有記号でそれにとどりに着くという話ではなくて、業務用のものなので、記号であろうと何であろうと、その情報がつながるとい根本的な仕組みがきちんと担保されさえすれば、表示の仕方はどういう形であっても大きな問題はないだろうと思っている。そういう意味で、全てにわたって事業者の性悪説に立つという極論に走らず、検討すべきと思う。
- ・食品衛生法の製造所固有記号というのは、これまで一定の役割を果たしてきたと思う。今回、法律を一本化して表示をわかりやすく、そして消費者に情報が伝わるようにということの趣旨を考えると、この製造所固有記号の持っている意味そのものが、新しい法律では付加されてくる、変わってくることになるのだろうと思う。そうしたときに、固有記号からきちんと消費者がとどりに着ける、そういうことの役目も果たすように期待されている。もう一つは、この記号を用いれば、消費者であっても事業者であっても、情報にとどりに着けるようなシステムが整備されれば、改善されれば、問題は本来は解消されていくだろう。だから、新しいシステムの環境整備ということが必要になってくる。現状のデータベース改善ということが非常に意味を持っているのではないかと思う。
- ・パブリックコメントで 800 件の反対意見があるというところを受けて、もしこの 1 行が出てきたのだとすれば、この 800 件の意見を「業務用食品は対象としない」ということでもかなり吸収できることになるのか。あるいは、この 1 行以外にも、例えばこの反対意見の対応を考える上で、例外なども、検討途中のプロセスの中では意見が出たのか。その辺の、この業務用食品を対象としないということの背景を説明してほしい。

<消費者庁回答>

- ・説明が漏れていたが、消費者庁のデータベースの改善、新システムの構築について、来年度予算で要求中である。その中には当然、B to B で固有記号を使われる場合でもデータベースには入ってくる。外部からの検索できちんとわかるようなシステムにしたいため予算要求を行っている。
- ・業務用食品を対象外とした点については、業務用についての件数が何件という詳細データは今手元にはないが、基本的には、制度設計として我々の案に反対するというのが 800 件

のうちの多分大多数になっていると思うので、正確な数字は申し上げられないが、そういう感じになっていると思う。

- ・繰り返しになるが、そもそも消費者の方が手にとったときに製造者等の情報に到達できるという制度設計にすべきものなので、そういう意味では最初の案を提示するときに検討が漏れていて、B to Bのところにも網がかかっていたというところである。

<委員意見>

- ・100歩譲って、もし固有記号を書くのであれば、消費者に答えるということを課せばいいし、同じルールを課すということで、なぜ業務用だけ別にするのかわからない。業務用食品は場合によっては小売まで行ってしまうのだという前提のもとで考えたときに、それを嫌がるのであれば固有記号を使わなければいい。消費者からの問い合わせに答えたくないというのであれば、固有記号ではなしに直接、原則どおり製造所を書けばいいわけだし、業務用食品を外すということについて、当然出てくるのは、これは先ほど言ったように、この秘密を何とか守りたいという事業者のロジックしかないので、どうしても理解できないと何度も言っている。
- ・パブリックコメントで「輸入品についても輸入者の名称等ではなく、製造者の名称等を求めるべき。食品の安全性に問題があるような事案が発生した場合において、消費者も速やかに防御措置を講じることができる」という質問に対して、回答は、「輸入者は所在地及び製造者の氏名等の表示を義務づけているのは、飲食に起因する危害が生じた場合にその原因となっている食品の製造所等を把握し、被害の拡大防止を図るためであり、輸入及び国内での販売に供する輸入者の記載が適当である」と記載している。この回答は、今まで議論していると内容とポリシーが違うように思う。

<消費者庁回答>

- ・指摘の点は、食品に起因する事故があったときに源流にたどり着くという視点で食品衛生法の表示になっているので、輸入食品については輸入元を押さえるという思想。そこは国内事業者とは少し違った考え方になっている。

<委員意見>

- ・1つだけ。委員の意見書（第32回食品表示部会参考資料3）に対して、文書で回答してほしい。

<部会長意見>

- ・この問題についてはさまざまな意見があり、審議し切れていないので別の場で議論、検討が必要だろうという意見もあったが、この場での策定方針として消費者への情報提供と実行可能性ということがある。その辺も踏まえてやっていくことが必要。消費者庁からの説明が足りないという意見も多々あった。具体的なことを挙げての説明いただきたいという内容の意見が多い。先ほど委員から意見書に対しての回答もぜひという意見があったが、その辺も踏まえて、次回部会で、追加で補足説明をしてほしい。

<消費者庁回答>

- ・ご指摘であれば、対応したい。

<消費者庁の追加説明（補足資料（別紙4-4、4-5の説明））>

- ・ 昨年の食品表示法の附帯決議で、消費者からの要望を踏まえて固有記号制度のあり方、情報提供のあり方について検討せよという指摘を受けた。それに基づき、記号を見た消費者が確実に製造者等にたどり着けること、一方で事業者には包材の共用化というメリットがあるのでこちらについても配慮し、原則として2つ以上の工場で製造する場合に記号を利用できることとしている。
- ・ 固有記号を利用した場合には、電話等で問い合わせがあれば答えていただく。インターネットのアドレスや QR コードを商品に付してウェブで情報を得る手法も可能。あらかじめ記号と製造所等の対応関係について包材のどこかに印刷もらうといった方法も含め3つの方法から事業者を選んでいただくということを提案している。
- ・ パブリックコメントで出された「業務用食品を対象外にすべき」という意見は、『業務用製品というのは、事業者間の取引で売買されるもの、当該製品が直接一般消費者の手元に届くことはないものである。よって、業務用食品に記載された固有記号を見た消費者が、誰がつくったのかわからないということは生じえない。また、そういった業者間取引にあっても企画書等の交付が通例であるので、製造者に関する情報は当然これに記載されているので、業務用食品について今回の見直しの対象とすることについては、どうなのだろうか』という内容だった。
- ・ この業者間取引（B to B の取引）がどういうものかについて、もう一度、説明させていただく。業務用食品とは、加工食品及び添加物のうち、一般消費者に販売される形態となっていないもの、つまり、その形態では消費者の手元に届かないものである。
資料に記載した図（業者間取引で購入したマッシュポテトを使ってポテトチップを揚げ、それを消費者に最終形態として売る場合）でいうと、マッシュポテトの加工者が、マッシュポテトをポテトチップ製造業者に販売する、ここが業者間取引になる。つまり、マッシュポテトは製造業者によりポテトチップの形に成形され、油で揚げられて包装され、ポテトチップとして消費者の元に届く。この時の製造者の情報というのが当然消費者にとって知りうるものでなければならないということになる。マッシュポテトとして、直接消費者のお手元に届くわけではないので、マッシュポテトにつけられた記号を見て誰がつくったのだろうと消費者の方が疑問を持つという事態は生じないということである。このため、この部分について今回の見直しの対象から外すということを考えたい。
- ・ なお、業務用食品には「業務用スーパー」で売られているようなものもあるではないかという指摘については、卸売業者が、いわゆる業務用スーパーと言われている業態になる。現在の JAS 法の解釈でも同じだが、製造業者の作った製品が最終的に消費者の手元にも届く、大きな包装のものが「お徳用」という形で消費者の手に渡る場合には、業務用食品用の表示ではなく、消費者向けの表示をしていただかなければならない。よって、業務用スーパーで販売される商品についても、今回の固有記号の見直しの範囲から漏れていくことはない。
- ・ 消費者が消費を手にとったときに、これは誰がつくったのだろうということは確実に伝わるようにしたいということで今回の仕組みを考えており、そのところには漏れがないような執行もしてまいりたいと考えている。
- ・ パブリックコメントでの反対意見ごとの主な理由は、以下のとおり。(①～⑥及び「その

他」は、別紙4-4の記載箇所を指す。①～⑥はパブリックコメントで基準案と併せて公表した代替意見の番号と一致している。）

① 「固有記号の使用は認めない、廃止すべき」という意見

主な理由：記号なのですぐに製造者の所在地等の情報がわからない。製造者を隠すために使用されているのではないか。消費者庁のデータベースが存続することになるので、それについて不要な行政コストがかかるのではないか。

② 「例外規定を認める条件を明確化し、定められた条件を満たした場合のみ、製造所固有記号による表示を可能とする」という意見（条件別）

○「販売者が表示責任者である場合は認めるべき」という意見の理由

製造者を付してしまうと、そこに問い合わせがきて回答できなくなる場合がある。固有記号にすることによって製造者が複数の取引先から業務委託を受けているような場合、記号でなく製造者名が出てしまうと競合関係がわかってしまって、仕事を受注するときに支障が出る。

○「表示スペースがない場合に可能とする」という意見の理由

商品によっては表示スペースが少ないため

○「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」という意見の理由

意見に理由の記載なし

③ 例外規定として、「共用包材によるコスト削減のメリットがある場合」、「表示可能面積に制約がある場合包材の共用化、表示面積に制約がある場合」、に加え「販売者が食品の安全性の責任を有するため販売者を表示する場合」を追加し、この3つのそれぞれの場合において、製造所固有記号による表示を可能とする」という意見

主な理由：製造者名が記載されると消費者から製造者に問い合わせが増える。そうすると製造者の負担が増え、例えば確実に回答ができないと消費者の方へかえって迷惑になるのではないか。PB商品については、製造者を記してしまうとブランド価値が毀損するのではないか。

④ 「自社の複数工場で生産している場合のみ固有記号が利用できるようにすべき」という意見

主な理由：自社工場以外にも認めて制度を運用すると行政コストが増加する。固有記号の数がふえるので行政コストが増える。

⑤ 「消費者が知りたいということに答えるのであれば、データベースの改善、事業者の応答義務を今回の見直しとして措置すればいいのではないか」という意見

主な理由：データベースを改善すれば、消費者が検索をすればデータが出てくる。現在の固有記号の問題というのは事業者の問題ではなく行政の問題である。

⑥ 「問題点が整理されていない段階で制度の見直しをすべきではない。現段階では、

消費者庁のデータベースだけ改善すれば足りる」という意見

主な理由：現行制度の問題点が整理されていない。現在の固有記号の利用によって何ら問題が生じていない。

その他（パブリックコメントに付した代替案以外の意見）

- ・ 「土産品食品業界ではOEMを行っている中小零細事業者が全国にたくさん存在し、製造所固有記号の使用ができなくなった場合、廃業に追い込まれる事態が想定される」という意見

主な理由：製造所所在地等を表示することになった場合、土産品の販売場所と製造（委託）場所が異なる商品が市場に並び、価値が下がり影響が生じる可能性がある。OEMの場合、販売者側からの社外秘に当たる情報等が製造者に提供されている場合があり、製造所所在地等を表示することによって、製造者が明らかとなり、それらの情報が漏れてしまう可能性がある。企業の優位性が失われる可能性がある。

- ・ 「販売者と製造者を併記すると表示責任が曖昧になる。どちらの方が責任を持っているかわからなくなるのではないか。製造者にお問い合わせが行くと適切に回答できない可能」という意見

主な理由：消費者からの問い合わせについては販売者が責任を持って回答しているので、それ以上のことは必要ないのではないか。問い合わせ先が2つの法人になるということは、かえって食品安全に係る事態が生じたときに対応を遅らせる可能性があるのではないか。

- ・ 「諸外国よりも厳しくする理由がない」という意見

主な理由：コーデックス、アメリカ、EU などでは表示責任者のいずれか1つを記載すればよいことになっている。それに比べると日本の今の表示制度は現状でも過重であって、見直しによりさらに過重になる。

- ・ 「登録申請や更新手続について事業者には過重な負担にならないような方法を検討してほしい」という意見

主な理由：当初は、同一製品を2以上の工場で製造していたとしても、都合によって1の工場に製造することに変更する場合も少なくない。その度に包材を変更することになると、既存包材の廃棄や新しい版の作成などにコストがかかる可能性がある。申請から更新に時間を要する場合、製造所固有記号取得のために生産が遅れ、欠品等の問題が発生する可能性がある。

- ・ 「固有記号は製造所だけに認められているが、加工所でも使えるようにしてほしい」という意見

主な理由：製造所と加工所を分けて考える必要がない。包材の共用化について、「製造所」

には配慮しているにもかかわらず「加工所」には配慮しない理由が不明。

- ・ 応答義務は電話番号を必須にしてほしい

主な理由：知りたい時に知ることができる。電話は普及率が高い。

<委員意見>

- ・ 工場Aで製造した業務用加工食品aがある。業務用加工食品なので、基本的には全て業者間取引となって、例えば、工場Bで製造する一般用加工食品bの「中間原材料」となる。消費者が実際に手にとるのは、工場Bで生産した一般用加工食品b（最終製品）。この場合、製品に表示する製造所は工場Bとしなければならず、原材料となる業務用加工食品aの製造所がどこであるかは、最終製品の表示には全く必要でない情報となる。前回の部会で、B to B（事業者間）の取引について、上流の情報が下流に伝わらないということを非常に恐れるといった意見があったが、このケースで判るとおり、原材料の製造所情報が最終製品を製造する事業者には伝わらないということが、最終製品への表示には問題を生じないということになる。
- ・ 業務用加工食品が業務用スーパーなどで一般消費者に販売されている実態があるということについてだが、製造事業者は、業務用として製造した業務用加工食品が一般消費者にそのまま販売されていくことがないように、下流の販売事業者への販売においては、例えば一般消費者に直接販売しないことを盛り込んだ契約を締結するなどの努力をしている。しかしながら、業務用の卸を経由したりして、消費者向けの業務用スーパーといったところで一般の消費者に小売されているということが現実的には起こっているようである。その場合においては、業務用スーパーが一般消費者に販売できるように、表示を正しいものに修正する、業務用スーパーが責任を持ってやっていくことだと理解している。こういった業務用小売に対して、業務用加工食品を一般消費者に販売する際には、きちんと表示を確認し、小売り用としては表示が不足している場合には、表示を正しく修正してから販売することをQ&Aなどに明記し、業務用小売に対して、それを徹底してほしいと思う。そこはぜひお願いしたい。
- ・ 事業者間取引で、業務用の製品が消費者に直接流れないよう規制しているのに、実際にはコントロールできずに消費者に渡っている。今後、流している事業者がちゃんと表示してくれるものだろうか。
- ・ 製造事業者から事業者間取引として販売する先（事業者）に対しては、当然そういった契約をするだとか、お願いするだとか、やっているが、そこに一旦渡ってしまったものについて、そこからさらにいろいろなところに流れていくが、こういったものについては、直接コントロールすることはできない。表示の責任があるのは、最後の小売のところ、業務用スーパーが、最終的に消費者に対してそれを直接販売するという行為を行うのであれば、業務用スーパーの責任において、消費者の方にちゃんと販売できるように一般用加工食品としての表示をきっちりやる、それが大きなルールであると認識をしている。そのルールの徹底をお願いしたい。
- ・ 現在もしてはいけないことをしている事業者があるのに、お願いベースでやって解決する

ものだろうか。それより、そういうことも想定の中に入れて、業務用食品であっても表示から除外しないでいただきたい。製造事業者が頑張っても、業務用食品が消費者に流れてしまうことが事実としてあるわけだから、全部に表示していただきたい。

- ・最終的に業務用スーパーが販売するわけで、日本全国の業務用スーパーを一つ一つ製造事業者がしらみつぶしに見て行って、一つ一つお願いしていくということはもちろんできない。行政にルール of 周知徹底をお願いしたい。
- ・行政の職員が十分にいるわけではないし、もともと業務用食品にも消費者向けと同じ表示があれば、そういう周知徹底はする必要がない。業務用食品について、消費者向けと異なるルールでの製造所固有記号の使用を認めなければ、問題は生じないわけだから、わざわざここで製造所固有記号を認める（業務用食品を対象外とする）説明にはならない気がする。
- ・前回要請した、委員の意見書（第 32 回食品表示部会参考資料 3）への反論が全くされていない。食品表示法において、もはや存続の合理性を失っていると意見書に明確に書かれているのに対して反論できない。固有記号は事業者にとってはどうしても守りたいものだが、消費者にとっては全く必要ないし、業務用取引においても同じ。販売者と書いて、実際に製造者はどこかわからない。製造所もどこかわからない。海外でつくられた半製品について、情報が伝わってこないものがある。本来は、もしきちんと伝達なり表示がされていればそれらの情報も末端の消費者まで伝わっていく。
- ・事業者のための仕組みを維持したうえで税金を使ってデータベースをつくるのは納得できない。要は消費者の選択である。固有記号を見ればたどることができるという人がいるが、それでは商品を購入してからでないかと解らないではないか。商品にきちんと書いてあれば、手に取った時に解り、何ら問題はない。海外ではほとんど書いている。製造者を書いているところが多い。そういう中で、なぜ日本だけが固有記号を使用するのか。
- ・業務用食品を除くという議論のレベルでなく、固有記号問題は本当に消費者にとって必要なかどうか。今回の食品表示法に照らし合わせて、本来の趣旨に合っているのかということをもう一回やり直さなければいけない。だからこそ、全廃という意見に対してきちんと反論が聞きたい。

<消費者庁回答>

- ・一般論として説明すると、私人を対象に法律をつくるというのは、自由を制限する、あるいは義務をかけるということを規定することである。これを行政の中では「法律事項」という。表示法においてこれにあたるのが、事業者に表示義務をかけるということである。表示をしなければ表示違反をとられる。具体的には表示がないものは流通させられないという効果が生まれる。
- ・どうして表示をさせるかという理由は、1つは社会的な必要性。これは食品衛生法の被害の取り締まり、また、健康栄養政策上必要な情報の提供というものである。もう1つは経済的な規制であり、JAS 法由来の品質に係る情報、買い物をするときに最低限これがないと買い物できないということを表示していただくということである。
- ・表示法の神髄は、事業者に義務をかけて表示をしてもらう。情報を提供させるということ。さきほど説明したとおり、社会的・経済的な規制であるので、当然、合理的な内容でなけ

ればならない。あるいは必要最小限のものでなければならない。事業者は本来、食品というものを自由に流通させられるが、自由にやったのでは弊害が出る部分があり、その部分に表示の義務をかけていくということである。その際には、理念規定3条にあるとおり、消費者がどの程度の情報を欲しているのか、事業者は逆にどの程度実行可能性のあるのか、そういうことのバランスを考えて義務表示の事項を考えていくのが表示法の思想である。

- ・したがって、理念規定の消費者の権利だけでは義務の範囲というのは決まらない。消費者がどの程度の情報がないと買い物ができない状況なのか、あるいはそのことに対して事業者はどの程度実行可能性のあるのかといったようなことのバランスを考えて、義務表示というものの範囲を考えていくというのが、食品表示基準のあり方だと思っている。

<委員意見>

- ・そもそも食品衛生法では、製造所所在地、製造者の氏名を書くのが原則ではないか。例外措置として、今回3つの法律が一本になるわけである。これまでの考え方でいくと、食品衛生法の考え方としては製造所情報をきちんと書くというものがあるが、販売者の概念がそもそもない。だから、例外的措置として製造所固有記号というものが初めて出てきているわけである。3つが1つの法律になるわけだから、本来のところに立ち戻るのではないか。JAS法のことばかり中心になって議論しているが、食品衛生法でそもそも製造者を書くということがあるわけだから、そこに立ち返ればよい。昔はそうだったわけで、それで例外的措置を認めるため保健所に申請して、届出して、やっと認めてもらうのが固有記号だった。そこにはある面ではルールがあり、「保健所」という地域の目が届く範囲の中でいろいろなことが制限されていた。ところが、今は何でもありになってしまっている。そのことをもう少し考えるべき。法律としてそういった濫用があったときは、実態は正さなければいけないと法律家の委員が指摘している。今の濫用の実態をきちんと直すということで、今の食品衛生法のまず基本理念に立ち返ってやり直すということだと思ふ。

<消費者庁回答>

- ・現状を濫用と言うかどうかについてはコメントしない。食品衛生法というのは飲食に起因する危害の発生防止ということで、もし事故があったときに源流、発生源はどこですかというところを取り締まるための法律である。そういう意味においては所番地を書きただけでも、記号を書きただけでも、保健行政上の目的は達成する。ただし、これまでの原則と例外の運用が曖昧で事実上、ルールがなかったという状況なので、そういう意味で2以上のところについて今回は使えるようにしたいということ。例外措置の明確化をしているということである。その点についてはご理解いただきたい。

<委員意見>

- ・今回のパブリックコメントの中で一番大きな要素を占めたのが、この製造所固有記号の項目である。製造所固有記号については、製造所を記載するという考え方がもともと乳等省令なり食品衛生法で入っており、そういう基本的な考え方と今回消費者庁に移管されて製造所を書くことになるという法律上の整理、法律的なところの経過については、きちんと説明してほしい。
- ・今回の諮問案は中途半端ではないかと思う。理由は、輸入食品に対しては輸入者を書くこと

ということで、輸入製造者の場所、例えばワインを日本に輸入した場合、その製造所の住所を全部書くとか、そういう義務規定にはなっていないというものがあるので、そういう面では日本の表示がダブルスタンダードの一部になっていることから、そう考える。消費者庁からいろいろな説明を聞き、パブリックコメントでの意見をみても消費者庁案よりいい、それ以上の案が出てこなかったという説明だが、製造所固有記号についてはいろいろな意見が右から左まであるのだから、製造所固有記号に関するデータベースの構築をまずやってもらって、今後の固有記号について議論をしたいのだったら、きちんと「現行の製造所固有記号」についてレビューをして、もう一度じっくり議論すべきではないかと思う。

- ・業務用食品の業務用スーパーでの表示については、販売者として業務用スーパーの責任で表示をすべきだと思う。それぞれの事業者が消費者に商品を受け渡す際の最終の表示については責任を持つ。その渡すデータは、川上の製造者あるいは卸というものが責任を持ってしなければならない。役割分担からすれば、ここの表示はきちんと業務用スーパーが責任を持って表示をすべきだと思っている。
- ・加工者が表示をするべきかという製造所固有記号については、例えば JAS 法の中で業務用については全く分けた考え方をしたわけだが、パブリックコメントで「これは対象ですか」という質問があり、今回の案のように消費者庁が変更されたのだと思う。製造所固有記号について議論をしてきた中で業務用食品は対象外だとされたのではなく、制度全体でみたときに業務用と一般とはきちんと分けて考えているという話の中で分けられたのではないかと思う。その辺はもう一度考え方をきちんとお聞きしたい。

<消費者庁回答>

- ・検討の経緯としては、消費者が手にとったときに表示を見て何を意味する記号だとわからないというところを改善しなければいけないということであった。そういう意味で、B to B（事業者間取引）の部分については、その荷姿で消費者の方に届くことは基本的にはないということで、本来そこは必要なかったということで、最初に立案するときにはそこは網をかけずに置くべきだったところ、かけたままでパブリックコメントを実施し、それに対する意見を頂戴し、そこに気づいたということで今回修正をさせていただいたという経緯である。

<委員意見>

- ・加工業者、業務用スーパーの販売者が表示することについて義務化し、それについての罰則も記述できれば、業務用スーパーに商品が流れていくことについては了解できると思う。ただ、消費者のやらなければいけないこととして、問題が起きたときにパソコンなりで製造所固有記号を自分で調べて、自分のところの商品に問題があるかどうかまで自分たちで見なければいけないということが、消費者の果たすべき責務なのだろうか。
- ・基本的な考え方について確認だが、原則 2 以上の製造所において同一商品を製造販売する場合のみという場合の「同一商品」の定義は何か。例えば、同じレシピで 2 カ所で使っていれば同一製品になるのか、同じ製品をあるところまでつくって、袋詰めだけ別の工場で作ったら 2 カ所になるのかなど。場合によって消費者が受け取るものは全然違ってくるし、そのときに製造所固有記号で調べて見ていくことになってしまうと、消費者としては

本当のところはわからないという状況になると思うので、同一商品についての消費者庁の考えを先にお聞かせいただきたい。また、消費者が確実にたどり着けるようにするためには、どこまで消費者に求められると思われているのかについても御説明いただきたい。

<消費者庁回答>

- ・同一商品というのは「同じ荷姿の食品」のこと。消費者が最終的に手に取るものを複数の製造工場で作っているということを当然ながら考えている。同じ缶の形で中がサバとサンマでは同一になりませんので、同じものをきちんとつくっていく計画だということになる。記号を使った場合に、その記号が誰なのかというのを知りたいというときには、それは消費者に1つアクションいただいて、電話をすとか、インターネットで検索するとか、QRコードを使用するといったひと手間はお願いしたいと思っている。もし予算がきちんとつけば、消費者庁のデータベースにアクセスしていただいても当然わかるようになる。

<委員意見>

- ・なぜ消費者が一々手間をかけなければいけないのか、簡単に記載できることを固有記号でもって書かれて、なぜ消費者が調べなければいけないのか。それも買った後で。書けば全部わかることだろう。

<消費者庁回答>

- ・表示問題だけではないが、消費者行政のスタンスというのは、従前は「保護される消費者」だったところ、消費者基本法の制定で、「みずから行動する消費者」ということになった。表示の件でいえば、積極的に知りたいことにはアクセスしていく、そういう消費者の位置づけになっている。このため、そういった消費者を前提に消費者行政を展開していくという形である。したがって、さらに情報が欲しいということであれば、それはメーカーにお尋ねをいただくとか、そういう積極的なアクションが消費者に期待されているという側面もある。そういったことも踏まえて表示についてもお考えいただきたい。

<委員意見>

- ・例えば、この前の冷凍調理食品のような事故が起こったときは、プライベートブランドを消費者が保存していれば、自分が製造所固有記号を調べて、それが確かに問題があるかどうかというものを消費者が必ずやる。それが消費者の責務だということか。

<消費者庁回答>

- ・御指摘のような事態だと、当然、安全を確保するという観点から製造者に対して、あるいは販売者に対して商品を回収するという社会的、道義的あるいは食品衛生法に基づく法的な義務も発生してくる。よって、そういうことは被害の発生を最小限にするために事業者側が取り組まなければいけない。一方で、消費者は自分の身を守るために、まずわけのわからないものは食べない。その上で大丈夫かどうかをご確認いただくということが当然あると思う。その両方の努力でもって、被害の発生を最小限にするということは、社会的に当然予定されていることだと思っている。

<委員意見>

- ・限られた表示スペースの中で消費者はどういう情報を優先的に受け取るべきなのか。命にかかわる情報は必ず目に入ってくるもの。そして代替できる情報については、その次にな

ってくるだろうと思っている。そういう意味で、製造所の所在地なり名称なりが何列も羅列されること自体は、消費者を非常に混乱させると思う。

- ・実際に消費者にどこまで義務を課すかということだが、身の危険にかかわってくるような社告であっても、なかなか実際には消費者の目に届かずに事故が多発している。何度社告をされても、いまだに古い製品で事故が起こっているという現状がある。だからこそ、トラブルのときにきちんとリコールで制度としてそういう対象者から外れる方がないようにするかということも考えていくことが必要ではないかと思う。
- ・アクリフーズの件は、私は製造所固有記号にだけ原因があるのではないと思う。そもそも日本の中に食品のリコールの制度自体がきちんとまだできておらず、いろいろな形で情報が散漫に出てきたり、危機対応、いわゆる緊急時対応のときに今回、製造者の最初の情報の出し方が少し正確ではなかったとか、いろいろな複合的な要因があると思う。海外では、食品のリコールの制度があって、1つのところできちんと見てわかるような情報が一元的に管理される仕組みをつくってあるわけであって、1要因である製造所固有記号だけの問題ではないと思っている。
- ・B to B（事業者間取引）で固有記号を使用する議論と、全体の固有記号が混乱して話がされている。今はB to Bについての的を絞って議論したほうがわかりやすいのではないか。
- ・B to Bのときに消費者に渡ってしまう。そのときに製造所の表示がないとわかりにくいのではないかという話だと思うが、業務用が消費者に渡るときに義務化ができるかとか、そういうことが実際は可能かどうか。そこが担保されれば、確かにB to Bのときの固有記号を使ってもいいというふうになるのではないか。実際にB to BではなくてBからC（消費者への小売）として業務用食品が渡るときに担保できるかどうかという点について、消費者庁の何かアイデアはあるか。

<消費者庁回答>

- ・今でも法執行の考え方としては同じであるが、仮に業務用で製造されたものを消費者に、B to Cに売りたいということになったその時点で、消費者向けの表示をしていただくことで法執行をしている。具体的な担保措置というのは、当然取り締まりになるわけだが、業務用食品を消費者に小売するような場合には、業務用スーパーのところでちゃんと表示をする、そういう義務があるということになる。そういう意味では、行政の考え方を明確に示し、法執行できちんと対応していくことと、違反があれば当然きちんと指導していくことになるだろう。

<委員意見>

- ・そうであると思う。そうであってほしいと思う。ただ、今でもそういうことが起きてしまっている中で、それがコントロールできないという状況の中で、今後、表示がされるのかという心配はある。
- ・業務用スーパーという定義がわからない。消費者向けの一般的なスーパーと、業務用食品のみを業務用として扱うスーパーとの違いが定義としてあるのか。つまり、消費者に対して一般的な食品、それを小さい包装のものから大きい包装のものまでさまざまなものを扱っている。そして、名称として業務用スーパーを名乗り、いかにも業務用の食品を取り扱っているというかのようなスーパーをわざわざ取り上げる必要があるのか。それにつ

いて明確に規制をかけなければいけないという話なのか。これによって検討しなければいけないことが大きく違ってくると思う。一般消費者にものを1つでも売るのであれば、それは一般的なスーパーマーケットと同じ扱い、全ての表示のルールはかかるだろうと思うので、あえて業務用スーパーというものを議論の中で取り上げる必要が本当にあるのかどうかという、その部分を確認させていただきたい。

<消費者庁回答>

- ・看板に業務用スーパーと掲げている一般的な小売店は、大きな包装の、例えばドレッシングでも1.8リットルとか、カレーでも30食分とか、そういう大きな単位のものをお値打ちに売ること、これは業務用なのだけれども、安く提供していますといった、買い物の雰囲気を提供しているだけであって、形としては一般の小売店と何ら変わりはない。置いているもののサイズが大きいだけというふうに考えている。業務用の食品というのは、いわゆる業務用食品の卸という方がいらっしゃる、そういう方が専門で扱っており、一般消費者がそのような事業者から買い物をするというのは、通常あり得ないと思っている。

<委員意見>

- ・食品卸は業務用の人（事業者）を対象にしているが、一般の人でも購入できるようになっていたりする。だからそういうものも含めて言えば、そんなものは垣根がないと言っている。そこまで規制が本当にできるのか、現実的でないと言っている。
- ・私は逆に捉えており、消費者が購入する場面は全て食品表示法における一般食品のルールが適用されるもの、これが大原則だと思っている。業務用食品のみ、つまり原材料としてのマッシュポテトといった例示で出されたが、ポテトチップスの原料になるマッシュポテトといった、一般には流通しないもののみが業務用食品であろう。そこを明確にしないと、曖昧なものを議論しても結論が出なくなってしまう。業務用食品は限定されたもの、消費者には渡らないものだという前提のもとで、業務用食品については別のルールから情報提供されてしかるべきだろうと思う。

〇レイアウト、文字の大きさについて（省略規定を可能とする面積について）（別紙3のパ ブコメ案からの変更点⑤）

<別紙3「パブコメ案からの変更点⑤」に関する消費者庁説明>

- ・「小包装の食品における省略可能な表示事項」については、パブリックコメントに付した基準案では「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」が省略不可とする表示事項に入っていなかった。諮問案では「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」を入れている。
- ・理由は、従前「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」の表示が食品衛生法第19条第1項に基づく表示基準に関する内閣府令で義務づけられており、フェニルケトン尿症の患者が、表示されていない食品を、L-フェニルアラニン化合物が含まれていないものと誤認して摂取し、神経障害や脳障害など重大な健康被害が発生するおそれがあるということで、今回追加し、小包装におきましても省略不可ということにいた。

<委員意見>

- ・このフェニルアラニン化合物というのは、アスパルテームだけを指しているのか、あるいはフェニルアラニン化合物を含むほかの食品なども含んでいるのか。また、当初、フェニルアラニンを府令で決めた背景だが、今でも同じように意味があることなのか。この物質により引き起こされる病気は代謝疾患だが、ほかにも代謝疾患でそういう禁忌になったような食品、物質というものはあるのではないか。そういう意味で、ほかの物質との整合性がとれているかどうかを確認したい。

<消費者庁回答>

- ・対象になっているのはアスパルテームのみである。

<委員意見>

- ・フェニルアラニン化合物を含む食品というのは、アスパルテーム以外にはないのか。つまり、患者に、フェニルアラニンそのものを含む食品は全て食べられない。しかし、これは必須アミノ酸なので、ある程度は摂取が必要。そういう意味で、量を制限するというのが治療法である。アスパルテームだけ除去していたら患者の治療になるかという、そうではないのだが。

<消費者庁回答>

- ・L-フェニルアラニン化合物の表示対象になっているのはアスパルテームのみ。ほかに、先日添加物として追加されたアドバンテームなどがあるが、アドバンテームについては食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、消費者庁において表示について検討した結果、L-フェニルアラニン化合物を含む旨としての表示は必要ないと判断した。
- ・アスパルテームについては、FAOとWHOの合同添加物専門委員会で最初に承認され、このときにL-フェニルアラニン化合物という表示も義務づけられた。1981年、米国のFDAでも同様に認められ、同様な表示義務が課された。日本では、1983年に当時の厚生省の食品衛生調査会の審査を経て、厚生大臣より食品添加物として指定され、その際に同様に「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」の表示についてもあわせて義務づけられている。

<委員意見>

- ・表示はもちろん義務でいいと思うが、この30cm²という表示面積が制限されたものについても表示をしなければいけないだけの意味合いがあるものか。アスパルテームだけを書けばいいというわけではないかと思う。ほかの物質との整合性がとれるのかを危惧している。アスパルテーム以外で同様の物質がなければ、むしろ、アスパルテーム（L-フェニルアラニン化合物）と書いたほうがわかりやすいと思う。

<消費者庁回答>

- ・L-フェニルアラニン化合物については、通常の食品については義務化されている。小包装についても、フェニルケトン尿症の患者が食べた場合に脳障害や神経障害というような重篤な健康被害が発生することがあるので、義務づけたほうがいいのではないかとということで提案させていただいている。

<委員意見>

- ・L-フェニルアラニン化合物は既に表示義務が課せられているものなので、その義務を外さないというところは同意できる。その前提での確認だが、この「おおむね 30cm²以下」という部分はL-フェニルアラニン化合物を含む食品についてのみ拡大という方向なのか。それとも、全ての食品について拡大、「おおむね」という言葉がついてくるのか。また、この「おおむね」というのは、実際どの程度のものを想定し、どういう形で事業者に示すことになるのか。

<消費者庁回答>

- ・30cm²の「おおむね」だが、L-フェニルアラニンに対してのみ適用するのではなく、30cm²以下になりそうな小さな包装の食品全てに、この「おおむね 30cm²以下」という基準を適用したいと考えている。
- ・現在、30～150cm²は 5.5 ポイントという文字が使えるという基準がある。150cm²のほうには「おおむね」がついていて、30cm²のほうにはついていない。L-フェニルアラニン化合物という文字を入れるという目的だけでなく、これを合わせたいという意味もある。
- ・基準の中で、「おおむね」の定義などを行うのは難しいので、運用という形になってしまうが、Q&Aという形で、誤解の生じないように「おおむね」というものを、例えば 35cm²までいいとか、31cm²ならいいといった内容ではなく、事業者が誤解しないような形で、こういうときは 30cm²より大きくなっても仕方ないということをQ&Aで示したいと考えている。

<委員意見>

- ・「おおむね」という言葉の定義が解釈の仕方で変わり得るとのことか。食品によって変わる可能性も多大だし、表示の仕方によって変わる可能性もあるという意味か。

<消費者庁回答>

- ・食品を包んでいる包装の形態によると思う。表示可能面積を考えると、例えば、1個の丸いあめの包装でねじっている部分があるとする。そのねじられている部分はそのままの状態では消費者は見ることはできない、そこに表示されてもわからない。それでも広げた状態を表示面積と捉えるか、この点は今も食品衛生法のQ&Aで書いてある。今、解釈として示されているのはそれぐらいで、具体的な表示可能面積の考え方が明文化されていない。そこをまず、Q&Aで明らかにしたい。原則は 30cm²と考えるところだが、物理的に本当に無理なときにはどうするかというところを、Q&Aで書いていく方針である。

<委員意見>

- ・調査会にて消費者庁の検証結果では 30cm²では表示が不可能であることが明らかになったため、もう少し大きい面積で更なる検証を行って決めていくべきだという意見を述べた。
- ・今回の食品表示基準の整備によって表示する項目が増えている。現状は 30cm²のルールであるが、表示する項目が増えた分については、現状の 30cm²に加算するという措置をお願いしたい。消費者庁は最初の調査会において、栄養成分表示が増える分は拡大すると

いった考え方を既に示している。どの程度拡大する必要があるかという点だが、栄養成分の義務の5項目は、調査会で示された消費者庁の試算では、たしか70文字の面積で3.2cm²だった。だから、栄養成分表示だけで従前の30cm²に対して3.2cm²は明らかに増えることとなる。また、明らかに増えるのがアレルギー表示である。アレルギーは今回、特定加工食品の廃止と繰り返し省略の例外という規定を設ける方向なので、かなり表示する文字が増える。調査会で消費者庁が示した資料の例示をカウントしてみると、その例示だと40文字程度増えていた。全てが40増えることではないと思うが、このくらいの規模でやはり増えていくだろう。栄養成分の義務とアレルギーだけで110文字増え、面積で言うと約5cm²が文字の面積だけで増える。この他、レイアウトをとるとスペースが必要になるし、別記様式を認める、認めないというボーダーもあったと思うが、別記様式にするとかなり面積が必要になってくる。ざっとだが、最低でも10cm²ぐらいは増えることになるのではないかと思う。よって提案だが、現状の30cm²に対して10cm²拡大し、例えば40cm²、その上で、その前に「おおむね」をつけるというのが極めて理にかなった措置ではないかと思う。

- ・今の意見で、省略規定30cm²以下という中に栄養成分の義務表示で3.2cm²必要という話があったが、栄養成分表示は30cm²以下の場合には省略可能という形になっているため、根拠にそれを入れるのは違う。非常に小さな面積でも義務とされるものは、名称、アレルギー、消費期限、賞味期限、保存方法、表示責任者と、それほど大きな面積を占めるものではない。L-フェニルアラニン化合物を含むと、その表示に必要な文字数が上乘せになるという程度のものであって、なおかつ、全食品でなく、一部の食品にそういう形で上乘せでの表示が必要となってくるのであれば、この「おおむね」という言葉で対象を拡大してしまうことは、全ての表示を形骸化していくことにつながりかねない。よって、「おおむね」という言葉を使うのであれば、数字できっちりと「おおむね」の範囲を示すことが必要。また表示可能面積も広く解釈できるので、「表示可能面積でおおむね30cm²以下」ということをきちっと定めないと、危険だと思う。
- ・可能だったら、今の「おおむね」のところとも関係すると思うので、次回部会までに、例えばこういう例だったら難しいというのを具体的に示していただくほうが説得力はあるし、我々も納得いくと思う。

<消費者庁回答>

- ・Q&Aで示すというと、結構解釈が広がってしまうのではないかと懸念されると思う。消費者庁としてもそういうことがないよう、厳密にここまでなら許せるという条件のようなものも示せればと考えている。30cm²が40cm²になっても「おおむね」で読めるということではないと考えている。

<委員意見>

- ・ここのテーマを確認したい。30cm²以下では省略できる、逆に言うと30cm²以上では省略できないということで、そのラインをどうするかということがテーマ。30cm²以上であれば、栄養表示もしなければいけない、アレルギーも増えるのでそれも表示しなければいけない。30cm²をちょっと超えたところでは、増えた分を含め全て表示するのは不可能で、30cm²をもう少し引き上げなければいけない。

- ・案を検討する際の視点の違いだけだと思っている。つまり 30 cm²以下のところで省略できる、30 cm²以上では省略できないというところは、おおむねがついたかどうかということに係らず、消費者庁から提案がされている。先ほど栄養表示とアレルギー表示で合わせて 5 cm²というご意見があったが、表示する面積については、現状の「表示面積」ではなく、「表示可能面積」。つまり、パッケージの中で、もともと非常に小さいものと、表示可能面積をもう少し広くとれるものと、それは差があるはずだから、そういう中で確実に表示をしていただくという方向性。そういう意味で、この 30cm² という数字そのものは非常に重要な意味があったと思っている。違うことを言っているわけではない。
- ・その 30 cm²を消費者庁から提案されているのは事実だが、それに対して調査会で、それでは入らないと繰り返し意見を述べてきたところ。そしてそれを調査会の報告書取りまとめ事項という形で明記いただいているので、それについて再度御議論させてほしいという趣旨で意見を述べさせていただいた。表示可能面積については、確かに「可能」というのをに入れていただいたが、概念としては、さきほど消費者庁から説明があったとおり、食品衛生法の中では通知という形で出ており、考え方自体はこれまでもあったと思っている。
- ・30 cm²でも L-フェニルアラニン化合物を含むと明記することについては、従前からアスパルテームについては、このような表示がされていて、それを継続するということであるならば、合意できる。甘味料について記述しないと従前の厚生労働省のときの表示基準からすると情報が欠落すると思うので、この表示は引き続きあったほうがいいと考える。

○経過措置（別紙3のパブコメ案からの変更点⑥）

<別紙3「パブコメ案からの変更点⑥」に関する消費者庁説明>

- ・パブリックコメント前に食品表示部会にお諮りしたものは、経過措置期間は加工食品2年、添加物1年、いずれも栄養表示成分の義務化については5年検討中という内容だった。その点について、パブリックコメント後の諮問案としては加工食品及び添加物の全ての表示について5年、生鮮食品の表示について1年6ヶ月という形にしている。
- ・理由としては、固有記号制度のデータベースの整備の関係、そして加工食品、缶詰などについて改版に要する期間が長期間に及ぶということ。添加物についても全ての添加物に表示の変更が及ぶなど影響が大きいということ。生鮮食品については、任意での栄養表示の関係で改版が生じる可能性といった点を踏まえて、今回お示しした案にしている。

<委員意見>

- ・新しい食品表示法は「2つの権利」である。「安全が確保される権利」と「選択の情報が知らされる権利」ということが定められた。だからこそ、必要とされる多くの情報が開示されていないという中で、一時も早くこの状況を解消していかなければならない。本来であればもっと短くてもいいくらいだが、パブリックコメント前の案をまた延ばすということは余りにも事業者寄りというか事業者の立場に立っていないか。東京都が条例で調

理冷凍食品の原料原産地表示を義務付けした時、経過措置として認めたのはたった9ヶ月だった。必死でやっただけでも、相当在庫を残して処分した。そういう状況はあるが、国が決めた法律、消費者のための法律を実行するに当たって、余りにも事業者サイドに立ち過ぎるということはいかなるものか。

- ・今回の諮問案では、一般用加工食品と添加物で、製造、加工、輸入として5年としていただいている。5年必要となる最も大きな理由と考えるのは、包材メーカーの改版能力のところ。これはきっちりと試算していただいた結果5年は必要という結論を出されているので、これはもうそれに従わざるを得ないのではないかと思う。食品事業者が努力して解決する問題ではないと思う。これを合理的な根拠もなく無理矢理に短く設定してしまうと、その結果、例えば包材の供給の問題によって食品の生産に支障が生じる、消費者が必要な食品を手に入れることができないといった、そういった消費者の不利益が発生することが十分に考えられる。合理的な根拠なく短いほうがいいというだけで短くすること、それだけは絶対に避けたほうがいいと思う。
- ・算出した数字がこれだと言われても、それが本当か判断できない。5年先に出てくるのが世界で最低レベルの表示ルールだということになると、余りにもお粗末過ぎて納得しかねる。
- ・アレルギー表示も3年で見直すことになっている。どういう表示が適切かというのはこれから3年ごとに調査をし、それで見直すということが、パブリックコメントへの回答として書いているが、3年でも世の中の事情は変わってくると思うし、5年というのはこれから変えますというような年限ではないように感じる。
- ・固有記号制度のデータベースの整備に基本的にどのくらいの期間を見込んでいるのか。固有記号のデータベースが確実に完成し機能する。これは、製造所情報がきちっと消費者に伝わるために非常に重要な要素だと思っているので、ここをまず明確にしていきたい。経過措置期間を設定する中で重要ではないかと思う。

<消費者庁回答>

- ・データベースについては、27年度予算で開発費を要求しており、27年度中に新しいデータベースの整備を完了し、28年度当初から運用できるようにしたいと考えている。したがって、新しい固有記号制度に移行できるというのは28年度からになり、データベースの整備期間中（27年度中）は、新しい番号をとって新しいレイアウトで改版の作業を進めることは、事業者の方にとってなかなか難しい期間になる。その上で、製缶メーカーや印刷メーカー、そういったところの物理的な仕事の受託能力からすると、非常に長期間を要するというので、この期間を提案させていただいている。

<委員意見>

- ・製造所固有記号のデータベースの話が出たが、固有記号を利用することはあくまで例外措置であって、その数が今の商品のほとんどを占めてしまうとは考えにくいのだが、逆に言えば、ほとんどの場合は製造者名が載ることにはならないということなのだろうか。

<消費者庁回答>

- ・現在の固有記号制度については利用時に届出をしていただく、まさに製造所に記号がつく

ものである。しかしながら、その記号を用いた商品が市中に流通するものの一体何割なのかとか、何パーセントなのかとか、そういうものを追える制度にはなっていないので、質問に明確には答えられないが、固有記号制度が残るということであれば、当然利用されるメーカーの方は出てくるので、そういった事業者にとっては、改版の作業が物理的にデータベースの完了まで止まってしまうということが生じる、事実上作業できない状態になるということはあると思っている。

<委員意見>

- ・固有記号制度自体を残すかどうかもわからない中で、税金をかけてデータベースを構築し、まずこの仕組みを残す必要があるのかどうか。固有記号全廃という委員の意見も含めて、原則どおり製造所を書けばまったく解決する問題。それをわざわざ固有記号で書きたい、例外的措置でやりたいという事業者のために、消費者の権利が侵されている状態を5年延ばすなどという発想がどこから出てくるのか。
- ・今回、経過措置期間を長く伸ばした理由を読ませていただいたが、加工食品で缶詰に入れられた食品に関して言うと、具体的にこういう事情があるので少なくとも4年を要すると考えられると書いてある。それ以外の加工食品について言うと、経過措置を伸ばす具体的な根拠となるデータがない。恐らく改版作業とメーカーの都合だと思うが、私たち委員が、なぜ5年必要なのかということ十分に納得できるデータがない。
- ・添加物についてもパブリックコメント前は1年だったのが今回5年ということだが、示された理由を読んでいくと、新基準に基づく表示への移行には4年程度を要すると考えられている。どちらも4年という数字が理由に書かれているが、出された修正案は5年と示されている。このあたりの1年というのをどういう根拠でここに示されたのか。
- ・加工食品でいえば、缶詰以外の状況を業界というか事業者団体から具体的に示されて5年という選択をしたのか、そのあたりをお示しいただきたい。

<消費者庁回答>

- ・4足す1で5になっているという考え方については、先ほど申し上げたとおり、固有記号のデータベースを動かすまでにはどうしても猶予期間（1年）が必要になるということがあります。その上で製缶メーカー等のキャパシティというか、業務を受ける能力を勘案すると、4年程度必要になる。製缶については非常に寡占業界なので、明確に意見をいただくことができた。他の、例えば紙とか印刷メーカーになると、製缶メーカーよりも多分数が多くなるので、統一的な見解というのはないが、そこからも、やはりどんなに頑張っても数年はかかる、最短で例えば3年とかそれぐらいはかかるのではないかと意見がでてくる。抱えている顧客の状況によって個々の事業者で変わってくると思うが、大手メーカーからは大体そういった話をお聞きしている。

<委員意見>

- ・委員に認識していただきたいのは、今回、100%ではないが、ほとんどの表示をやり直すことになるということ。多分、日本ではやったことがない。ものすごい規模の表示を改版するという行為が、ある一定期間に集中するということ、やはり深刻に、その重みというのを、しっかりと認識していただいて、本当に何かあって食品の供給に支障が出るなどという話になると大変になると思うので、そういったことにならないような処置はしつ

かりととるべきだと思う。

- ・生鮮食品については、加工食品に近いような生鮮食品が現実的にある。今回の生鮮食品については、一般用については1.5年と販売ベースで設定していただいたが、業務用については今回設定がない。業務用については経過措置期間なしという理解でよろしいか。業務用生鮮食品について基準案を読んでもみると、そういうふうに取り取れるので確認したい。そうであるならば、具体的な特定の分類の商品については、今抱えている在庫が既に販売できないだとか、少なくとも抱えている包材が使用できないだとか、来年の6月にいきなり切りかえるとなったときに、できない業務用生鮮食品が、具体的に存在する。ここについては、一般用の生鮮食品と同じような処置をきっちりとしていただきたいと思います。聞いた話だと、例えば、切り身、むき身の鮮魚、魚介類の冷凍食品という食品が現実的であって、もちろん一般用と業務用がある。これは賞味期限が結構長くて、1年6ヶ月とか、場合によっては2年といった、そういった長いものが現実的にある。そういったものについて経過措置期間がないと、今在庫があるものが既に売れなくなってしまうという実態になるため、そういったところについて、しっかりとケアをしていただきたいと思います。
- ・加工食品と添加物の業務用についてだが、業務用も期間は5年だが、内容は製造、加工、輸入できるということではなくて、販売がそこまでできるという規定になっており、要は内容が違う。まず、そこについて教えていただきたいが、販売というのはどこを指すのか。製造加工事業者から売るところのみを指しているのか、それよりもっと下流の、例えば業務用卸みたいなどころからの販売も含めるのか。また、業務用について販売とされた理由は何かということと、過去にそういった販売で経過措置期間を設定するという事例があったのかどうか、教えていただきたい。

<消費者庁回答>

- ・業務用の部分だが、過去に「販売」といった部分に着目して経過措置を置いた例はある。プラス、販売という部分と製造加工という言い方で、名称、言いぶりを変えている部分については、基本的にいわゆる川下の業者の方が表示をするといった場合に、いわば業務用の食品として流通しているものに表示が適正に行われていないと、経過措置期間後にB to Cの食品について表示をするという部分について支障が生じるということから、販売というワードで業務用食品のほうは経過措置を置いているということである。

<委員意見>

- ・処置をとっていただいた理由はわかった。しかし、販売ということについては、なかなかコントロールできない。先ほど販売がどこを指すのか、お答えいただいているが、例えば下流の業務用卸からの販売というのは当然、製造加工の事業者からは全くこれはコントロールできないし、あと製造加工の事業者からの販売であっても、これは買っていたかかないとだめで、相手のあることなので、なかなかコントロールし切れないと思う。よって、販売で期限を設定すると、その期限となったときに在庫が残っている場合は、古いルールでの表示というだけで廃棄するしか方法がなくなる。これを避けようとする、販売期限から賞味期限だけ前にさかのぼって、切りかえて製造しなければならなくなるが、缶詰製品の場合では、業務用の缶詰製品というのは結構多いが、缶詰は賞味期限が3年とか長いので、販売期限で5年と切っていただいても、実際は3年さかのぼった、要は2年後

までには製造しないといけないということになり、実質的には、経過措置期間は、製造で言うと2年程度になってしまう。そうなると、先ほどの缶の供給、包材の供給能力の問題で、最低でも4年はかかるということ缶メーカーさんから言われている中で、業務用だけを優先して2年間でやり切ってくださいといった調整をやるということではできないのではないかと思います。そうなってくると、やはり2年内で作り切れないので、それより先に作ってしまう。そうすると、販売期限の5年を迎えたときに大量の在庫の廃棄になってしまう。そういった事態が十分に起こり得ると思う。

- ・説明で業務用は一般用の原料になるのだから、先に切りかえを完了するという配慮だとお聞きしたが、業務用食品の情報というのは表示からだけではなくて、別途、紙とか電子媒体、そういったものできちっと取得しているのだから、そういったところをきちっとやっていただかなくても特に問題は発生しない、要は表示が切りかわってなくても、きちっとデータをとっているのだから、そういうところを配慮いただいても余り効果がないと思う。よって、意見としては、業務用についても販売ではなく、製造、加工、輸入で経過措置期間5年としていただきたい。この業務用は消費者の目に触れることもないので、そういった配慮によって大量の食品を廃棄する、そういった事態は、ぜひ避けていただきたいと思う。
- ・余りにもそんなことばかり言っていたら何もできない。特別本当にできない、缶詰だけは特別だというのなら、本当にそうなのかを確認して、消費者庁がそこだけはしようがないなというのを認めるとか、そんなふうにしていかないと、こんなものはどこまでいっても変わらない。
- ・缶詰は、例えばトマトジュースのように年1回しかつくりたくないものもある。そのシーズンが終わると、缶詰の缶自体はそのまま残る。在庫があれば表示も当然変わらない、そういう問題がある。どれが一番長いのかと言えば、缶詰が一番長いのだろうと思っている。そのことについてももう一度きちっと確認して、さらにもう一つの要件、それをつくるメーカーさん、製缶メーカーであったり、容器をつくるメーカーさんであったり、その生産能力があるわけだから、それが5年だという話であれば5年にせざるを得ないと思う。それをさらに短くできるという話であれば短くすればいい。
- ・私もきちっとしたデータをいただきたいと思うが、ただ、国内の業者だけが容器包装をつくっているわけではないし、いろいろなものについて海外進出しているわけだから、グローバルとして考えたときにどの程度対応できるかも含めて、情報として頂戴したい。

<消費者庁の追加説明（補足資料（別紙4－6の説明））>

- ・基本的な考え方だが、食品の表示のルールを見直す以上、事業者の対応可能性、表示の改版、ラベルの変更に伴う必要な期間を設けることは、基本的に必要であるという考えのもと、経過措置期間を設けている。これは義務表示の事項に違反するケースが出てきて、表示のルール全体の信頼性を失うといったことを防ぐという意味において設けられているところである。
- ・その基本的な考え方のもと、今回のパブリックコメントで具体的な案を提出された業界に対して、消費者庁から話を聞き、その結果、現在諮問させていただいている加工食品と添加物の表示について、経過措置期間を5年とするという案をお示ししているところであ

る。

- ・10月3日の部会で、委員から具体的にメーカーなどに確認した上でデータなどがわかる資料を作成し、説明をすべきではないかという御指摘をいただいたところ、その指摘を踏まえて今回、資料を作成した。
- ・一般的に、食品表示の改版、ラベルの変更を行う場合のプロセスを説明すると、メーカーで表示内容を検討する段階、印刷業者に発注して版を作成するという段階、新しい表示を用いて食品を実際に生産するという、大きく分けて3つのプロセスがある。
社内の検討では、法令との適合性確認、パッケージ全体の検討、あるいはプライベート商品や留型商品、これは取引先のオーダーに基づいて生産する商品においては、その場合の販売者や販売先への了承のとりつけなどを行う必要がある。その上で、印刷業者に具体的な発注を行う。ただし、中小事業者の場合は、この印刷業者がいわゆる社内の検討に相当する部分を含めて行っているというケースもあるということである。
- ・10月3日の説明の際には、缶詰と添加物を例に挙げて経過措置期間を延ばす必要があると説明させていただいたが、改めてその内容も資料として整理した。
- ・まず、缶詰についてだが、前提として、ラベルの改版を行うのは事業者自身ではなく実際に製缶、缶をつくる業者である。消費者庁の聞き取りで、全国で10社程度、この対応ができる業者がいるということが判った。また、現在、その約10社で持っている固有製品の版数、種類は約3万点とのことであった。併せて、10社合計で1日当たりの改版能力がどのくらいあるのかは、10社合計で約50点ということであった。
- ・効率的に作業を行ったとしても、現在保有している3万点のアイテムを1日50点ずつ改版した場合、約600日かかることになる。製缶業者の1年当たりの稼働日数は約210日なので、約3年を要するということになる。この3年は今回の表示見直しに係る改版に必要な期間であり、これ以外に行われる改版あるいは商品のリニューアルによる改版など、そういう事情も踏まえると、さらに期間を要する可能性もあると整理したところ。
- ・改版の能力については、印刷業者の中でデザイン案を作成して試作品を作成し、デザインを確定するというプロセスは、一般的な改版では2～3ヶ月要するということがあったが、プライベート商品の場合、オーナーとの説明に時間がかかる部分、また、今回の表示の見直しに際して見落としのないチェックを行う必要があること。また、アレルギーの表示などについては社内では綿密な検討などが必要である。
- ・缶詰の場合には一年一年計画的な原料調達ができない。一定期間に、短期間に商品をつくるという事情があるので、その結果、余る缶が生じる（次回に使用する）といった部分などもあるとのこと。そういった部分を踏まえると、先ほど申し上げた製缶能力の3年という部分に1年程度をプラスし、4年程度の経過措置が必要ではないかという形になる。
- ・添加物について聞き取りを行った結果、社内の検討において表示項目の変更の連絡、承認に11ヶ月かかるとのこと。理由としては、添加物の多くは業務用添加物であるため。業務用添加物の場合、取引先、販売先からのオーダーを踏まえてケース・バイ・ケースで、1対1対応のような形で製造する商品、留型商品が多いということから、小規模なメーカーでも多くのオーダーを有している場合がある。そのアイテムごとに表示内容の変更の説明をして、了解を得ることが必要であるということだった。また、企画書の改訂、再発

行などを伴う場合があり、最長で16ヶ月かかるとのことだった。

その上で印刷業者のプロセスだが、製缶業者のように改版の業者が限定されているという事情とはまた別だが、この期間に最長で5ヶ月を要するとのこと。さらに食品メーカーの生産プロセスというところだが、実際に新しい包材が納入された後に、古いものの生産調整、在庫の処分をする。平均で7ヶ月ぐらいを要するという話だった。

- ・以上の点を踏まえ、各プロセスで最長で必要とする期間を足し合わせると、39ヶ月以上となる。また、今回の改正は全ての添加物について表示の変更が生じること。また、賞味期限の長い添加物が存在することなどを考慮すると、同様に4年程度の経過措置が必要ではないかと整理しているところ。
- ・最後に、製造所固有記号制度のデータベース整備に要する期間（1年間）を設ける必要がある。製造所固有記号のデータベースについては、現在27年度の予算に基づいてデータベースを1年間かけて整備することを予定している。そのデータベース整備の1年間と、先ほど御説明申し上げました4年間を足し合わせるという形で、経過措置期間を5年間ということで諮問をさせていただいている。
- ・ただし消費者庁としては、5年以内の可能な限り早い時期に事業者が表示の改版を進め、新たな表示ルールのもとで消費者の方が商品選択できることが当然望ましいと考えている。新たな表示ルールの普及に努めていくため、消費者庁平成27年度予算概算要求の重点事項として、情報提供の仕組みの構築、具体的には食品表示法に基づく栄養表示、アレルギー表示等に関する普及啓発を推進するという形で、新規の予算を計上している。このような取り組みを通じ、なるべく早い時期に新しい表示のルールというものが広がっていくことを、併せて努めていく所存である。

<委員意見>

- ・缶以外の主要な包材である紙やプラスチック包材のメーカー、具体的には印刷業者になるが、2社に改版に必要な期間について試算をもらったので、そのデータを提示させていただく。印刷業者が実際に印刷するための版を新たに作り直す作業、いわゆる製版、刷版作業にかかる期間に、食品事業者が準備して発注するまでの期間を加えると、全体として3.5年から5年程度はかかるという結果をもらった。A社、B社で若干の違いがあるものの、おおむねトータルとしては3.5年から5年程度の期間は必要ですというご回答だった。ちなみにA社、B社とも自社の通常的能力では不十分ということで、外注の活用を前提に試算いただいております、A社、B社の考えられるフルの能力で対応していただいたとしても、この程度の期間は必要というような結果を示していただいている。
- ・この結果から、こういった紙やプラスチックの包材という主要な包材においても、我々は今回そのほとんど全て改版が必要となっていくわけだから、経過措置期間としては少なくとも5年は必須であると考えます。
- ・今回、ほとんど全ての食品の表示を、このある期間で全面的に改定するという、過去やったことのないことをやろうとしているわけで、また、言うまでもないが、事業者はミスは許されないわけで、この新しいルールに則っていない製品を市場に出すことはできないわけで、当然、確実にやり遂げていかなければならない。そういった中で、消費者庁から

説明のあった缶の包材と今回の紙、プラスチックの包材といった主要な包材において、包材メーカーからこういった4年あるいは5年程度は必要であるという試算をいただいているので、経過措置期間としては最低でも5年は設定していただかないと、食品事業者だけの努力ではどうしようもないところが現実的にある。そこはぜひ考えていただきたい。

- 過去に製造年月日の表示義務がなくなったなど、期限表示の記載方法が過去に変わった事例があり、さまざまな改正、これは個別表示基準だとか、特定の業界だけだとか、その中で原料原産地の記載義務だとか、そういうことも過去にあったが、これほど長く、5年という経過措置をとったことは今までにない。やはり2年という中で、特定の本当にできないものは限定してやればいい。過去の事例でいって製造年月日のときはどうだったか。あのとき全部変わっているはず。そのときは全ての業界が2年でやったのではないか。そういうことを棚に置いてできないとばかり言っていたら本当に何も変えられない。せっかく新しい食品表示という基準を作ってやっていこうという中で、少しでも今のおかしなところを解消していく。消費者の権利が侵害されている部分はできる限り早く解消するという視点で言えば、経過措置期間は短いほうがいいに決まっているわけだから、5年というのは余りにも事業者寄りの判断である。
- いろいろな企業から新製品として非常におびたらしい数が出ている。1年に2回は確実にいろいろな商品が新しく、ちょっと目先を変えたり、デザインも含めてかなり大きく変化させたりしたものが出てきている。かなりの部分が一方では消滅していくので、そういう中では何も問題なくスムーズにいつている。定番商品がどれだけあるのかわからないが、単に試算で計算をされるだけではよくわからないことだ。また、A社、B社自体の数がふえれば期間的には、一度に受ける量は減るわけである。国内でどうしようもなければ、海外に幾らだって受注はできる。だから、海外で物をつくっている場合について、もう少し詳しい説明をいただきたい。そうでないと、どこまでその数字の信憑性を信じたらいいのかよくわからない。

<消費者庁回答>

- 今回の表示の見直しについては、非常に広い分野の内容について修正が必要である。また、当然ながら私どもが表示の普及を進めていくということとも関連するが、国がつくっていくいわゆる規則、今後の基準も含めてですが、そういうものを周知した上で御理解いただいた上で表示の内容を変えていただくというプロセスが必要になるという部分において、通常の改版とは異なる事情があると考えている。
- A社、B社の関係、基本的には今のクライアント、顧客のアイテム数を引き続き全部仕事を受注するという前提で計算しているので、そういう意味では目いっぱい能力で受けて、これだけかかるということである。その能力を上げるというのはなかなか単純にはできないことであるので、その辺の事情は考慮いただきたい。

<委員意見>

- 海外を含めた他の包材メーカーを含めて検討しなさいということだが、食品の包材、パッケージというのは非常に高度な技術が必要なもので、基本的には事業者はこの商品のこの包材はこの事業者にお願いをすると決めて、その事業者に必要な今の版を持っている。それを、今回、新しい表示ルールに則ったものにデザインを含めて変えて

いくのだから、現実的に、5年なら5年の中で本当にやり切れるのか、そういった現実的な不安も持っている。そういった中で、今、お願いしている包材メーカー以外のメーカーも含めて広げて考えなさいということだが、そういった新しいところにやっていただくというところのリスクも非常に大きいものがあり、なかなかそこに踏み込んでいくことはできないと認識している。少なくとも、海外を新しく開拓してまでというのは現実的ではないと思う。

- ・では製造年月日の期限表示が変わったときはどうだったのか。実際に2年でできなかったのか。あのときは全部が変わったわけだろう。表示の中で少なくとも1カ所変わった。包材はどこかが変われば全部見直さなければいけない。2年という経過の中でできないという理由は、よほどの事由がない限りない。今からでも準備はできる。
- ・表示のルールの変更に関して、今回の大規模な変更で絶対に起こしてはいけないものは食品のロスの問題だと思う。廃棄、包材も含めてだが、ロスを起こす。これはどうしても日本国内の資源を無駄遣いしてしまうことになるので、それは絶対に起こしてはいけないと思っている。そういう中で表示の変更期限をどこに持っていくかということだが、猶予期間の終期というのは最終リミットだと考えている。少なくともパッケージをつくっていくというのは順次行われていくもので、5年間の間、全くやらないで最後の5年目に全部が一度に変わるという話ではない。1年目、2年目、3年目と順次変更がされていって、最終的に5年たっても変更ができなかったようなところについては、これは違反という形で処分しますよという位置づけになると思っている。
- ・小規模な変更であれば、本当に一部の変更であればその表示の上にラベルを貼って、そして、そこで適正表示に直していただく。そのようなこともあるが、今回は非常に大きな変更だから、そんなラベルの張り替えで対応できるような話ではないだろう。そういうことから考えると、一定期間はきちんととっておく必要があるし、5年なら5年、それを過ぎたら違反になるということを確認にして、経過措置の5年間というのは、その5年間やらなくてもいいという期間では全くないというところは明らかにするべきだと思う。
- ・製造年月日の変更のとき、包材メーカーがどのように評価して、できる・できないということ判断されたのかというデータを持ち合わせていないので、それとの比較はできないが、今回のポイントは、食品事業者だけではなく、具体的な包材を供給する事業者が、本当にどのぐらいで現実的にできるのか、しかも何か5年という制限もあるので何とかそこに収まることはできるのか、というような視点で、きっちりとした試算をした結果である。だから、それについて、我々がもっと短くしなさいとか、できるよねとか、なかなか口を挟むことはできない、そういった性質のデータだと理解していただきたい。そして、それが基本的に正しいとするのであれば、やはりこのぐらいの期間は現実的に設定していただかないと、現実的に物が作れなくなる、そこを大変恐れている。そういったことのないように、5年というのを決めていただいたら、その中で確実にできるように事業者はやっていくので、ぜひこの5年という期間は設定していただきたい。
- ・包材に関してだが、先ほど委員から海外へというお話もあったが、国内産業をきちんと保護していく。これは税収をきちんと上げていくという意味でも非常に国にとっては大事なことだろうと思う。その根本のところを揺らがせるような形での改正は行うべきでは

ないと思う。

- 1回、海外の情報を集めてほしい。実際こんな長く経過措置をとってくれる国がどこにあるのかと思う。アメリカの製品を見ると、ラベルの上からいっぱい貼って売っている。ということは、恐らく基準の変更があったのだと思う。それに対して、経過措置というものが本当にとられているのか。5年なんて世界中探してもないのではないかと思う。本当にできないものは一部あるかもしれない。消費者庁が確認して、これは本当にできないなと思うものは特例とか何かで救済すればいい。
- 栄養成分表示の義務化は決まった、まだやっていない企業は対応が必要。ただ、かなり自主的に栄養成分表示もされているので、その書き方が幾分違うという部分はあっても対応はそんなに難しくはないと思う。栄養表示以外では、例えば個別の品質表示基準は、かなりそのまま残っているから、全部がこれだけ変わると言われるほど、今回の品質表示基準で表示が変わるのかどうか、はっきり言って疑問。言っていることが非常に大げさに聞こえてしまって、現実離れしているように思えてならない。
- 変わるものと変わらなくてもいいものが存在するのではないかと、私も思っている。それなのに全てのものを全部変えるのを計算のもとにしているというのは、何かすごく違和感があった。
- 今回の表示基準によってどこが変わるのかというところで、余り変わらないところもあるのではないかと委員がおっしゃることに正直驚いている。言うまでもないが、ほぼ全て、完全に全てとは言わないが、変わると思う。栄養表示をやっていない製品は、当然、栄養表示をやらなければならない。栄養表示をやっているものであってもナトリウムを食塩相当量に変えなければならない。あと、アレルギーの表示。特定加工食品の省略規定がなくなるということで、これは非常に大きな課題。あと、原材料と添加物の間に区分を入れ、明確にわかるように何らか工夫をする。それだけでも、ほとんどの食品が変更する必要があると思う。例えば、栄養表示を今やっていないものに栄養表示を追加することで、要するに義務表示の面積が増えると、その増えた分だけ、今あるところを減らさないといけない。減らすということは、全体のデザインをやり直すということ。今回の新しい食品表示基準による変更というのは、ものすごく大きいものだ認識している。
- 経過措置については非常に難しい課題であり、どれぐらいの措置にするべきかという点は私も判断しかねている。今までの行政措置としては大きな改正の際、大体長いもので3年だったのだが、今回5年必要だという。事業者としては、確実な改版を行う上で、デザインとか印刷会社とか国内のいろいろなところで扱うということで時間がかかるという。一方、消費者の観点からすると、そんなに長い経過措置が必要なのか、その両方の意見があると思う。
- そういう中で最終的には、前回のパブリックコメントから最大延びたところの消費者庁の説明のところがなかなかクリアにならない。そのような中、今回、事業者である委員から補足の説明がされ、消費者庁からも説明がされている。それで全てが明らかになったわけではないが、表示の変更点は議論した中身としてもかなりあったと思うし、原材料の中で原材料と添加物を区分して書くということ一つをとっても、原材料の中で書くところについては大きな表示改正だと認識している。

- ・関連としてだが、原材料の中に書かれてある添加物について区分して書くということに関し、WTO 通報をしていない。輸入食品に対しどこまで徹底できるかということについては、疑問は持っている。
- ・3年か5年かというのはなかなか議論がはっきりできないと思うが、新しい法律ができて、その仕組みがどう変わったかというのを末端の事業者、消費者の方に知っていただくことが重要だと思う。仕組み全体を伝えるというのは時間がかかるもの。だから、まずはどういうふうに変ったかという周知を行うところでかなり時間をかけた上で、かつ、5年たってから一斉にスタートではなくて、事業者も積極的に自主的な対応として新しい制度に切りかえていくとか、消費者もそれを見て、利用の仕方の理解を深めていただくということが重要。そうすると、企業の中で新しいルールで表示しているところとしていないところが出てきて、当然にそういうものも影響して普及促進も図れると思う。消費者庁もそのための予算もとっているわけなので、まずはこの仕組みがどう変わったかということを、きちんと周知徹底していただく必要がある。任意的なもの、義務でないところについても、任意でも取り組む活動というか、業界としても、ぜひ取り組んでいただくよう、努めていただきたいと思っている。

<委員個別意見のうち、議題とすべきと提案があった項目に関する議論>

○表示を推奨している特定原材料に準ずるものの根拠規定

<委員による提案>

- ・まず、アレルギー表示については、直接命にかかわるという点から検討いただいていることに感謝申し上げる。アレルギー表示は通知ではなく、基準に入れるべきという提案である。通知にする理由として、3年に一度の特定原材料の見直しなどに柔軟に対応するためという説明をいただいた記憶があるが、平成13年に表示制度が始まってから、何度かの追加がアレルギー表示にはなされており、現在の原材料でほぼ九十数%をカバーしていると伺っている。通知により柔軟な対応をするよりは、基準の中に入れて確実な対応としていただきたいと思う。以上の理由で、アレルギー表示は通知でなく、基準に入れていただきたいという提案である。
- ・議論を促進するためには、現行の通知と、それを基準に入れたときの違いについて、法律的な解釈を含めて消費者庁か消費者委員会から、説明いただけないか。もう少し中身を説明いただかないと、この点について、我々はどう判断していいか、手持ち資料もないので判断できない。

<消費者庁回答>

- ・アレルギー表示は現在、推奨表示については通知で行っている。通知で行っている場合には、推奨表示ということで、表示に間違ってもペナルティが課されない状況にある。一方、基準の中で推奨表示とした場合には、もし表示等にミスがあった場合には、ペナルティが

課されるという違いがある。

<委員意見>

- ・今の説明はラベル表示された場合の執行のときの問題だろうが、そもそも通知で出すということと、基準に入れるときでは、例えばアレルゲンの確認の仕方とか、そういう違いはないのか。要するに、科学的検証ができるといった違いがあって、通知にする、もしくは基準というものはかなり重篤性があるとか、幾つかの要件を持っていて、基準に入っているものと通知のものに2区分されていると思っていた。ただ単にペナルティの問題だけではないと認識しているが、いかがか。

<消費者庁>

- ・特定原材料、表示が義務化されているものについては、特に発症数とか重篤度から勘案して表示の必要性が高いということで表示義務として基準に入れている。一方、推奨表示は、発症例や重篤な症状を呈するものの数が継続して相当数見られるが、特定原材料に比べると少ないものということと、あとは特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要というものであるので、こちらの表示については任意表示ということで通知に落としている。

<委員意見>

- ・今、ペナルティがかかってくると説明されたが、義務表示のときにもペナルティがある。それと同じ重さというか、内容のペナルティがかかるようになるのか。もし、推奨表示が基準になった場合にペナルティはあるのだが、義務のときのペナルティとは違うのか。

<消費者庁回答>

- ・基準にした場合には、表示に間違いがあれば、当然、義務表示と同じような行政指導がかかる。

<委員意見>

- ・実質的に罰金幾らとか、義務の場合はいろいろ書いてあったと思うが、そういう内容も一緒なのか。

<消費者庁>

- ・表示したことと実際の食品に対して違いがあるということについては同じなので、義務表示として規定しても、推奨表示として規定しても、その表示に誤りがあれば、行政庁としては同じ対応をするのが基本になる。

<委員意見>

- ・基準にした場合はそうなるということでよいか。

<消費者庁回答>

- ・推奨として、「このアレルゲンについて表示するときはこのように表示する」といった形で基準に書くことになるので、それに則って表示した結果、間違いがあったということであれば、義務表示であれ、推奨であれ、行政庁としては基本的には同じ対応をとる。

<委員意見>

- ・さきほど委員から、科学的な検証ができるのかという質問があったので、少し現状を説明する。特定原材料（アレルギー義務表示となっている7品目）は、各地方自治体での検査対象になるため、定量検査法と確認検査法の2段階できちんと検査できる体制が整って

いる。しかし、特定原材料に準ずるもの（通知で表示を推奨している品目）は検査法がまだ確立されていないものも多く、定量検査法に関しては確立されているものが2種類という状況になっている。科学的な検証を、特定原材料に準ずるもの全種類について行うということは、現在できない状況である。

- ・先ほど調査が必要だからということも聞いたが、どれぐらい調査というのは進んでいるのだろうか。今、委員が話された検査法の話が調査のことか、それ以外の調査というのはあるのか。

<消費者庁回答>

- ・調査は、アレルギーの特定原材料を指定するかどうかということに関する調査のことであり、3年ごとに全国実態調査を行っている。データとしては、食物を摂取して一定の期間内に症状が発症して病院にかかった症例を3年に一度、報告として取りまとめ、それに基づき、特定原材料にするか、特定原材料に準ずるものか、検討している。

<委員意見>

- ・当初の5つのアレルギーから7つのアレルギーに進んだわけだが、7つのアレルギー以降、変化というのは何かあったのか。

<消費者庁回答>

- ・特定原材料として表示義務にするものについては、発症数や重篤度から勘案して義務表示にする必要があるということで、推奨表示から義務表示に変わったということ。

<委員意見>

- ・具体的にカニやエビは7品目の中に加わったが、それ以外に今後、特定原材料ということに加わる候補として、かなり可能性が高いものにはどういうものがあるか。

<消費者庁回答>

- ・実態調査の結果、現在、推奨表示の中にあるものが発症数や重篤度が高まれば、それらが義務表示になる可能性はある。

<委員意見>

- ・特定原材料は発症数・重篤度によって決定していくということで、この議論は、推奨表示のものをどう扱うかという問題だと思っている。推奨表示が通知によるものであれば、例えば間違えた表示であっても何らペナルティはないということであるが、アレルギーは命にかかわる問題なので、何らかのアクションがあつてしかるべきだろうと思う。一方で、検出方法等が確立していないということであれば、具体的な方法論としては非常に難しいところがあり、問題を考える上で必要なこととして両面があると思う。この2つの問題を併せて考えると、推奨表示とされているものの中で検出方法等が確立された段階で、きちんと基準の中に推奨表示という形で乗せていくという、今後の方向性というものは見えてきているのではないか。実際、ペナルティをかけるという形での基準になったときには、どうしても検出方法が明確にならなければ不可能だと、統一されなければ不可能だと思うので、その辺りを今後の一つの条件として、検出方法を早く確立していただいた上で、確立されたものから順次、通知による推奨表示の中の一部を基準の中の推奨表示に上げていくという方向性が望ましいのではないかと思う。

- ・義務化、任意表示、推奨表示も基準に入った場合については、誤って表示された場合は罰

則があるということになるので、通知とは状況が変わる。現在通知になっている推奨表示のものが基準に入った場合、違反かどうかの判断の検査が十分ではないという現実があるという点が確認されたが、もともと推奨表示で通知のレベルなので、基準確立はいいじゃないかということで、検出方法の検討がかえって遅れる。義務化すれば、そっちに向けて動き出すのではないか。モリブデンも検査法が確立されて栄養表示基準の中に入ってくるといふ議論があったと思うが、基準（検出方法）がないから通知のままであるという発想だと前に進まないだろうと思う。栄養表示基準の義務化を5年もかけてやるという話があるが、そういう時間的スパンをかけながらも、表示の義務化に向けた動きをする必要があると思う。そういう方向性で議論を進めていかないといけない。

- ・アレルギー表示については、当初は厚生労働省の所管でやってきて消費者庁に移り、具体的に議論になって昨年、推奨表示にカシューナッツとゴマが追加になった。そのときは、調査研究に基づいて出てきたとして、新たに2品目が加わったと理解している。推奨というのは事業者がどういう取り組みをしていて、それが世の中にある程度定着することによってラベル表示ができるという考え方もある。通知による推奨表示と義務（基準）による推奨表示について、消費者庁自体はどのような見識をお持ちか、推奨表示がどのぐらいされているのか、そういうことについて少しお聞きしたい。

<消費者庁回答>

- ・推奨表示がどのぐらい表示されているかの具体的データはわからないが、事業者の話では、推奨であっても事業者にとっては義務表示と同等であるので、推奨表示と通知で指定されていれば、事業者にとっては表示しなければいけないという意見がある。よって、かなり高い確率で表示されていると考えられる。

○酒類へのアレルギー表示

<委員による提案>

- ・酒類もアレルギー表示の義務の中に入れるべき。現在、酒類についてはアレルギー表示の義務から除外されている。理由は、パブコメの意見に対する考え方の回答によれば、お酒を飲むことにより顔が赤くなったり、動悸がしたりという摂取時の反応が、特定原材料の抗原性によるものか、アルコールの作用によるものかを判断することは極めて困難であり、またその知見が得られていないため、表示免除となっている。

今回資料を2種類用意した。1つめは英語の論文。2つめはインターネットから引いた事例である。2つめの資料だが、アルコールを飲んで、アルコールの原材料あるいは添加物による症状と思われる方々が多数存在することは、本来であればお医者さんの聞き取りとか患者さんを公募したいところであるが、時間の関係もあり、インターネット上の検索をさせていただいた。アルコールアレルギーというものには存在しないので、これで検索をかけるのは適正かどうかということがあるが、「アルコールアレルギー」ということでお酒を飲んだときの症状が表現されている現実があるので、そのキーワードで検索させていただいた。その中のアルコールによるアレルギー、要するに動悸だったり、赤

くなったりということ以外に、これが特定原材料であるかどうかというのは別にして、アルコール以外の原材料あるいは添加物によって起こされている症状と思ったものをピックアップしたものである。これが資料として適切かどうかは、また専門の先生方の御意見をいただきたいと思う。そういった症状がでる方々が多数いる。そして、アルコールアレルギーというもので検索したときに、Google でも Yahoo でも 170 万を超えるものがヒットしているという現実があるので、問題提起をさせていただいた。また、赤くなるものや動悸がアレルギーのせいかわからないということに関して、英語の論文をつけている。判断するのはそう簡単なことではないようだが、確認の方法はあるという論文だと思う。ことしの9月、ヨーロッパのアレルギーの学会誌に載ったもので、かなりインパクトファクターの高い雑誌と伺っている。酒類からアレルギー表示が除外されることになった平成13年当時、ビールでもどのお酒でも、単純なそれぞれに付随した原材料が使われている現状があったと思うが、最近では御存じのように、ビール類の中にも発泡酒や第3のビール、またカクテルとかリキュールというものが缶に入って販売されている現状がある。それを飲んで、こういう症状があった。動悸だけではなくて、例えば目が腫れるとか、じんましんが出るという症状が出ているものがあるので、除外とせず、粛々とアレルギー表示をしていただきたいと考え、提案させていただく。

<委員意見>

- ・アルコールの表示に関して、私の知識ではアレルギーの表示はしなくてもいいとなっていると記憶しているが、それがそのとおりかどうかをお聞きしたい。もしそうであれば、表示しなくてもいいとなった経緯を説明していただけると議論が進みやすいのではないかと。

<消費者庁回答>

- ・酒類のアレルギー表示については、現在、義務づけられていない。理由としては、先ほど委員からもお話があったように、お酒を飲むことにより顔が赤くなったり、動悸がしたりという摂取時の反応が特定原材料の抗原性によるものか、アルコールの作用によるものかの判断が極めて困難であるということ。また、その科学的な知見が得られていないということで、現在、表示の免除としている。しかしながら、今後、そのような科学的知見が得られた場合には、表示を検討してまいりたいと考えている。

<委員意見>

- ・EUでは、こういったものは表示の対象になっていると聞いたが、その点はいかがか。

<消費者庁回答>

- ・諸外国の酒類のアレルギー表示の状況は、少なくともEU、カナダ、オーストラリア等では表示しているということを確認している。

<委員意見>

- ・EU、カナダ、オーストラリアに日本から輸出するものについても表示はしているということか。

<消費者庁回答>

- ・当然、輸出先の国の表示ルールに従って表示しなければいけないので、表示することになっていると思う。

<委員意見>

- ・(別の委員への質問として) アルコールで、特にリキュールなどで、卵とかクリームとかヨーグルトとかオレンジが入っているようなものがある。そういったもののアレルギーの測定、検知はできるのか。または、されたことはあるか。
- ・特定原材料であればできると思うが、特定原材料に準ずるもの場合は、そもそも検査法が確立されていないものが多いので、品目によっては、例えばPCR法で遺伝子を検出するという方法もあるし、定量検査法が確立されているものは、2種類ある。そういうものであれば検出することは可能だと思うが、全ての品目を押さえられるかということ、ちょっとそこは難しいかと思う。
- ・(別の委員への質問として) 検出できるキットがあるかという話もあるが、もう一つ、アルコールに溶けているから検出しにくいとか、壊れているといった意味で、キットはあるけれども、検出できる、できないという、班研究のときにいろいろ測定されたが、その中にアルコールも入っていたのだろうか。
- ・アルコール類については入っていたものもある。酒類だから特に検出しにくいということは恐らくないと思う。それよりも、加工食品全般に、例えば高圧・高温で処理したものは検出しにくいということのほうが、検出としては重要なファクターだと思うので、酒類だから、特に検出がしづらいということは恐らくないと思う。
- ・そもそも表示は何のためにあるかということからこの問題を考えると、患者の方が知りたい情報として、お酒だってアレルギー表示をしてもらいたいという要望がある。今、消費者庁の答えは、特定原材料の抗原性によるものか、アルコールの作用によるものかの判断が極めて困難であるという。そういう問題ではない。予防的な考えとして、安全性と選択という観点から、その表示がされていたらリスクが軽減できる。そういった考えからいくと、私は当然のごとく、これは消費者の知る権利として、消費者側からの要望として、アルコールだって表示すべきである。症状の判断ができないという答えでは、表示は何のためにあるのかという観点からすれば、随分ずれた議論をしているなと思う。患者さんの強い要望があるのであれば、消費者の知る権利として、そういう要望があるのであれば、応えていくというのが本来、消費者行政の正しい方向ではないか。
- ・事業者団体が出されている低アルコールリキュールの原材料表示に関する自主基準の中でも、アレルギー物質について、ちょっと古い内容になるが、厚生労働省の定めるところで行うものとするという条項がある。やれるから、こういう条項が入っているのかなと感じるので、特定原材料の検出が不可能ではないものについて、わざわざ例外規定として残しておく必要があるのか疑問に感じている。
- ・(別の委員への質問として) アルコールによる作用と抗原性による作用、アレルギーかアルコールによる反応か、これを医学的に判断できないというのが一つの論拠になっていたかと思うが、その辺については医学的にどうなのかということを知りたい。
- ・症状は確かに難しいところがあるかもしれないが、それが原因かもしれないと思ったときには、成分の皮膚テストを行ったり、成分の負荷試験までやるかどうかは別として、検査法はあると思う。
- ・判断できるということか。

- ・判断できると思う。
- ・委員が提出くださった英語の論文は、患者さんの血清が酒類中の原材料のタンパク質に反応するかどうかということを見ているようで、皮膚検査の結果も載っている論文である。これは科学的な根拠というか、証拠の一つとして価値があるものではないかと思う。私としては、今すぐ基準案に反映するのはちょっと難しいかもしれないが、このアレルギー表示の制度が発足してから、もう12年ほどたっているので、こういう科学的な根拠になり得る情報がこれまでにどれぐらい出ているのかというのを調査することがまず重要なのではないかと思う。

○トランス脂肪酸の表示

<委員による提案>

- ・今回、表示基準の策定に当たり、トランス脂肪酸を推奨にも入れなかった根拠として、消費者の必要性、事業者の実行可能性、国際整合性の3点が勘案されたとされている。まず、消費者の必要性という点に関しては、前にも申し述べたが、昨年4月15日に日本動脈硬化学会、これは日本小児科学会とか日本高血圧学会とか、6学会と連名で内閣総理大臣に表示の必要性については強く主張されている。我が国でトランス脂肪酸の表示をするべきだということを強く主張された。コーデックスのガイドラインでは、摂取量の水準が、公衆衛生上懸念となっている国はトランス脂肪酸の表示を考慮するべきとなっている。次に、事業者の実行可能性という点については、我が国から海外に輸出されている食品の多くはトランス脂肪酸の表示が入っている。推奨といっても任意なので、本当は義務にするべきだと思うが、まず第1ステップとして推奨にすべきだと主張している。あれだけ海外でほとんどの食品メーカーがトランス脂肪酸の表示をしているにもかかわらず、実行可能性に問題があるとは考えられない。次に国際整合性の点も、多くの国でほぼ義務化になっていて、日本が免除されている不思議な国と言われている。海外から来るものについては、我が国には全く表示義務がない。海外に輸出するものについては輸出先国に表示義務があり、非常にバランスが悪い。このことは、前にお話したが、ある菓子の表示を見ても、海外で売られているものの中には、1パッケージにトランス脂肪酸3gが含まれると表示し売られている。1日当たりの摂取量の目安はエネルギー比1%、約2gとされているから、それを大きく超えている。これを1箱食べたら、WHOが言っている勧告基準を超えるといったことを踏まえれば、子どもたちの健康のため、我国も海外と同じようなレベルで、台湾とかシンガポールとか香港とか、日本人と似たような体形のところでも多くは表示されているわけだから、ぜひこの件は検討してもらいたい。この件で私が感じたことは、この議論をさせてもらえないことが非常に問題だと思っている。議論させていただけないという雰囲気。踏んではいけない虎の尾だったのかなと思うぐらい、私は世の中から非常に強いバッシングを受けた。こういうことが、この国が本当に消費者のほうを向いているのかどうか。事業者寄りの姿勢が非常に問われている、一つの大きな事例だと思っている。

<委員意見>

- ・トランス脂肪酸は、消費者庁と消費者委員会ができたときに、当初、府省連絡会議等によって、その後、消費者庁によりトランス脂肪酸の事業者向けのガイドラインもホームページ等で公表されている。それについて、消費者庁として現段階において、ガイドラインの執行状況とか、それに対してのコメントがあればお聞きしたい。

<消費者庁回答>

- ・消費者庁からトランス脂肪酸の表示の指針は確かに出している。その指針に基づいて、事業者はそれに則って情報開示してほしいと要請している。ただし、現時点で、その指針に従って世の中に流通している食品の具体的に何%がトランス脂肪酸の表示をつけているかについては追えていない。

<委員意見>

- ・トランス脂肪酸の諸外国での表示は、今、どうなっているのか。
- ・先ほど十分な議論がされていないというお話があったが、この件についてはかなりの議論をさせていただいたと私は思っている。今回、推奨表示には、どうしても飽和脂肪酸を入れてほしい。トランス脂肪酸に対する国民の関心は確かに高いものがあるが、トレードオフの関係で、そちらに関心が高い余りに飽和脂肪酸が非常に高くなっていくという社会的な状況が起こっている。また、飽和脂肪酸の多量摂取による害というものは、もう既に食事摂取基準等の中でもきちんと書かれている。いわゆる科学的根拠が明確になってきているということも踏まえ、推奨のところに入ってきた。よって、これについて再度議論する必要はないと私は思っている。
- ・反論するわけではないが、トランス脂肪酸とコレステロールと飽和脂肪酸は、ほとんどの国では3つとも表示されている。だから、トレードオフでトランス脂肪酸を表示しないということの理由には全くなならない。トランス脂肪酸が体に悪いということが立証されて、アメリカでは禁止に向けて動いていることについて全く議論もさせてもらえない。私は議論もさせていただけなかった事実がある。議事録にも残っている。そのことは国会でも取り上げられた。森大臣に対して質問があったわけである。よく確認していただきたい。3月の消費者問題特別委員会でのこと。そこをまた言われるのだったら、私はそういうことをこの場で申し述べる。この問題は、きちんと多くの方に知っていただいた上で議論すべきだし、このままでいくと、悲しむべきことは、子どもたちの健康、知らず知らずのうちに大量のトランス脂肪酸が入っているお菓子を食べ続けることになるわけである。そのことが表示もされていない。実際、日本でトランス脂肪酸が記載されているガイドラインに基づく表示を見たことがない。枠内に書くというガイドラインのルールが出たわけだが、1度だけ見たのは、ディズニーランドの中で売っているピザだけだ。それ以外、私は見たことがない。
- ・残念ながらトランス脂肪酸のワーキンググループの会議に一度も参加したことがないので、今、どうなっていて、その結論がどういう形でこの場に反映されるのかも、よくわかっていない。それについて御説明いただきたい。
- ・現時点で2回、公開でのワーキンググループの会議を開催した。今後、3回目を計画中。

詳細については事務局のほうからお話していただきたい。

<消費者委員会事務局>

- ・トランス脂肪酸に関するワーキンググループでの議論は、1回目に立石委員、ほか2名の皆様から問題意識について御発言いただく会を開いている。2回目については、東大佐々木先生から、日本人がどのぐらいトランス脂肪酸を摂取しているかや、塩分等のほかのリスク要因との関係について、御発表をいただいた。

<委員意見>

- ・飽和脂肪酸とトランス脂肪酸がトレードオフの関係になるということを ちょっと説明してほしい。
- ・トランス脂肪酸を減らすために飽和脂肪酸に、作業上、加工する段階で置きかえていくという操作がされていくということである。
- ・具体的な話をすると、例えばポーショナルタイプに入ったミルク、コーヒーに入れる商品がある。トータルの脂質は例えば10%入っていて、その中で分析すると、今まではトランス脂肪酸がかなりの量、例えば6~7%くらい含まれていた。それを、同じような油の総脂質に置きかえると、技術的には飽和脂肪酸にかわるものしかないので、トータルの脂質は変わらず、トランス脂肪酸が減った分、飽和脂肪酸が増える形になっている。ほかに添加剤とか乳化剤などの使用によって技術的に可能なこともあるが、一番テクニカルに、安価に早く置きかえらるとなると、トランス脂肪酸の減った分だけ飽和脂肪酸が増えるわけである。そのため、リスクのトレードオフの関係になる。
- ・技術的なことを教えていただいてありがたかったが、ということは、両方表示したほうが、「飽和脂肪酸が多いね。やめましょうか」じゃなくて、「トランス脂肪酸を減らしたのですね」という形になり、意味があると思う。情報量があるほうが、商品をよりよく理解できると思った。必要性というのは非常にわかるが、今回、基準の中に入れるということで再度議論するには時間が足りないかなと思うので、課題として入れる前提で議論を進めるのがいいのではないかなと思う。

〇脂質の『含まない旨』の表示について

<委員による提案>

- ・ノンオイルドレッシング（脂質3g未満でノンオイルとすることができる）のことで、コーデックス基準に準じて脂質が0.5g未満をゼロ表示とするというルールで「含まない」という表示を決めたわけだから、例外を残すということは消費者から見て非常に混乱を招く。本来は一律であるべきだし、何のための一元化であったのかということを考えてとき、こういった例外を残すことをやめるのが本来の一元化の趣旨である。事業者優先から国民一人ひとりの立場に変えていくことが重要という消費者基本計画の趣旨に基づいて、従来の縦割り行政の中で生まれてきた業界との癒着、そういった関係を断ち切っていく。本当に消費者目線で消費者行政を仕切り直すのだという決意をもってやっていくことに向けて、こういう例外措置を残すことは、私は理解できない。

○複合原材料の表示について

<委員による提案>

- ・パブリックコメントの中の意見を取り上げたもので、いわゆるロンダリングの話。複合原材料を原材料別に分割して書けることについて、調製品とか、そういったものが見えない形になるということが問題。いろいろな形で海外の調製品が入ってきて、それは明らかに関税で優遇されているが表示の中で出てこない。米粉調製品といった形で海外からどんどん入ってくる。従前の複合原材料表示だとそのことがわかるが、今後はそういったことが見えてこない。であれば、こういうことはきちんと歯止めをかける。分割して表示ができる2つの条件だけでは歯止めをかけられない。事業者の判断に委ねると、そういった表示のされないものが出てくるということについて懸念されるということがパブリックコメントで意見として出されていることについて、消費者庁として判断していただきたい。調製品についてはきちんと書くとか、ルールを決めて明らかにさせるといったことが必要だと思う。

<委員意見>

- ・現状をあまり知らないのだが、調製品になったときに非常に値段が安く輸入されてきていて、それが表示ではどうかがわからない。そういうものも複合原材料として、調製品という名前をつけて表示するというルールで通していただければ、今の議論とそんなにずれているわけではないと思うので、通知に入れた上でQ & Aで出していただければ済む話ではないかと思ったのだが。

○原材料名の記載方法について（糖類のまとめ書き）

<委員による提案>

- ・今回の一つの原則に基づいてやっていくという中で、説明できない例外ルールという形で残っているものである。糖類のまとめ書きができるという、特別な幾つかの業界・品目だけ許す。本来は、果糖ブドウ糖液糖とか異性化液糖という形で書かなければいけないところを糖類という形で書ける。

○原材料名の記載方法について（栄養強化目的の添加物）

<委員による提案>

- ・栄養強化の目的についても、ビタミンCについて幾つかの商品で違う。本来、ビタミンCというのは、栄養強化で使った場合については記載しなくていいものと、記載すべきものと両方ある。個別の品質表示基準において22品目は栄養強化目的の添加物を記載すると

なっている。

○原材料名の記載方法について（植物油脂の表示）

<委員による提案>

- ・食用植物油脂、名称と原材料。これだけが例外的にずっと残っている。原材料が食用大豆油、名称も食用大豆油。ほかの品目とは明らかに異なる表示を認めている。横断的なルールを決めていく中で、従来の縦割りの中で起こってきたものだと何回も言っている。きちんと整理しましょうよということを何度も申し上げたが、これが整理できない理由は何なのか。世の中に対して説得できる理由があるのかなと、そういうものが示されない中で、なし崩しにこういうことを決めていくことについて、非常に憤慨しているわけで、何度もこのことは意見書を出したが、明確な答えがなされないということで、もう一度俎上に乗せていただきたい。